

第2期  
須賀川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

須賀川市



「ともに育て支えあい 子どもが夢を描けるまち すかがわ」  
の実現に向けて



令和の時代を迎え、子どもと子育てをめぐる環境が大きく変わろうとしています。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする『須賀川市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、安心して子どもを産み育てられる、子どもたちが健やかに成長できる、そして夢を描くことができる、魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

この間、国においては、『子育て安心プラン』、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、待機児童解消や女性就業率の向上に向け、保育と放課後児童クラブのさらなる充実を図るとともに、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じるなどの少子化対策に取り組んでいます。

本市におきましても、国の幼児教育・保育の無償化に先立ち、平成29年度から市独自に就学前5歳児の保育の無償化を実施するほか、令和元年10月からは3歳から5歳児までを対象とした給食費の無償化を開始し、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育てしやすい環境の更なる充実を図っています。

子どもは次代を担う社会の宝であり、子育てを支えることは、まさしく未来を支えることであって、社会全体で取り組むべき最重要課題であるとの認識のもと、子育てを取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、本計画を策定しました。

子育てには楽しいことばかりではなく、悩みや苦しみもあると思います。だからこそ、本計画に掲げた“ともに育て支えあい 子どもが夢を描けるまち すかがわ”の基本理念を地域の多くの皆様と共有し、子どもたちが地域社会の中で健やかに成長できる事を願っています。

今後も、子どもたちが夢を持ち、その夢に積極的に挑んでいけるよう、未来を見据えた環境整備に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました須賀川市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、アンケート・パブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました皆様に対しまして、心より御礼申し上げます。

令和2年3月  
須賀川市長 橋本 克也

# 目次

第1章	計画策定に当たって	1
1.	計画策定の背景と目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	4
4.	策定体制	4
第2章	須賀川市の現状と課題	5
1.	人口・世帯・人口動態等	5
2.	子どもと子育て家庭を取り巻く状況	8
3.	計画期間の人口フレームの推計	12
4.	教育・保育施設	15
5.	地域子ども・子育て支援事業の状況	20
6.	ニーズ調査結果	24
7.	須賀川市の子ども・子育て支援の課題	29
第3章	子ども・子育て支援の基本的な方向	31
1.	基本理念	31
2.	基本視点	32
3.	施策の体系	34
4.	家庭・教育保育施設・地域・行政の役割	35
第4章	子ども・子育て支援施策の推進	36
1.	子どもの人権の尊重と安全・安心を守る	36
2.	子どもが心身ともにすくすく育つ	40
3.	安心してのびのびと産み育てられる環境をつくる	49
第5章	子ども・子育て支援事業計画	53
1.	教育・保育提供区域の設定	53
2.	サービス区分の概要	54
3.	教育・保育ニーズ量の見込み及び提供体制	57
4.	地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制	69
5.	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	77
6.	産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項	78
7.	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携	78
8.	労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	78
9.	新・放課後子ども総合プランの推進	79
10.	児童虐待防止対策の推進	79
11.	幼児期の教育・保育の質の向上	79
12.	幼児教育・保育の無償化*の円滑な実施	79
第6章	子どもの貧困対策計画	80
1.	子どもの貧困対策計画策定の背景・趣旨	80
2.	子どもの貧困の現状	81
3.	本市の子どもの貧困対策	93
4.	子どもの貧困対策の具体的な施策	94

第7章	計画の進行管理 .....	102
1.	計画の推進体制 .....	102
2.	進捗状況の管理 .....	103
3.	関係機関等との連携 .....	103
資料編	.....	104
1.	計画の策定体制及び経過 .....	104
2.	用語の説明 .....	107



# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景

本市の人口は、平成17年の80,364人をピークにその後は減少に転じ、平成31年には76,474人となっています。また、年少人口、生産年齢人口の減少が進む一方で高齢者人口の増加は緩やかに進んでおり、子どもを産む世代の人口が減少しつつあることから、本市は少子高齢化の傾向となっています。

有配偶状況においては、晩婚化・未婚化の進行とともに、結婚した夫婦からの出生児数の低下が見受けられ、合計特殊出生率\*は減少傾向で推移しています。今後も、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加していく傾向は続くものと推測されます。

そうした中で、女性の社会進出により共働きの子育て世帯が増加しており、待機児童問題や就学してからの放課後児童クラブによる受け入れ不足などの問題が表面化しています。子どもの数は減少しているものの、低年齢児からの保育ニーズは増大していることから、安心して子どもを産み育てられる環境の充実がさらに重要となっています。

国は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年に「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち、「人づくり革命」には、無限の可能性を持つ子どもたちの未来のため、幼児教育・保育の無償化\*を一気に進めるとともに、真に必要な子どもたちに対する高等教育の無償化などが盛り込まれました。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、17の目標が示されており、子ども・子育て支援に関する施策に関連性の高い項目が多いことから、自治体には、このような国際的な動きにも敏感な視点で施策を推進することが求められます。

本市においては、「須賀川市次世代育成支援対策行動計画」の内容を包含した「須賀川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「須賀川市第8次総合計画 須賀川市まちづくりビジョン2018」や他の各関連計画との整合を図りながら、次代を担う子どもと子育て家庭への支援や母子の健康づくり、青少年の健全育成などを総合的・計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組を見直しながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## (2) 計画策定の目的

須賀川市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）が令和元年度（平成31年度）に最終年度を迎えたことから、これまでの取組を引き継ぎ、新たな計画として本計画を策定します。引き続き、子ども・子育て支援施策を計画的・総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

### ○幼児教育、保育の充実

多様化する保育・教育のニーズに対応するため、第1期計画の実績や子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の内容を踏まえ、教育・保育ニーズ及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を定めて、子ども・子育て支援の充実を図る体制づくりを進めます。

### ○子育て支援の充実

家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心を持ち、理解を深め、それぞれが協働し、役割を果たすことにより、社会全体で寄り添い、支え合うことができる体制づくりを推進します。

子どもを産み育てるといふ希望がかない、子育てに対する負担や不安がなく、すべての子どもが健やかに成長できる子育て環境の整備をさらに進めます。

## 2. 計画の位置づけ

### ○子ども・子育て支援の総合的な計画

本計画は、須賀川市次世代育成支援対策行動計画と須賀川市幼児教育振興計画を発展的に統合した第1期計画を引き継ぎ、須賀川市第8次総合計画 須賀川市まちづくりビジョン2018をはじめ、子どもの福祉又は教育に関する事項を定める、他の関連計画と整合性を持たせた、本市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として位置づけます。

### ○子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第61条第2項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を目指す計画です。

### ○新・放課後子ども総合プランの方針を示す計画

本市の小学生児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行い、生きる力を身につけることが重要です。国の新・放課後子ども総合プランを受け、須賀川市放課後子ども総合プランとして位置づけます。

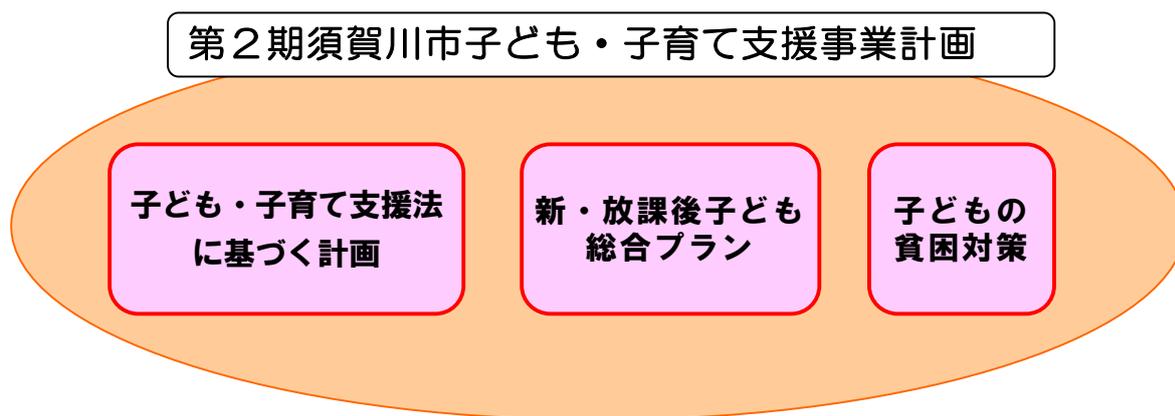
### ○子ども貧困対策計画の方針を示す計画

すべての子どもが夢と希望を持って成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「貧困法」という。）及び子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）に基づき、本計画において子ども貧困対策の方向性を示し、総合的な推進を目指すものとします。

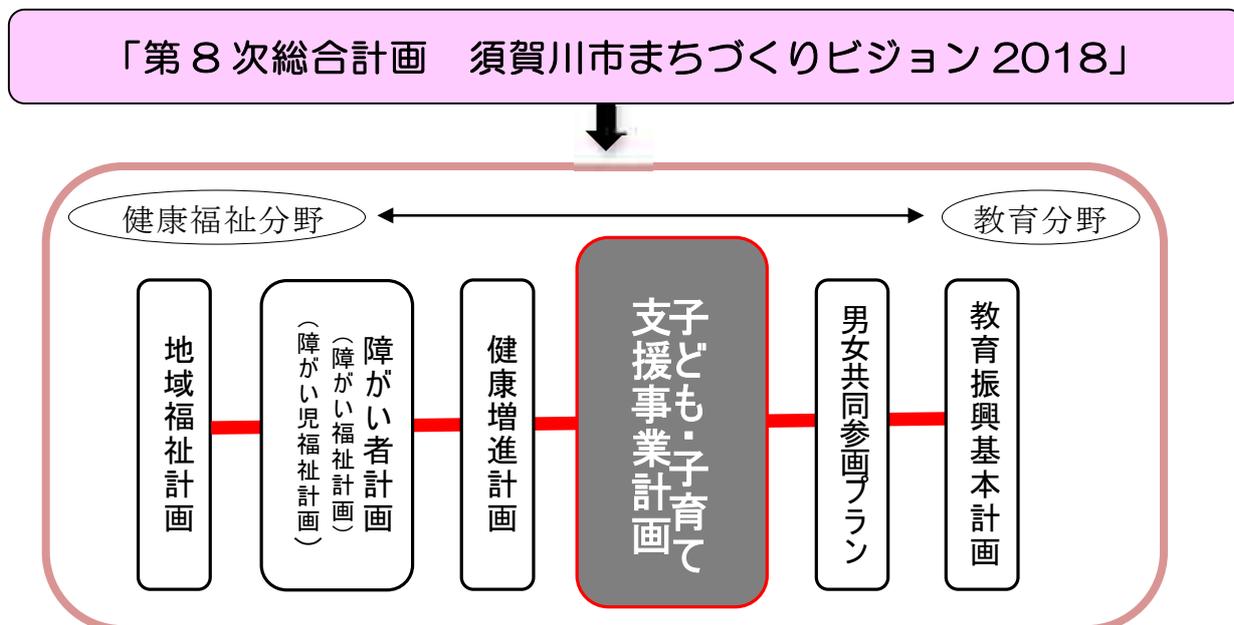
本計画策定の流れ



本計画の構成



本計画の位置づけ



### 3. 計画期間

本計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

なお、本計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

計画期間						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
本計画	→					
次期計画					●見直し及び策定	→

### 4. 策定体制

第1期計画の策定に当たり、平成25年度から支援法第77条第1項に基づく「須賀川市子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成され、計画期間の各年度においては、施策の点検及び推進を行ってきました。

本計画は、現体制を継続し、子ども・子育て会議委員の意見を伺いながら、また、第1期計画の実績や評価により引き継がれた本市の課題などから、本計画の方向性を明確にし、庁内の関係課と連携を図り策定しました。

平成30年度には、小学生以下の児童保護者を対象にした「ニーズ調査」を実施しており、様々なご意見を生かし、計画策定の基礎資料としています。

さらには、令和2年2月にはパブリックコメント\*を実施し、市民の皆様から広くご意見を募り計画を策定しました。

## 第2章 須賀川市の現状と課題

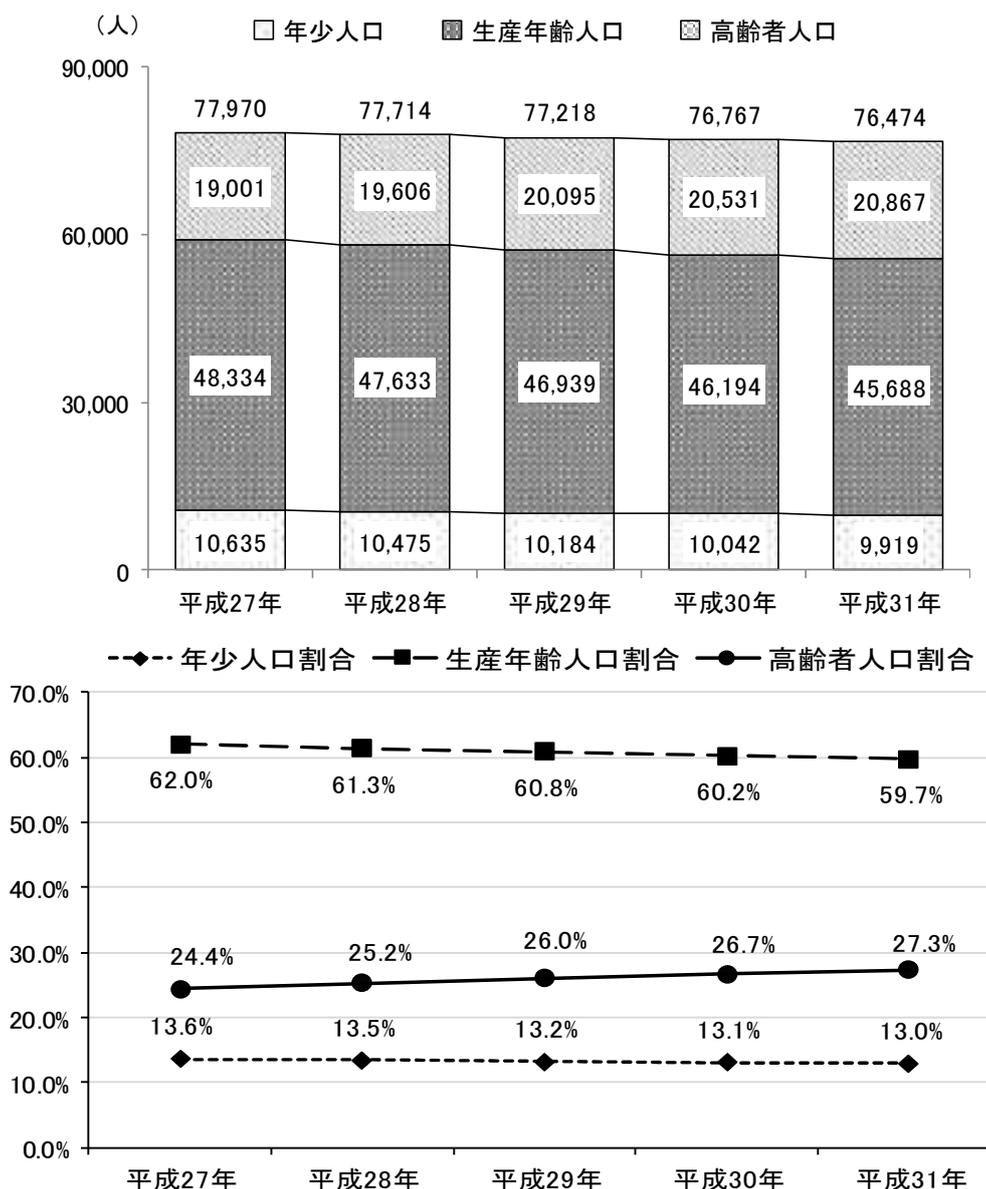
### 1. 人口・世帯・人口動態等

#### (1)人口・人口構成

本市の人口は、平成27年は77,970人でしたが、平成30年に77,000人を下回り、平成31年には76,474人と年々減少しています。14歳以下の年少人口が平成31年で1万人を下回り、15～64歳の生産年齢人口も減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成29年以降は2万人を超えています。

年齢構成では、年少人口割合は13%台で緩やかに減少し、生産年齢人口割合も平成31年には60%を下回っています。一方で高齢者人口割合は年々上昇し、平成31年には27.3%となっています。

人口・人口構成の推計(各年4月1日現在 住民基本台帳)

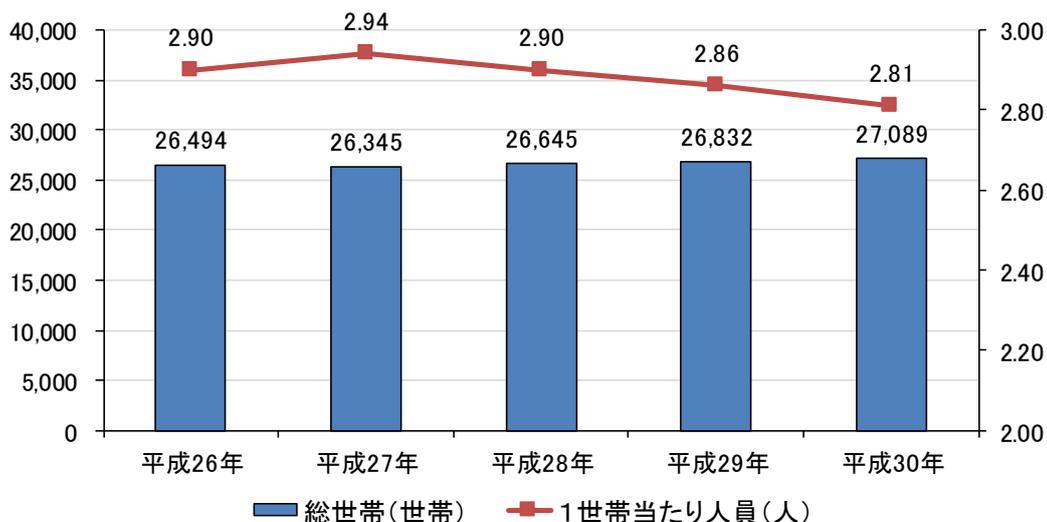


## (2)世帯数・世帯構成

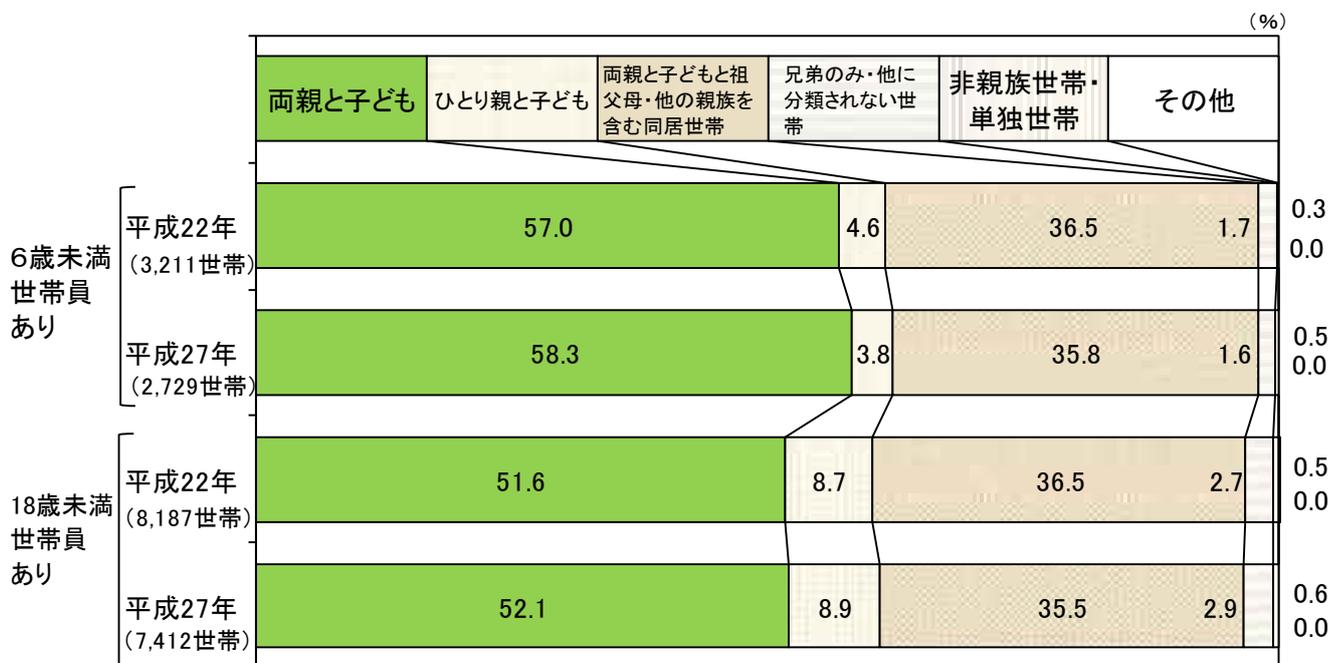
人口減少は進む一方で、世帯数は平成26年の26,494世帯から平成30年は27,089世帯と増加していますが、1世帯当たりの人数は平成26年の2.90人に比べ2.81人にまで減少しています。

世帯構成については、「6歳未満の子どもがいる世帯」と「18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、親と子どもから成る核家族世帯の割合が多く、総世帯に占める割合はやや増加していますが、世帯の数はともに減少しています。

世帯数の推移(各年10月1日現在 福島県現住人口調査)



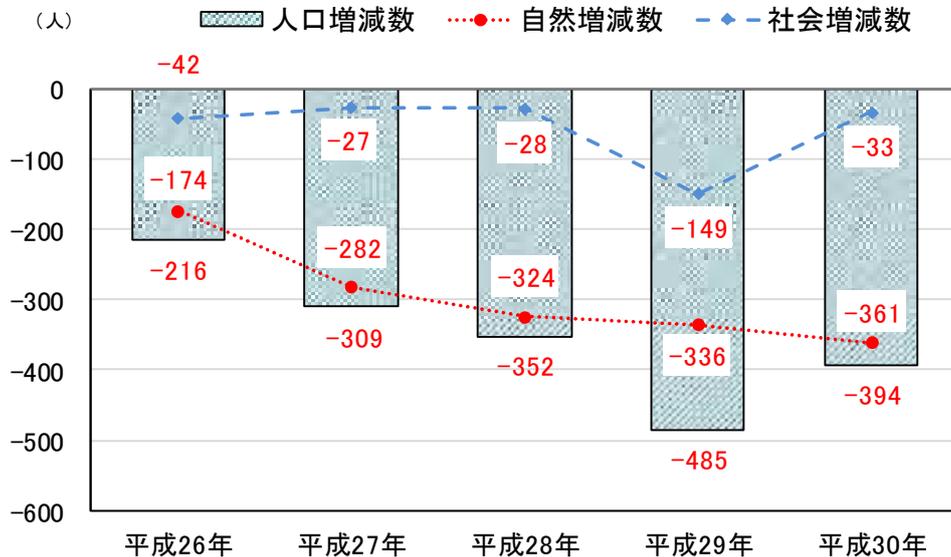
世帯構成(国勢調査)



### (3)人口動態

人口の減少は、死亡数が出生数を上回る自然減と、転出による社会減によるものですが、近年は自然減、社会減の状況が続いています。

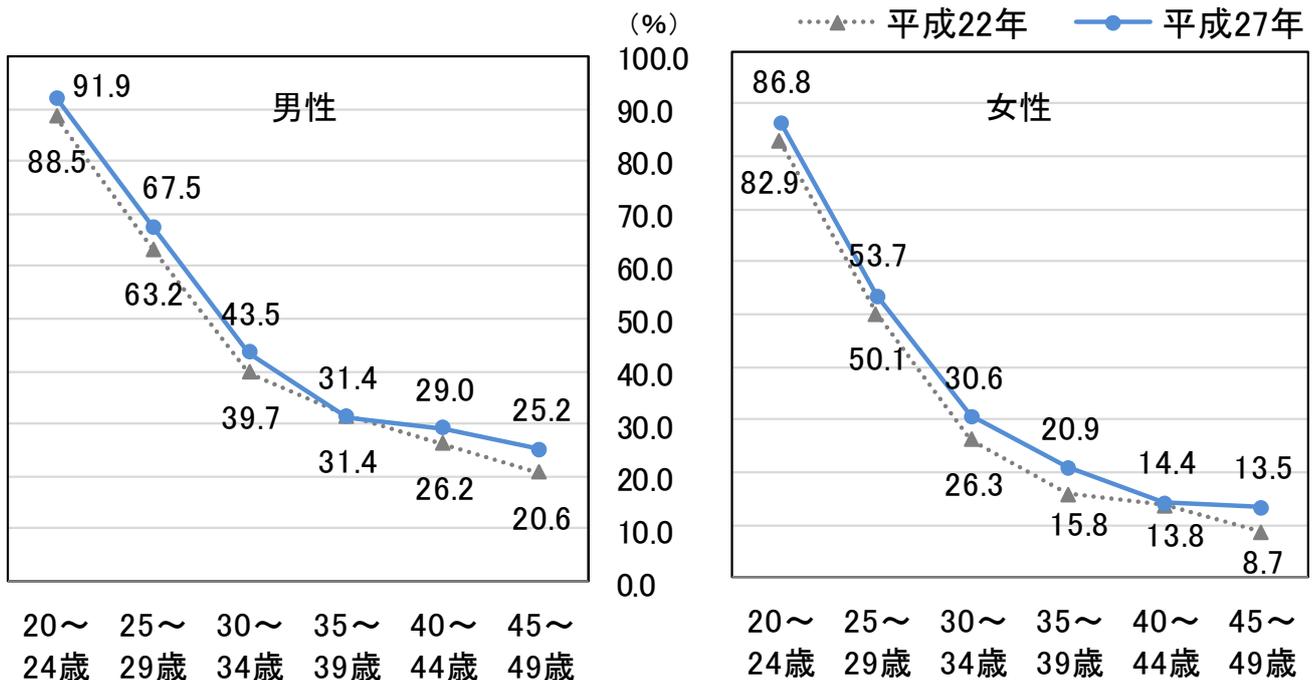
自然動態及び社会動態(各年1月1日～12月31日 住民基本台帳に基づく人口、人口動態)



### (4)配偶状況

未婚率は、平成22年に比べて平成27年は男女ともにほぼすべての年代で増加しており、特に女性の30歳代は平成22年に比べて平成27年は5%前後上昇しています。

男女5歳階級別未婚率(国勢調査)

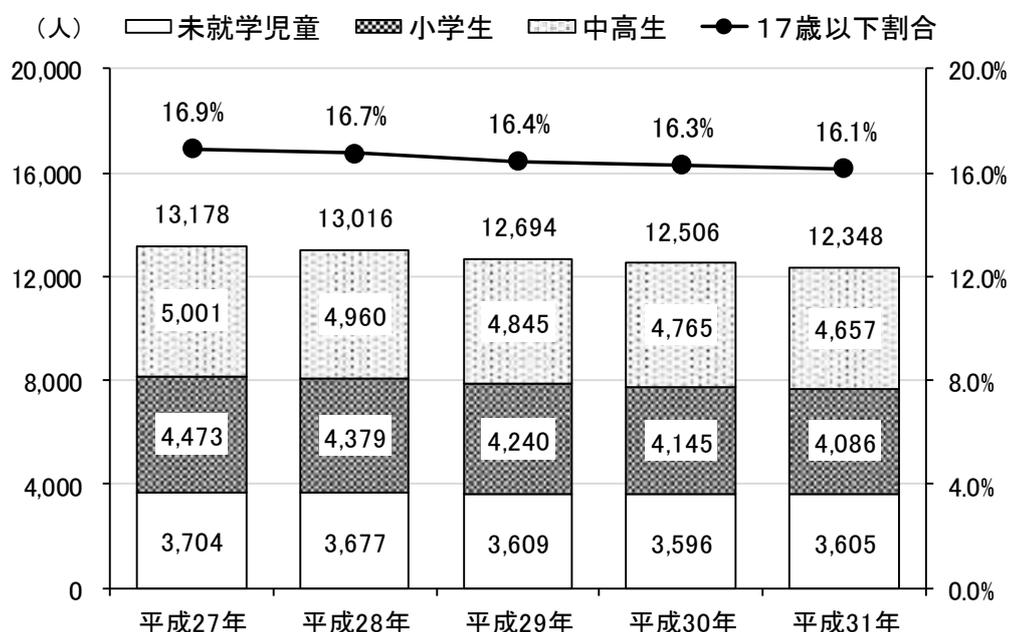


## 2. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### (1) 17歳以下の人口推移

17歳以下の人口は、平成29年に13,000人を下回り、平成31年は12,348人で、総人口に占める割合は16%台を緩やかに低下しています。0～5歳の未就学児童、6～11歳の小学生、12～17歳の中高生でみても、0～5歳の未就学児童は、平成31年は3,605人とやや持ち直しましたが、この5年間をみると減少傾向となっています。それと同様に小学生が4,086人、中高生が4,657人となり、年々減少しています。

17歳以下の人口推移(各年4月1日現在 住民基本台帳)

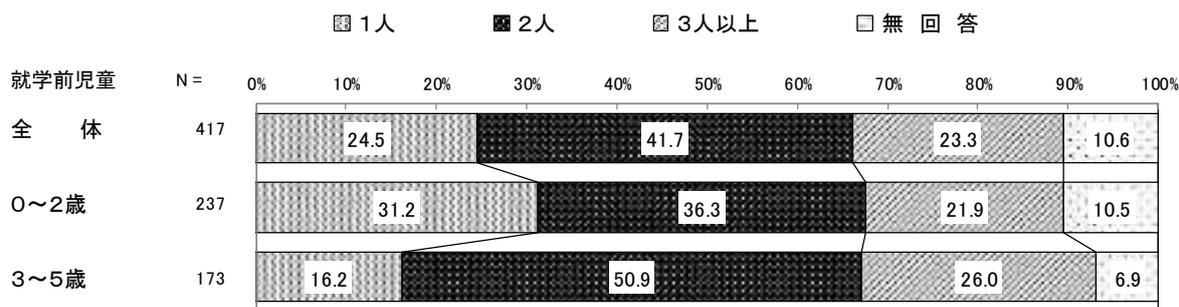


## (2) 児童のいる世帯の状況

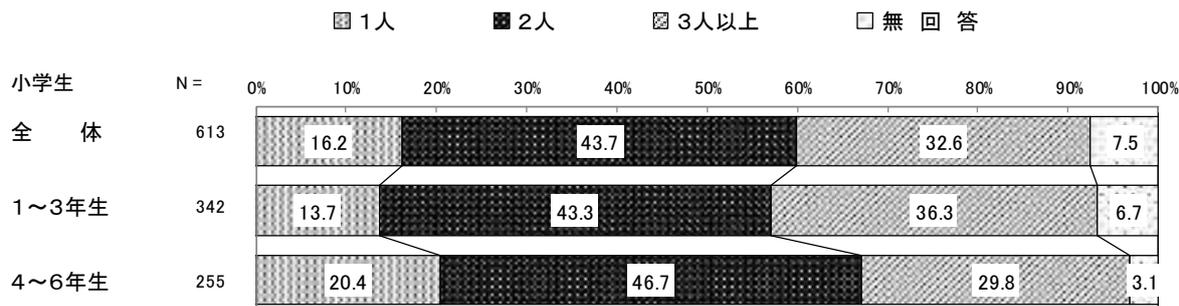
ニーズ調査によると、「就学前児童のいる世帯」「小学生のいる世帯」ともに、世帯内の子どもの数は、「2人」が40%を超えて多く、小学生のいる世帯では「3人以上」の割合も高くなっています。また、配偶者がいない世帯は、就学前児童保護者では7.2%、小学生保護者は10.6%となっています。

### 世帯の子ども数(ニーズ調査)

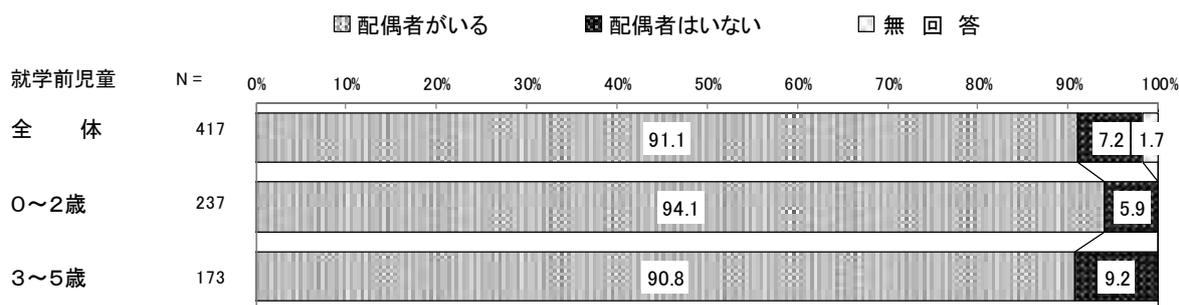
問3 お子さんのきょうだい数[%]



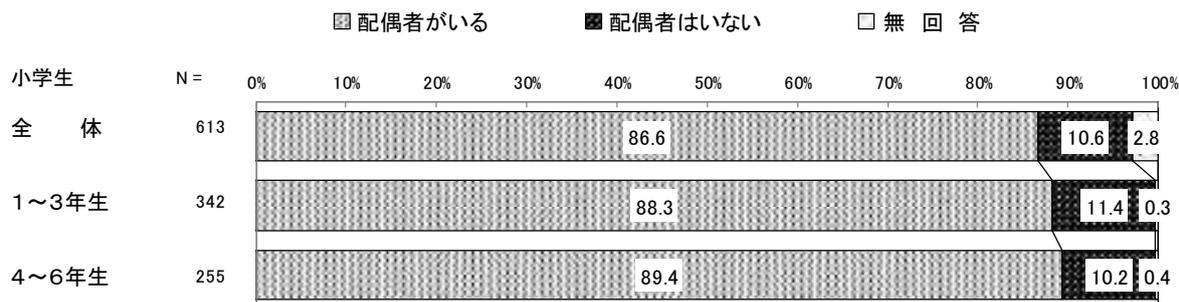
問3 お子さんのきょうだい数[%]



問5 配偶関係[%]



問5 配偶関係[%]

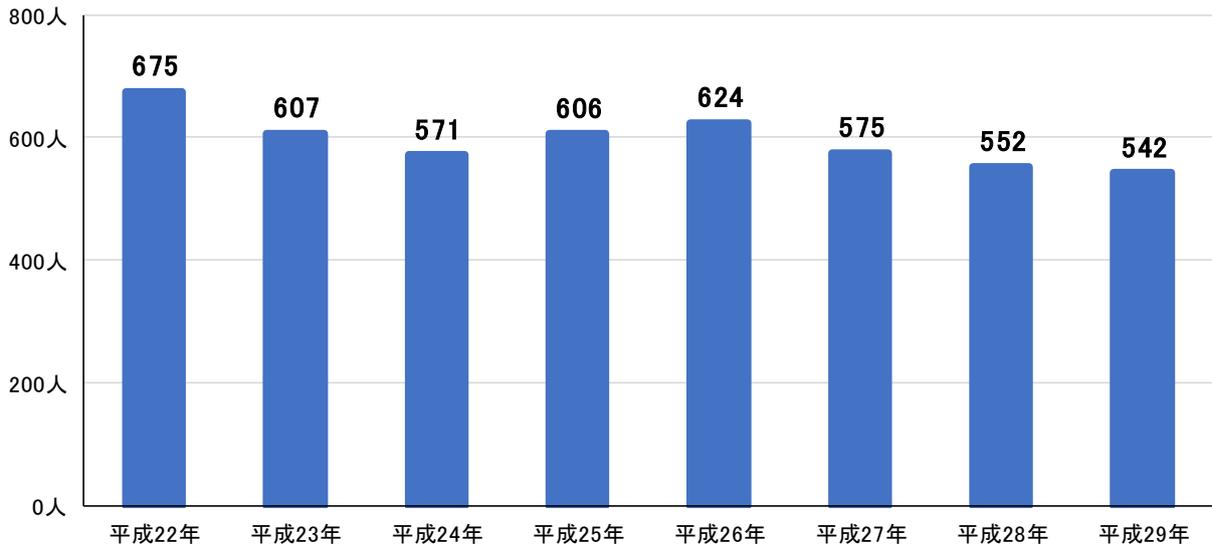


### (3) 出生数・合計特殊出生率\*

出生数は、平成22年の675人から減少傾向にあり、平成25、26年に回復がみられたものの、平成29年には542人になっています。

合計特殊出生率\*は、1998（平成10）年～2002（平成14）年は1.68でしたが、2008（平成20）年～2012（平成24）年は1.49と減少傾向にあります。しかし、本市及び福島県の合計特殊出生率\*は、全国（1.38）に比べて高い数字を示しています。

出生数(現住人口調査・市民課)



合計特殊出生率\* (人口動態保健所・市町村統計・厚生労働省)

	1998（平成10）年～ 2002（平成14）年	2003（平成15）年～ 2007（平成19）年	2008（平成20）年～ 2012（平成24）年
須賀川市	1.68	1.56	1.49
全 国	1.36	1.31	1.38
福島県	1.64	1.52	1.48

近年の合計特殊出生率\* (福島県保健統計)

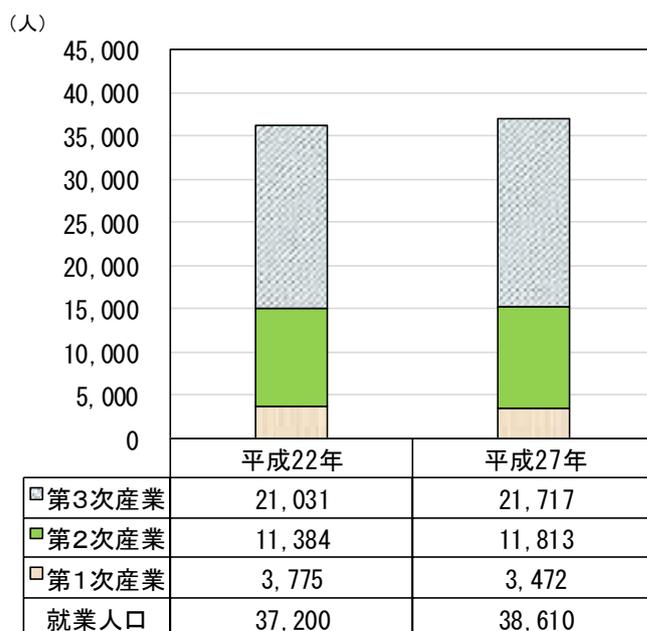
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全 国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
福島県	1.53	1.58	1.58	1.59	1.57

#### (4) 就労状況

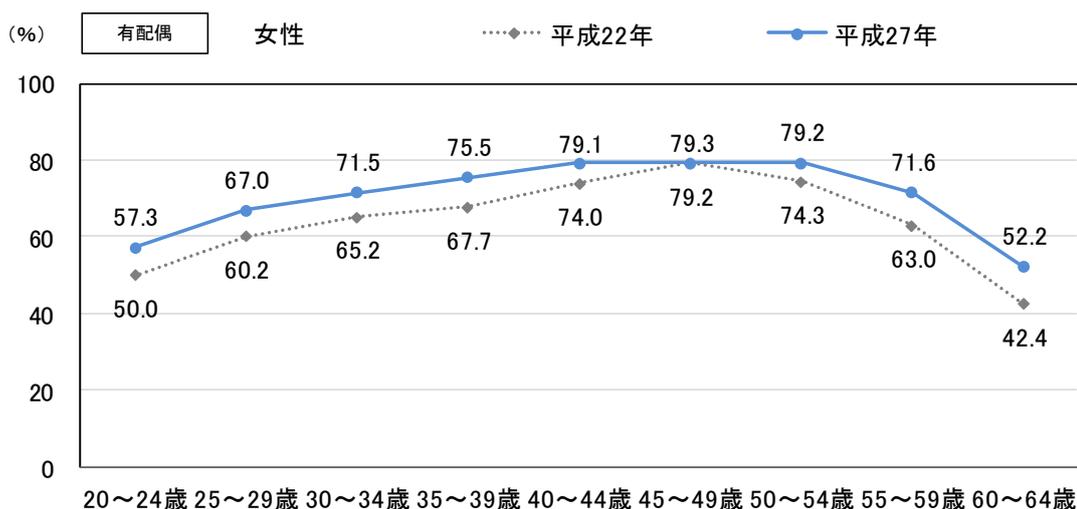
就業者数は、平成22年の37,200人から平成27年の38,610人に増加しており、第2次産業と第3次産業の就業者が増加しています。

また、既婚女性の就業率は、各年代で上昇しており、20・30歳代の女性は平成22年より平成27年は7%前後上昇しています。

就業者数(国勢調査)



既婚女性の就業率(国勢調査)



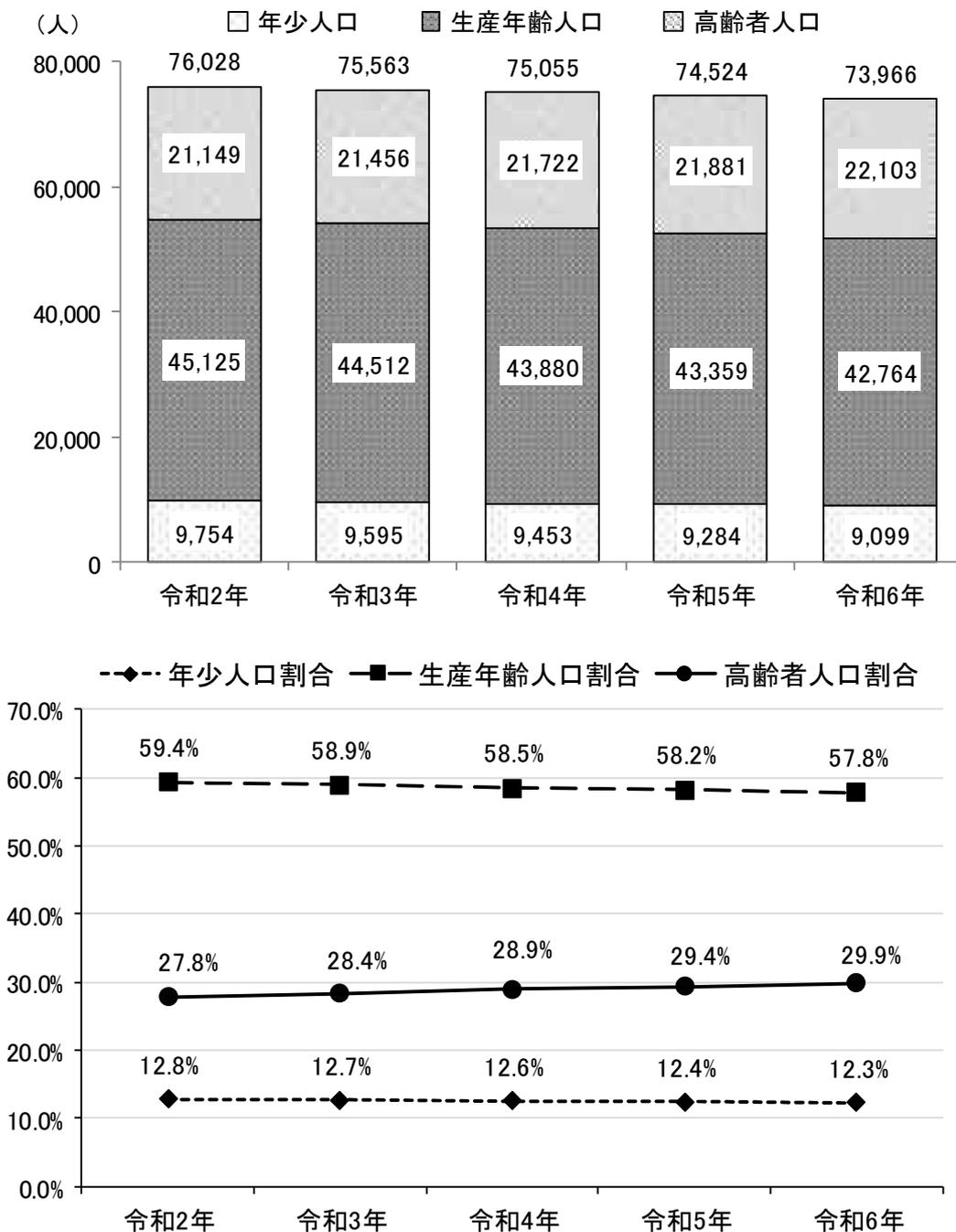
### 3. 計画期間の人口フレームの推計

#### (1) 推計人口

住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用い、コーホート変化率法\*で計画期間の人口を推計しました。平成31年の人口は76,474人でしたが、令和6年には73,966人と約3.3%の減少が推計されます。

人口割合は、高齢者人口が微増し、年少人口、生産年齢人口が減少することが見込まれます。

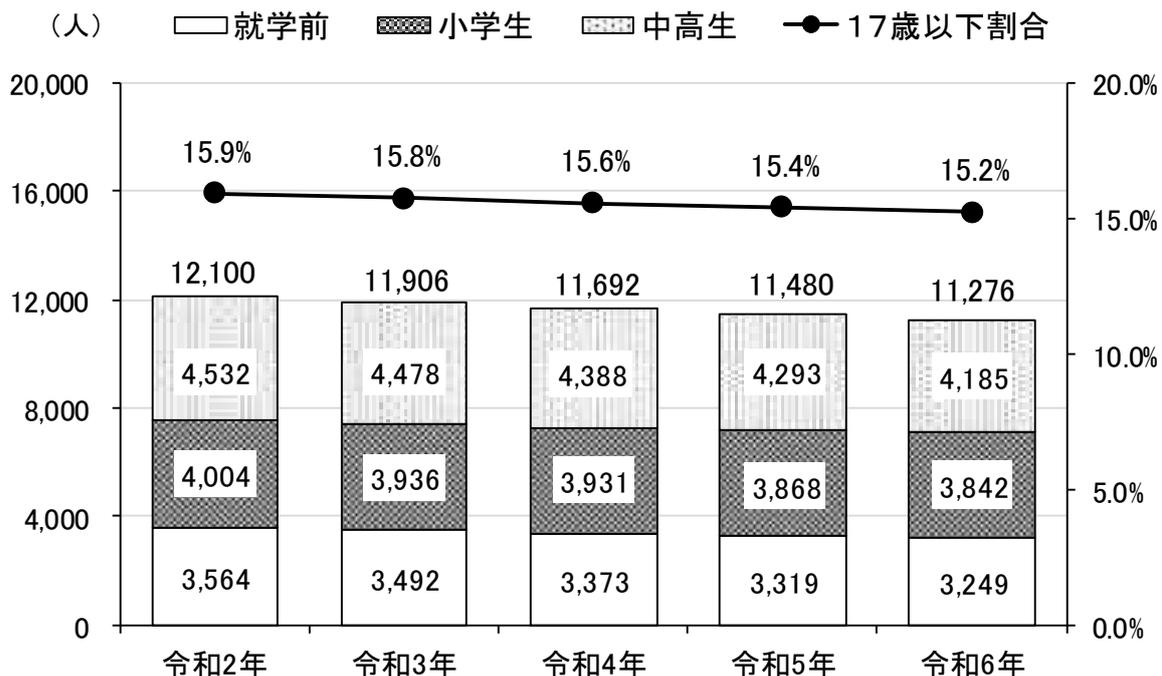
推計人口(各年4月1日現在)



## (2) 推計児童人口

児童数は減少傾向で、中でも就学前児童数（0～5歳）は小学生児童数（1～6年生）よりも減少することが見込まれます。令和2年は就学前児童3,564人、小学生4,004人で合計7,568人ですが、令和6年になると、就学前児童3,249人、小学生3,842人で合計7,091人と推計され、計画期間に就学前児童数が約8.8%減少、小学生児童数が約4.0%、合計約6.3%の減少が見込まれます。

年齢別推計児童数(各年4月1日現在)



### (3) 圏域別就学前児童推計数

ニーズ量推計に当たり、各年齢の地区別構成比を用いて、市内を4圏域にした場合の地区別児童数を算出すると以下のとおりとなります。

圏域別年齢別推計児童数(各年4月1日現在)

4圏域(人)		0歳	1・2歳	3～5歳	小計
令和2年 (推計)	須賀川・浜田	296	641	1,063	2,000
	西袋・稲田・仁井田	142	309	511	962
	小塩江・大東	36	78	128	242
	長沼・岩瀬	53	115	192	360
	計	527	1,143	1,894	3,564
令和3年 (推計)	須賀川・浜田	285	637	1,037	1,959
	西袋・稲田・仁井田	137	307	499	943
	小塩江・大東	34	77	126	237
	長沼・岩瀬	51	115	187	353
	計	507	1,136	1,849	3,492
令和4年 (推計)	須賀川・浜田	278	610	1,004	1,892
	西袋・稲田・仁井田	134	294	483	911
	小塩江・大東	34	74	121	229
	長沼・岩瀬	50	110	181	341
	計	496	1,088	1,789	3,373
令和5年 (推計)	須賀川・浜田	272	592	998	1,862
	西袋・稲田・仁井田	131	285	480	896
	小塩江・大東	33	72	121	226
	長沼・岩瀬	49	107	179	335
	計	485	1,056	1,778	3,319
令和6年 (推計)	須賀川・浜田	263	578	982	1,823
	西袋・稲田・仁井田	126	278	473	877
	小塩江・大東	32	70	119	221
	長沼・岩瀬	47	104	177	328
	計	468	1,030	1,751	3,249

## 4. 教育・保育施設

### (1) 認定状況と教育・保育施設の利用状況

保育所（園）、幼稚園は平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育施設となり、認定こども園への移行などが進められました。

保育所（園）、こども園の利用者は、市街地では多く、周辺部では少ない傾向が続いていますが、これは人口集積や利便性等に影響されているものと考えられます。また、夫婦共働き世帯等の増加により、低年齢児からの教育・保育サービスの利用ニーズが高まっています。

そのような中で、主に0～5歳児を対象として、個人等で運営している地域型保育施設については、比較的小規模で、独自の保育料の設定や、地域に密着した多様な保育により、認可保育所等とは違った特徴を生かして運営されています。

認定状況(各年4月1日現在 こども課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	705	674	628	566	485
2号認定(保育)	423	452	441	447	458
〃 (教育)	248	249	289	369	447
〃 合計	671	701	730	816	905
3号認定 0歳	89	94	99	117	96
〃 1・2歳	468	533	567	601	577
〃 合計	557	627	666	718	673

#### ①保育所（園）

平成31年4月1日現在、市内には9施設（公立7施設、私立2施設）あり、定員は590人です。

公立認可保育所(園)の状況(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

保育所(園)名	住所	対象年齢	定員(人)	利用者数(人)	一時保育 延長保育
第一保育所	館取町145	生後6か月～ 5歳	90	99	延長保育 のみ有
第二保育所	塚田95		60	79	
第三保育所	北上町152		70	55	
うつみね保育園	浜尾字鹿島48		60	60	
ぼたん保育園	東作20		60	45	
長沼保育所	長沼字南延命寺1		40	29	
長沼東保育所	榊衝字上沖116		60	49	
7施設		計	440	416	

私立認可保育所(園)の状況(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

保育所(園)名	住所	対象年齢	定員 (人)	利用者数 (人)	一時保育 延長保育
白鳩保育園	南町170	生後6か月～ 5歳	90	89	延長保育 のみ有
柏城保育園	滑川字東町139-1		60	66	
2施設		計	150	155	

認可保育所(園)利用状況(各年4月1日現在 こども課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳	291	250	258	263	224
3～5歳	386	319	321	332	347

## ②こども園

平成31年4月1日現在、市内には10施設(公立3施設、私立7施設)あり、定員は1,331人で、保育部門が794人、幼稚園部門が537人です。

公立こども園の状況(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

こども園名	住所	対象年齢	定員 (人)	利用者数 (人)	預かり保育 延長保育	
大東こども園	雨田字高屋敷8-1	生後6か月～ 5歳	156	142	有	
白江こども園	大久保字室貫26		0～3歳	40	34	有
			4～5歳	40	38	
白方こども園	今泉字鼠内100		0～3歳	30	30	
			4～5歳	45	25	
3施設		計	311	269		

私立こども園の状況(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

こども園名	住所	対象年齢	定員 (人)	利用者数 (人)	預かり保育 一時保育 延長保育
すぎのこども園	北山寺町32	生後8週～ 5歳	203	200	有
りのひら	和田道146		107	96	
オリーブの木	並木町180-3	生後9週～ 5歳	250	247	
くるみの木	日向町194		180	194	
天泉こども園	上北町45	生後6か月～ 5歳	120	108	
なのはなこども園	森宿字狐石122-1	生後8週～ 5歳	90	104	
プリムラこども園	森宿字安積田184-1		70	67	
7施設		計	1,020	1,016	

こども園利用状況(各年4月1日現在 こども課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳	218	307	308	357	348
3～5歳	729	884	928	930	937

**③小規模保育事業**

令和元年9月1日現在、市内には8施設(すべて私立施設)あり、定員は140人です。令和元年7月1日に「にれの木保育園」が開園し、定員が増加しています。

小規模保育施設の状況(令和元年9月1日現在 こども課まとめ)

保育所(園)名	住所	対象年齢	定員(人)	利用者数(人)
アップル保育園	桜岡53-5	生後8週～2歳	19	18
アップル第二保育園	森宿字狐石121-21		19	21
にれの木保育園	南上町200-8		19	18
虹色保育園	岩作1-4		19	17
コアラ保育園	森宿字安積田73-20		19	22
小規模保育園 ゆず	和田道147-1		12	8
なかよしえん	日向町87	生後6か月～2歳	14	13
イマジン・ナーサリー	森宿字北向91-63	生後4か月～2歳	19	19
8施設		計	140	136

**④幼稚園**

平成31年4月1日現在、市内には5施設(公立4施設、私立1施設)あり、定員は410人です。

公立幼稚園の状況(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

幼稚園名	住所	対象年齢	定員(人)	利用者数(人)	預かり保育 延長保育
稲田幼稚園	岩淵字笠木40-2	4～5歳児	45	29	有
小塩江幼稚園	塩田字作田1		25	12	
仁井田幼稚園	仁井田字館内201-1		40	27	
長沼幼稚園	長沼字殿町2		60	35	
4施設		計	170	103	

私立幼稚園の状況(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

幼稚園名	住所	対象年齢	定員(人)	利用者数(人)	預かり保育 延長保育
須賀川幼稚園	北町5	3～5歳児	240	191	有

幼稚園利用状況(各年4月1日現在 こども課まとめ)

(人)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	利用者数	定員	利用者数	定員	利用者数	定員	利用者数	定員
3歳	26	470	58	470	45	410	70	410
4歳	136		95		134			
5歳	177		128		102			
合計	339	470	281	470	281	410	294	410

⑤地域保育所

令和元年12月1日現在、地域保育所が4施設あり定員は201人です。

地域保育所(園)(令和元年12月1日現在 こども課まとめ)

保育所(園)名	住所	対象年齢	定員(人)	利用者数(人)
双葉こどもの園	新町169	生後2か月～5歳	60	24
コアラプレスクール	森宿字白石坂7-196	生後2か月～5歳	70	33
コアラの森保育園	栄町443	生後2か月～5歳	30	10
保育所キッズ・イマジン	愛宕山103-4	生後6か月～5歳	41	32
4施設		計	201	99

⑥企業主導型保育園

令和元年12月1日現在、企業主導型保育園が1施設あり定員は55人です。定員のうち、地域枠は27人です。

企業主導型保育園(令和元年12月1日現在 こども課まとめ)

保育所(園)名	住所	対象年齢	定員(人)	利用者数(人)
いちごばたけ保育園	森宿字狐石124-18	生後2か月～5歳	55	14

⑦事業所内保育施設

平成31年4月1日現在、事業所内保育施設が5施設あり定員は115人です。

事業所内保育施設(平成31年4月1日現在 こども課まとめ)

施設名	住所	定員(人)	利用者数(人)
寿泉堂松南病院ポニー	須賀川市滑川字池田91	無し	4
医療法人 平心会須賀川病院附属保育所	須賀川市館取町108	60	39
医療法人 三愛会池田記念病院託児所清流園	須賀川市八幡町4	30	18
独立行政法人 国立病院機構福島病院たんぽぽ保育園	須賀川市芦田塚13	25	12
郡山ヤクルト販売株式会社須賀川センター保育室	須賀川市加治町1-29	無し	10
5施設	計	115	83

## ⑧小学校

少子化の影響により、小学校の在籍児童数も減少傾向にあります。平成21年度は5,000人台でしたが、平成31年度は4,070人となり、10年の間で約2割減となりました。

### 小学校の設置状況と在籍状況(令和元年5月1日現在 教育要覧)

学校名	所在地	児童数(人)
第一小学校	大黒町100	489
第二小学校	弘法坦151	361
第三小学校	朝日田53	454
西袋第一小学校	日向町115	573
西袋第二小学校	袋田字小田切21	42
稲田小学校	岩渕字岡谷地1	186
小塩江小学校	塩田字作田1	43
阿武隈小学校	古館70	455
仁井田小学校	仁井田字長者井戸111-1	297
柏城小学校	滑川字東町127	523
大東小学校	雨田字芳ヶ平72	181
大東小学校 上小山田分校(休校中)	上小山田字小林10	0
大森小学校	狸森字杉内90	54
長沼小学校	長沼字殿町85	96
長沼東小学校	榊衝字下沖58	97
白方小学校	今泉字梅田181	97
白江小学校	大久保字室貫26	122
17校	計	4,070

### 小学校在籍状況(各年5月1日現在 教育要覧)

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	4,438	4,349	4,226	4,126	4,070

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 放課後児童クラブ

平成31年4月1日現在、放課後児童クラブは市内に18クラブあり、利用ニーズの増加に伴い、定員を1,490人に増やして対応しています。1年生から3年生までを中心に受け入れています。年々利用希望者は増えている状況です。

平成27年度までの放課後児童クラブ利用者数は、1,000人強でしたが、その後、定員を超えた利用状況となる年度もあり、平成31年4月現在では1,347人が利用しています。

放課後児童クラブの設置状況(令和元年11月1日現在 こども課まとめ)

対象学区	児童クラブ名	所在地	定員(人)
須賀川第一小学校	須賀川一小児童クラブ	大黒町100	170
須賀川第二小学校	須賀川二小児童クラブ	弘法坦151	160
須賀川第三小学校	ぼたん児童クラブ	朝日田53(第三小学校内)	120
西袋第一小学校	西袋児童クラブ	西の内町136	85
	第二西袋児童クラブ	日向町194(認定こども園くるみの木内)	30
	第三西袋児童クラブ	日向町95	140
西袋第二小学校	西袋二小児童クラブ	袋田字小田切21(西袋第二小学校内)	30
稲田小学校	稲田児童クラブ	岩淵字植松2-1	50
小塩江小学校	小塩江児童クラブ	塩田字作田1	50
阿武隈小学校	うつみね児童クラブ	古館30-2	160
仁井田小学校	仁井田児童クラブ	仁井田字北明石田100-1	85
柏城小学校	柏城児童クラブ	滑川字東町26-4	125
大東小学校	大東児童クラブ	雨田字高屋敷8-1(大東こども園内)	85
大森小学校	大森小児童クラブ	狸森字杉内90(大森小学校内)	40
長沼小学校	日高見児童クラブ	長沼字殿町85(長沼小学校内)	35
長沼東小学校	かしまの森児童クラブ	榊衝字下沖58(長沼東小学校内)	35
白方小学校	白方児童クラブ	今泉字梅田181(白方小学校内)	40
白江小学校	白江児童クラブ	大久保字室貫26(白江小学校内)	50
16校	18クラブ	計	1,490

放課後児童クラブ利用者数(各年4月1日現在 こども課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年	309	321	349	332	367
2年	321	309	338	359	365
3年	304	291	284	304	303
4年以上	100	183	254	307	312
合計	1,034	1,104	1,225	1,302	1,347

## (2)放課後子ども教室

7教室において、児童クラブを利用していない子どもたちと地域の方が、ともに勉強やスポーツ・文化活動などを行っています。

放課後子ども教室の状況(平成30年度 こども課まとめ)

教室名	対象学校	登録児童数(人)	開設時間	活動場所	活動内容
あおば子ども教室	阿武隈小学校	30	週2日(月・金) 15:30~17:30	あおば町集会所	読書・工作・スポーツ・自由遊び
あすなろ教室	長沼東小学校	49	週3日(月・水・金) 14:00~16:30	長沼東小学校図書室	自主学習・自由遊び・工作・スポーツ
白江わくわく広場	白江小学校	70	週4日(月・火・木・金)13:45~16:45	白江小学校体育館ギャラリー	自主学習・自由遊び・工作・スポーツ
白方わいわい広場	白方小学校	48	週4日(月・水・木・金)13:45~16:30	白方小学校生活科室	自主学習・自由遊び・工作・スポーツ
キャロン広場	第三小学校	55	週4日(月・火・水・金)13:30~16:30	第三小学校特別活動室	自主学習・自由遊び・工作
柏城子ども教室	柏城小学校	68	週4日(火・水・木・金)14:00~17:00	柏城小学校図書室	自主学習・自由遊び・工作
さくらっ子教室	長沼小学校	31	週3日(火・水・金) 14:00~16:30	長沼小学校会議室	自主学習・自由遊び・工作

放課後子ども教室利用者数(各年5月末現在 こども課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1~6年生	3,201	3,502	3,997	4,087	4,258

## (3)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対応するため実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

延長保育事業の利用状況(こども課まとめ・県報告)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	551	534	829	829	—

## (4)一時預かり事業(預かり保育事業)

一時預かり事業のうち、預かり保育事業は、市内すべての公立幼稚園と認定こども園で実施しています。

預かり保育事業の利用状況(こども課まとめ・県報告)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	36,370	51,839	42,598	39,003	—

## (5) 一時預かり事業（一時保育事業）

一時預かり事業のうち、一時保育事業は、保護者の急な疾病や用事等に対応するため、在園していない子どもを中心に一時保育を行っています。利用者数は減少傾向にあります。

一時保育事業の利用状況(こども課まとめ・県報告)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	3,424	2,241	2,677	1,640	—

## (6) 地域子育て支援センター事業

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和することを目的として、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、交流する場を提供しています。

地域子育て支援センターの設置状況(こども課まとめ)

施設名	所在地
長沼保育所子育て支援センター	長沼字南延命寺1
白江こども園子育て支援センター	大久保字室貫26
大東こども園子育て支援センター	雨田字高屋敷8-1
プリムラこども園子育て支援センター「にこにこひろば」	森宿字安積田184-1
認定こども園くるみの木子育て支援センター「くるみ」	日向町194
天泉こども園子育て支援センター「つぼみ」	上北町18
白鳩保育園子育て支援センター	南町170
市民交流センターこどもセンター内子育て支援センター	中町4-1

地域子育て支援センター事業の実施状況(こども課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	25,200	29,400	9,768	15,405	—

## (7) こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を健康づくり推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うことで、母親の地域での孤立化を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施状況(健康づくり課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問人数	520	466	521	580	—

## (8) 養育支援訪問事業

養育支援が困難な家庭を保健師・助産師等が訪問し、安定した乳幼児の養育が可能となるよう指導します。

### 養育支援訪問事業の実施状況(健康づくり課まとめ)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問人数	168	237	290	194	—

## (9) ファミリー・サポート・センター事業

子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、子育てを支援します。

### ファミリー・サポート・センターの利用状況(こども課まとめ)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	1	1	1	1	—
利用人数	354	318	289	291	—

## 6. ニーズ調査結果

平成31年3月に以下のとおりニーズ調査を実施しました。

### ○子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施概要

①調査方法 標本調査\*

②調査対象 就学前児童保護者、小学生児童保護者

③調査対象抽出方法

小学校学区における児童数による按分を行い、各小学校学区別及び年齢別に抽出人数を算出し、その人数を無作為に抽出。

④アンケートの配布・回収方法

郵送により配布・回収

⑤調査票配布数・回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童保護者	1,000	417	41.7
小学生児童保護者	1,500	613	40.9
合計	2,500	1,030	41.2

⑥調査期間

平成31年3月7日（木）～平成31年3月18日（月）

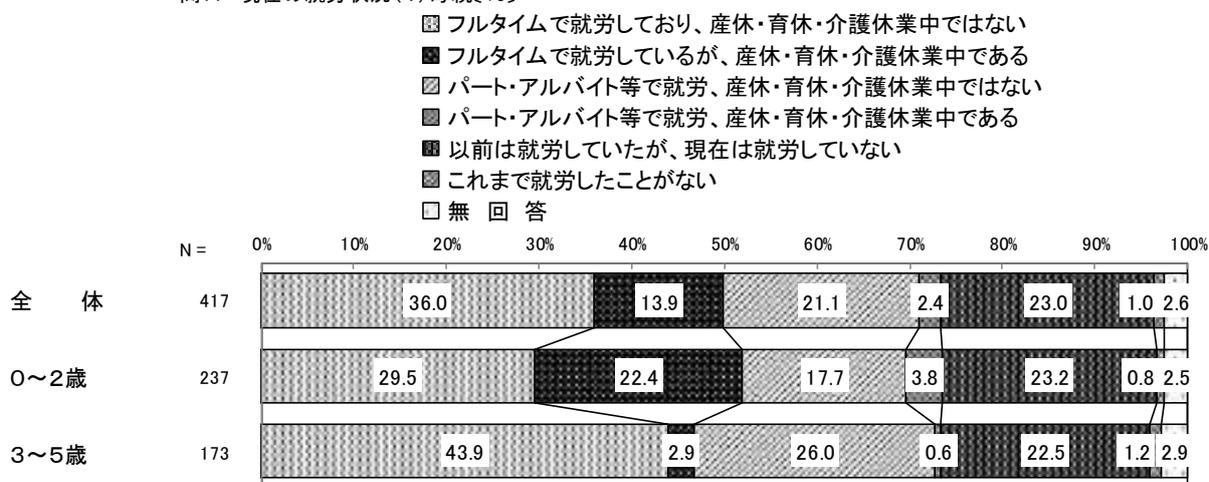
## (1)保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況では、子どもの年齢が0～2歳では「育休等で休業中の人」「以前は就労していたが現在は就労していない人」の割合が多く、子どもの年齢が3歳以上になるとフルタイムでの就労割合が多くなっています。

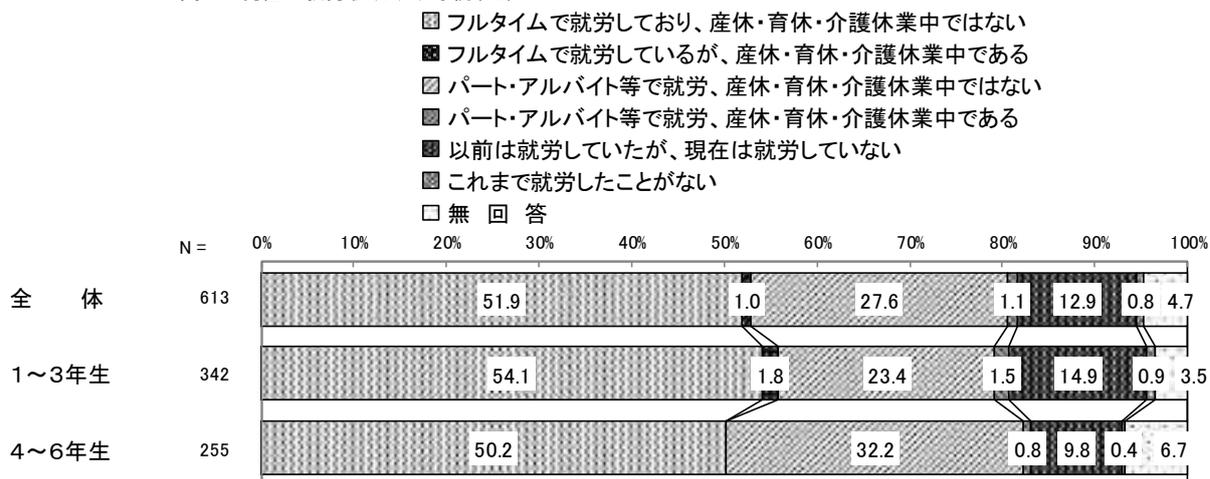
今後の就労スタイルでは、パート等で就労している人は、パート等での就労継続を希望している人が多く、未就労の人のうち就学前児童の母親は子どもがある程度の年齢に達してから就労したいとする人が多くなっていますが、小学生の母親はすぐにでも就労したいという回答が増えています。

### 母親の就労状況

問11 現在の就労状況(1)母親[%]



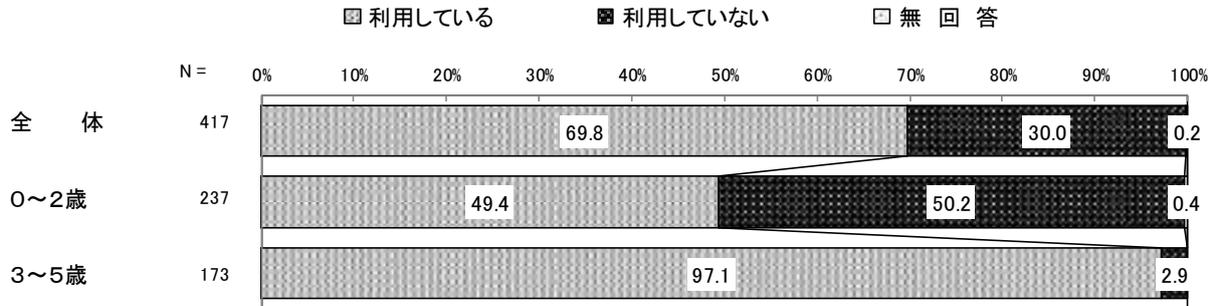
問11 現在の就労状況(1)母親[%]



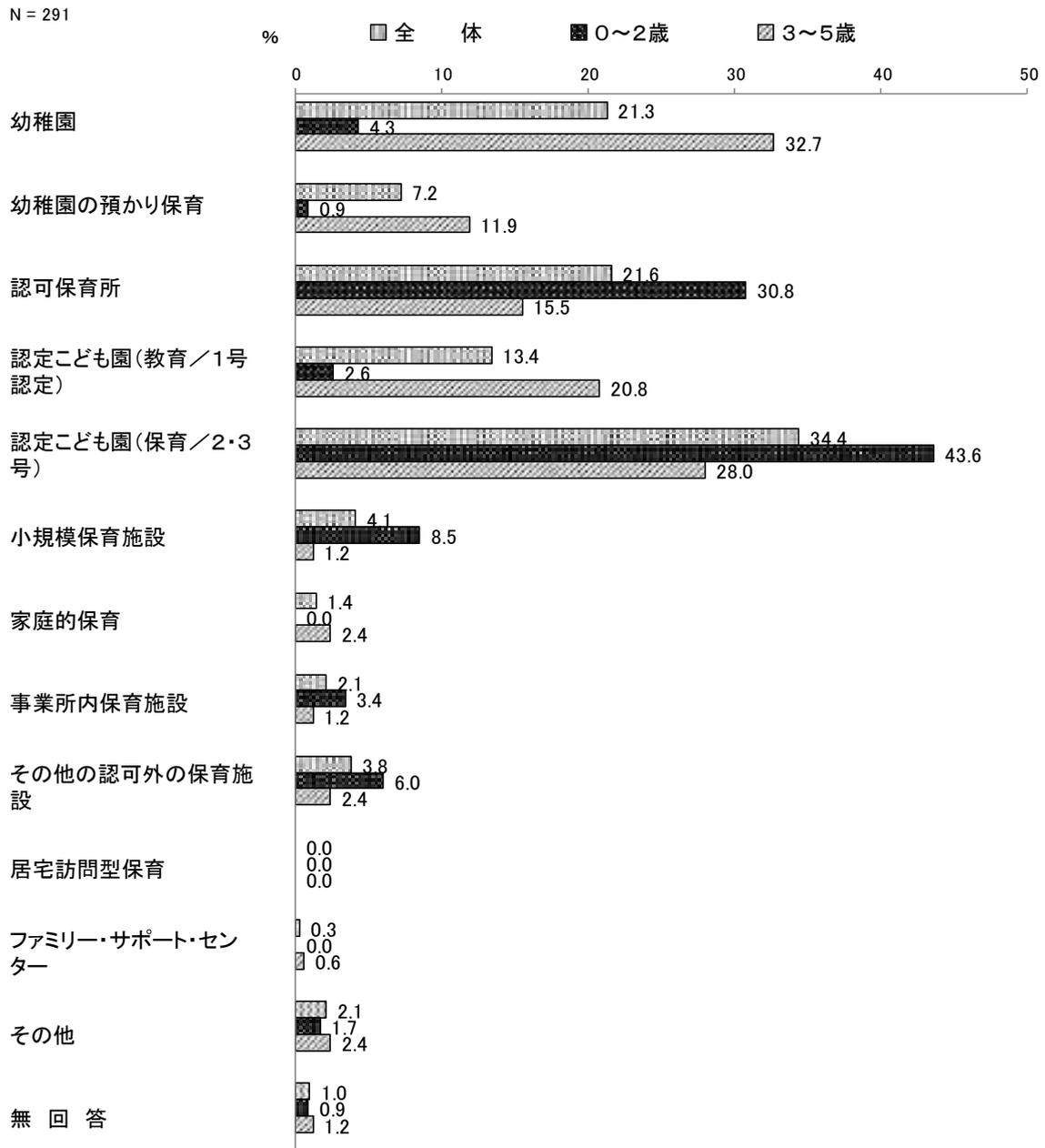
## (2) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

定期的な教育・保育事業を利用している人は、子どもの年齢が3歳以上になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業は、「認定こども園（保育／2・3号認定）」が34.4%、「認可保育所」が21.6%、「幼稚園」が21.3%、「認定こども園（教育／1号認定）」が13.4%で続いています。

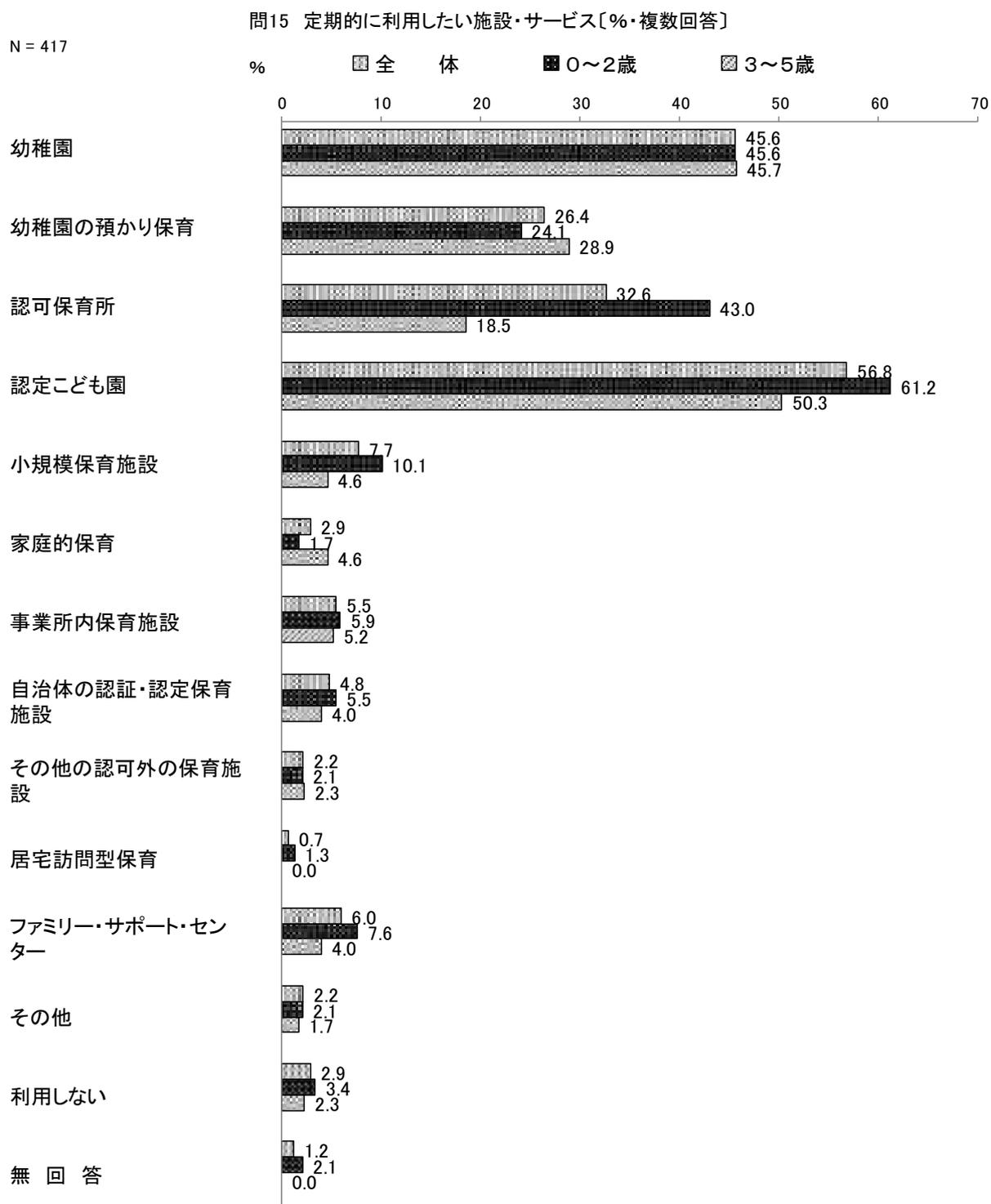
問14 定期的な教育・保育施設等の利用有無[%]



問14-1 平日の定期的な教育・保育利用状況[%・複数回答]



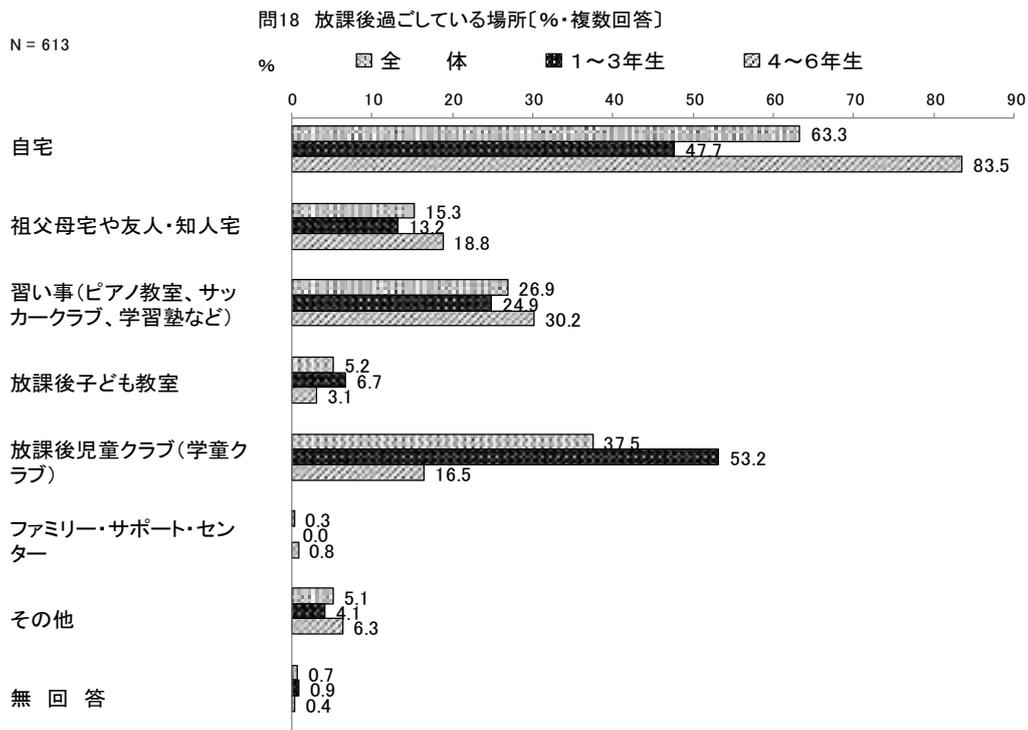
今後、定期的に利用したい事業では、「認定こども園」が56.8%と多く、「幼稚園」が45.6%、「認可保育所」が32.6%、「幼稚園の預かり保育」が26.4%で続いています。



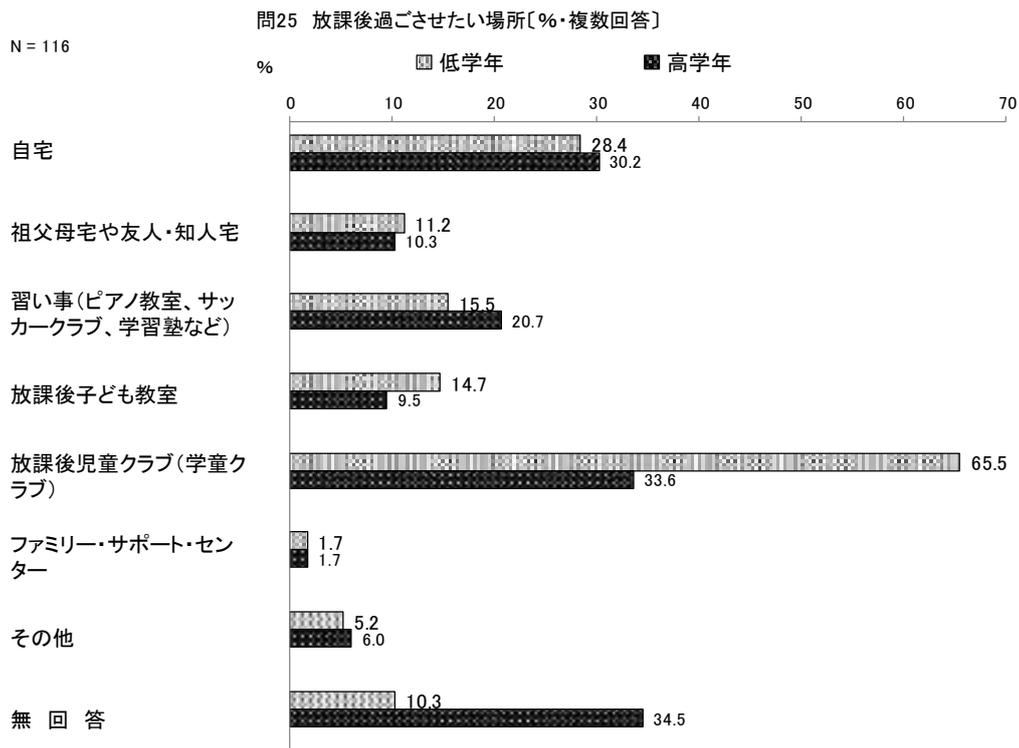
### (3)放課後児童クラブの利用（小学生・就学前児童）

小学校の放課後の過ごし方として、小学生の現状では「自宅」に続いて「放課後児童クラブ」が多く回答されています。一方、就学前児童保護者では就学後の放課後の過ごし方として、低学年における放課後児童クラブ利用希望が多くなっています。

#### 小学生の放課後の過ごし方（現在）



#### 就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童保護者）



## 7. 須賀川市の子ども・子育て支援の課題

### (1) 少子化・核家族化の影響

全国的な出生率の低下に伴う少子化と核家族化の進行は、本市においても例外ではありません。加えて、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も増えており、子どもの成長過程において様々な影響を与えることが懸念されています。同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会も得にくい状況が考えられ、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが今後も課題となります。

また、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所原子力災害の影響による、人口流出の動きは落ち着きを取り戻しつつありますが、少子化の問題と同様に生産年齢人口は各年代で減少しています。

こうしたことから、引き続き、結婚や出産意向があってもそれを実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育ての環境の改善、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

### (2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

国の働き方改革に伴う仕事や家庭に対する意識の変化と雇用情勢の改善等により、子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就業率が高まっています。子どもが低年齢児の頃から共働きである世帯が増えていることで、保育サービスへのニーズも年々高まっています。

市内の教育・保育施設入所状況をみると、幼稚園で入所者が定員を大幅に下回っている傾向にあります。乳児期の保育ニーズに応えるため、認定こども園の拡充などの幼保連携を進め、教育ニーズと保育ニーズのギャップを解消していくことが求められます。

また、各施設の立地状況をみると、市内の教育・保育施設の配置状況は市街地に集積している傾向にあり、主要道路が整備されているため、職場への通勤途中に立ち寄るなど、市内各地区からの通園・通所はしやすい面があります。しかし、子育て家庭では自宅に近い場所の希望も高く、地区ごとの教育・保育施設のバランスの良い配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要となります。

### (3) 成長段階に沿った多様な教育・保育サービスの充実

母親の就労状況をみると、仕事をしてきた母親が出産後も仕事を継続したいという希望が高く、職場復帰をするタイミングも早めたいといった傾向がうかがえます。また、出産時に一旦退職し、その後パートで再就職もしくは再就職予定という形態も多いことが考えられます。そのほか、再就職したいという希望は、小学校への就学前後から多くなっていることもニーズ調査から見受けられます。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランス\*の啓発による雇用者側や父親側の意識改革、乳幼児期の事業利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供していくことが必要と考えられます。

### (4) 子育てを応援する環境・地域づくり

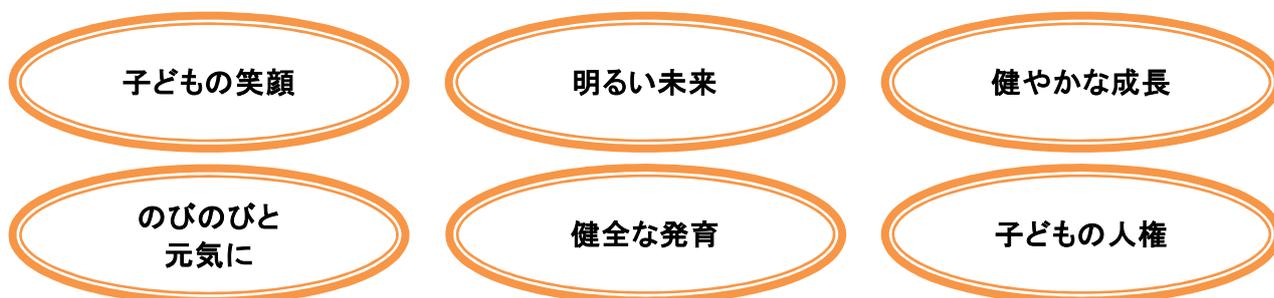
不安や負担感を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。庁内の関係課間だけでなく、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組をさらに広げていく必要があります。

# 第3章 子ども・子育て支援の基本的な方向

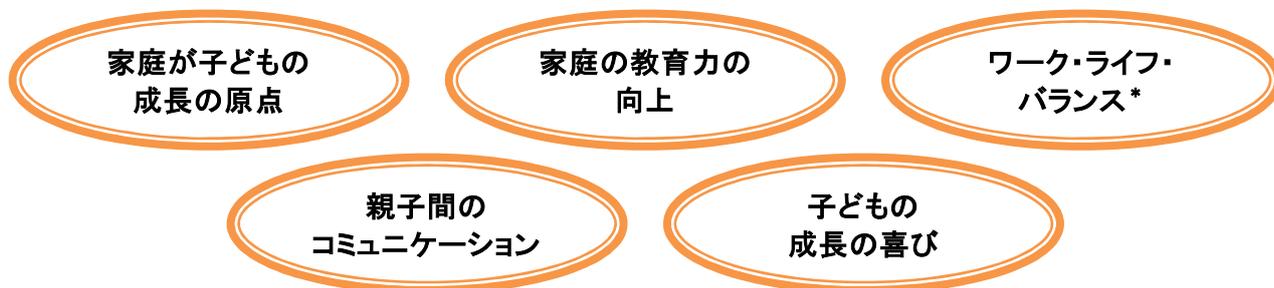
## 1. 基本理念

第1期事業計画策定において、子ども・子育て会議委員からあげられた、市の子ども・子育て支援に係る基本理念を導くためのキーワードが以下のとおりでした。引き続き、子ども・子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施するため、本計画においてもこの基本理念を継承します。

### ○子どもたちのキーワード



### ○子育て家庭のキーワード



### ○地域・事業者のキーワード



### ○行政のキーワード



## ともに育て支えあい 子どもが夢を描けるまち すかがわ

### ○基本理念を実現するための考え方

子どもは、社会の宝であり、須賀川市の宝です。

一人ひとりの子どもや保護者の幸せは、社会全体の願いであり、子育てを支えることは、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながることから、子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このことから、本市に生まれ育つすべての子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、心身ともにすくすく育ち、子どもと子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを産み育てられるよう地域みんなで応援していきます。

また、次代の担い手である子どもたちが、健やかにのびのび育ち、夢を描くことができる環境づくりに向け、これまでの様々な取組を継承・充実させ、協働しながら、子ども・子育て支援を展開していきます。

## 2. 基本視点

基本理念の実現に向け、各種施策・事業を推進する際は、国の政策や「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を踏まえ、次の視点を基本として、施策や事業を検討・推進します。

### （基本視点1）子育てをめぐる環境の視点

核家族化と少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、就労形態の多様化等の環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっているとともに、保育に対するニーズはますます多様化してきている状況にあります。また、原子力災害の影響は少なくなりましたが、食への不安は完全に払拭されていない状況にあります。こうした状況に対応して、社会全体で子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

### （基本視点2）子どもの育ちの視点

子どもの成長において、乳児期は、保護者とのしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成を基盤として、心身の発達が促され、生きていく土台がつくられます。

また、おおむね3歳に達するまでの幼児期は、身体・運動機能が著しく発達するとともに、基本的な生活習慣を身につけ、徐々に人間関係を広げて社会性の芽を育む時期です。

3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、豊かな感性を養い、好奇心、探究心や思考力が培われ、自我や主体性が芽生える重要な時期です。

さらに、学童期は、乳幼児期で培われた力を土台に調和のとれた発達を図る時期であり、特に自立意識や他者理解等の社会性が発達し、心身の成長と変化が著しい時期です。

こうした子どもの各時期の心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることができる環境の整備を目指します。

### （基本視点3）子育て力を高めるための支援の視点

保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提とし、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども子育て支援は、保護者の育児を肩代わりすることではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援する視点を基本とします。

### （基本視点4）地域が子どもと子育て家庭に関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指します。

## SDGsの視点について

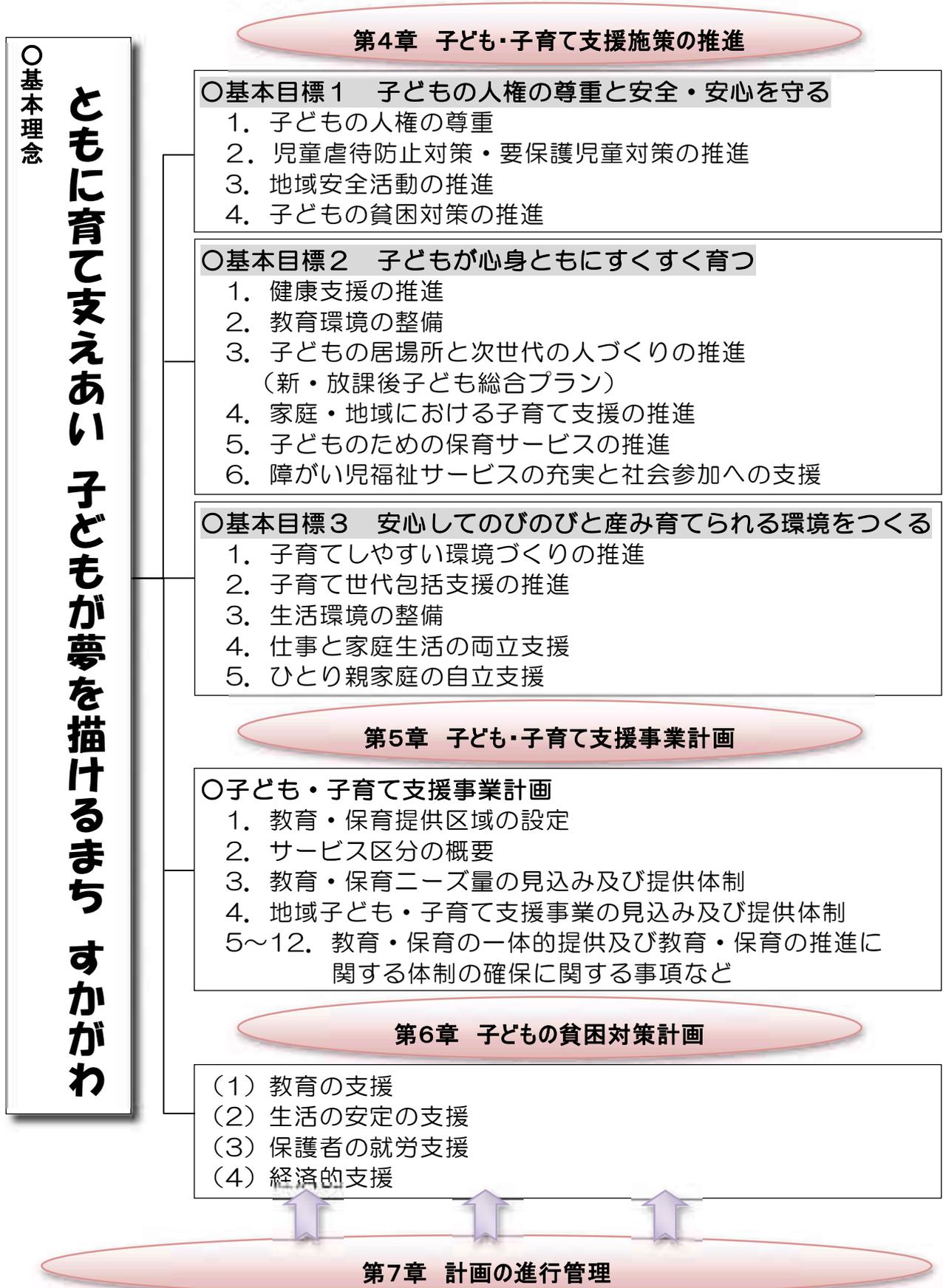
SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、“誰一人、取り残さない”社会の実現のために貧困や格差の解消、質の高い教育の提供、健康と福祉の充実、ジェンダー目標の達成など、17の目標から構成されている取組です。

本計画でもSDGsの視点を取り入れ、“ともに育て支えあい 子どもが夢を描けるまち すかがわ”の基本理念を将来世代へとつなげられるよう、持続可能なまちづくりを推進していきます。



### 3. 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、子ども・子育て関連施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



## 4. 家庭・教育保育施設・地域・行政の役割

第1期事業計画を継承する本計画は、子ども・子育てに関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、生活環境など広範囲にわたるものです。より良い子育て環境を構築するためには行政だけではなく、家庭、教育・保育施設等（事業者等）、地域社会が、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、協働しながら子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。

### (1)家庭

家庭は、子育てについての第一義的な責務を担うことや子どもの成長にとって基盤になることを自覚するとともに、愛情豊かに、親が子どもを育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけ、命を尊び健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められます。

### (2)教育・保育施設等（事業者等）

地域の教育・保育施設等は、子どもの成長と子育て家庭が子どもと向かい合えるよう支援していくため、質の高い教育・保育サービスの提供と子どもの関係機関等との連携が不可欠であり、教育・保育事業の実施に当たっての様々な課題を的確にとらえ、解決に向けた取組が求められます。

### (3)地域社会

地域社会は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪防止など子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、地域全体で子どもと子育てを支えるため、地域社会の一員としての自覚を持ち、様々な形での関わりが求められます。

### (4)行政

市は、計画の推進主体として、教育・保育サービスを担う事業者が子どもたちに質の高いサービスが提供できるよう、情報提供や地域のネットワークづくりをはじめ、子育て環境づくりに包括的・計画的に取り組む役割を担っています。

また、課題の解決に向けて、市民や事業者との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行することが求められています。

# 第4章 子ども・子育て支援施策の推進

## 1. 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

### (1)子どもの人権の尊重

#### 【現状及び課題等】

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな共生社会を実現するために、幼稚園、保育所（園）、こども園に通う幼児期から人権意識を高める教育指導が行われています。特に子どもの人権については、「児童の権利に関する条約」が批准されていることもあり、社会教育、子どもへの支援・相談体制の充実、犯罪被害にあった子どもへの支援、教職員への教育と指導などの施策を展開しています。

しかし、子どもの人権が守られず、いじめ、体罰、不登校などの問題が表面化し、子どもが被害にあう事件や事故が全国的に増えており、大きな社会問題となっています。本市においても他人に対するおもしろいや、いたわりといった人権尊重意識の啓発を継続する必要があります。また、子どもの人権を侵すことにつながる様々な問題の解決のためには、教育・保育機関はもとより、地域社会全体の意識の改革が必要となります。

#### 【施策の方向】

地域社会が一体となって子どもの人権を尊重し、心身ともに健やかな成長を見守れるよう、今後も啓発活動を推進し、相談や保護による支援を継続して取り組みます。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	子どもの人権に関する啓発	子どもの人権について、周知活動を推進し、人権尊重の理念の啓発を図ります。	こども課 企画政策課 健康づくり課 学校教育課
②	様々な課題を抱える子どもの支援及び相談体制の充実	家庭児童相談室を設置し、障がいや養育困難など様々な課題を抱える家庭の支援、相談を関係機関と連携し進めます。 乳幼児期は、乳幼児健康診査事業や乳幼児すこやか発達支援事業、養育支援訪問事業等により、小・中学校においても、スクールカウンセラー*の配置や心の教室相談員による支援など、相談体制の充実を図ります。	こども課 健康づくり課 学校教育課
③	被害にあった子どもの保護等	虐待、体罰、いじめなどの被害にあった子どもを救済、保護するため、関係機関と連携し、支援を進めます。	こども課 健康づくり課 学校教育課

## (2)児童虐待防止対策・要保護児童対策の推進

### 【現状及び課題等】

平成30年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は159,850件（速報値）と、これまでで最多の対応件数となっています。相談件数は毎年度増加しており、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、警察等からの通告の増加が主な理由となっています。

本市においても、子どもや家庭の抱える課題が複雑化したケースが増え、子どもへの直接的な影響が懸念されるため、児童相談所との連携や地域の気づき等による予防や対応がますます重要な取組となります。

本市においては、児童虐待を未然に防止し要保護児童対策を推進するため、関係課及び関係機関との連携を図り、要保護児童対策地域協議会による連携会議、母子保健事業や子育て支援活動の中での見守り、児童虐待防止相談室の設置等に取り組んでいますが、緊急を要する事案や複雑な事案が増加しています。

このため、今まで以上に関係機関や地域との連携体制を強化し、役割分担を明確にして適切な支援や相談体制を確保するとともに、児童虐待の早期発見及び迅速な対応、その後の支援までの切れ目のない総合的な対策を講じることが必要となります。

### 【施策の方向】

児童虐待防止に関し市民の意識の向上を図り、地域、各関係機関と連携することで、虐待の早期発見や迅速な対応ができるよう継続して取り組みます。

また、関係機関は危機意識と役割を認識し、複雑化するケースに早期に適切に対応する必要があることから、学校、児童相談所、警察、保健師、スクールソーシャルワーカー\*等と情報共有を行い、要保護児童対策地域協議会として体制強化を図ります。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止策及び要保護児童対策の一層の推進を図ります。	こども課
②	家庭児童相談室・児童虐待防止相談室の活用	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置します。また、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応等を一段と進めるための専門窓口として児童虐待防止相談室を設置します。	こども課
③	児童虐待防止についての啓発及び地域との連携	児童虐待防止相談室を専門窓口として、家庭児童相談室及び関係機関との連携を図り早期対応、解決に努めます。	こども課
④	養育支援訪問事業	養育が困難な家庭に対し、安定した児童の養育が可能となることを目的に訪問を行います。	こども課 健康づくり課

### (3) 地域安全活動の推進

#### 【現状及び課題等】

令和元年版「子供・若者白書」内の、小学生以下の子どもが遭遇する事故の区別構成割合によると、交通事故の割合が多くみられます。

本市においては、防犯灯の整備や児童クラブへの緊急通報システムの設置、防犯ブザーの配布、見守り活動の推進、不審者情報のメール配信、学校での防犯教育の推進、地域安全マップの作成などを行っています。

また、近年はインターネットを利用した犯罪に子どもが巻き込まれる事件の件数が増加傾向にあるなど、全国的な問題となっており、インターネットの適切な利用についての教育も行っていきます。

#### 【施策の方向】

今後も、地域での子どもの安全を守るため、防犯灯の整備や防犯ブザーの配布を進めるとともに、緊急通報システムや一斉配信システムを緊急時に有効利用できるよう、関係機関や地域の団体との連携の下に、運用面での強化を図っていきます。

また、近年増加傾向にある、インターネットを介した犯罪に子どもが巻き込まれないよう、防犯教育を推進します。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	防犯灯の整備	防犯灯を整備します。	市民安全課
②	公立施設における防犯訓練等の実施	不審者や災害に備えて緊急通報システム等を活用した防犯訓練を実施します。	こども課
③	防犯ブザー給付事業	防犯ブザーを新入学児童に給付し、被害防止に役立てるとともに安全に対する意識の高揚を図ります。	学校教育課
④	防犯、安全に関する情報のネットワーク化及び不審者情報の配信	市ホームページ及びメール一斉配信等による保護者等への情報提供並びに一斉配信システムへの登録拡大に努めます。	学校教育課
⑤	安全・安心マップの作成、活用	安全・安心マップを作成、配布し安全箇所を周知します。	学校教育課
⑥	交通安全教室の開催	子どもの交通安全確保のため交通安全教室を開催します。	こども課 市民安全課 学校教育課
⑦	子どもを対象とした防犯教育の実施	子どもを犯罪等の被害から守るため防犯教育を行います。	学校教育課

## (4) 子どもの貧困対策の推進

### 【現状及び課題等】

子どもの貧困問題への関心が高まっており、子どもの貧困問題について正しい理解や認識と、様々な課題と関連性があることを啓発することが必要となります。

また、貧困法の改正及び大綱の見直しなどを踏まえながら、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させて検討、推進していくことが必要となります。

### 【施策の方向】

子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、様々な課題が背景にあることを踏まえて、子どもが生まれた地域で成長段階に応じて切れ目なく支援を受けることができるように、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する施策を推進します。(詳細は80頁「第6章 子どもの貧困対策計画」部分を参照)

## 2. 子どもが心身ともにすくすく育つ

### (1)健康支援の推進

#### 【現状及び課題等】

親子の健康支援については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく「健康日本21（第2次）」や「健やか親子21（第2次）」をはじめ、食育\*基本法（平成17年法律第63号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等により推進されています。子どもの健やかな成長を支援するためには子どもの成長段階に合わせ、家庭に働きかけていくことが重要であり、健康水準の向上を図っていくことが目標です。

市においては、平成30年3月に「須賀川市健康増進計画」を改定し、“一人ひとりが健康でともに暮らせるまち須賀川”の実現を掲げ、妊娠・出産期からの健康づくりを推進しています。歯科保健の推進や、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止対策、妊娠時の喫煙防止等にも力を入れており、放射線による健康への影響をとらえた健康管理と正しい知識の普及も継続して取り組んでいます。

#### 【施策の方向】

幼少期からより良い生活習慣を身につけ、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	地域での食育*の推進	料理講習会を開催し、バランスのとれた食事と食を通した親子のふれあいを深めます。	健康づくり課
②	フッ化物むし歯予防事業	フッ化物歯面塗布事業やフッ化物うがいむし歯予防事業を実施し、乳幼児期からの口腔の健康管理を進めます。	こども課 健康づくり課 学校教育課
③	運動習慣の定着	体力向上推進計画を作成し、体育科、保健体育科授業以外の体育的活動に対する取組を推進します。	こども課 学校教育課
④	喫煙及び飲酒防止に関する相談の充実	喫煙及び飲酒防止に関する相談を実施します。	健康づくり課
⑤	妊婦への喫煙防止教育の充実	母子健康手帳交付時に喫煙についての資料を配付し、家族全体で禁煙及び分煙を進めます。	健康づくり課
⑥	学校保健事業	翌年度小学校入学の児童の健康診断(就学時健康診断)を実施するとともに、児童生徒の健康診断を実施し、安心して学校生活を送れるようにします。	学校教育課
⑦	放射線に係る健康管理対策事業	原子力発電所の事故による放射線の影響に対し、健康影響の観点から、放射線の知識の普及を行います。	健康づくり課
⑧	予防接種の充実	予防接種法に基づき、予防接種に関する知識を普及するとともに、定期予防接種を実施し感染症を予防します。	健康づくり課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
⑨	給食食材検査事業	内部被ばく防止及び保護者の不安を払拭するため、継続した検査を実施し、安全安心な給食の提供に努めます。	こども課 学校教育課

## (2) 教育環境の整備

### 【現状及び課題等】

本市においては、「須賀川市教育振興基本計画」に基づき、“郷土に誇りを持ち、心豊かで生き生きと輝く人づくり”を基本理念とした学校教育を進めています。

今後も、子どもの生きる力を伸ばすために、地域の理解と教育・保育施設や学校との連携強化、家庭教育の推進などを継続する必要があります。

地域と家庭を連携した幼児教育は、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしており、教育目標に基づく指導計画により発達段階に合わせた環境づくりや体験の機会を設け、学びや考える力の基礎の育成に努めています。

### 【施策の方向】

就学前児童においては、継続して発達段階に合わせた環境づくりや体験の機会を設け、さらなる教育環境と指導体制の充実に努めます。また、幼小連携による教育活動を通して、幼児教育の充実に努めます。

学校においては、基礎学力の向上と様々な分野に興味関心を持ち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容の充実や体験機会の提供等について継続して取り組みます。

## 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	確かな学力の向上	授業改善を重視した研修会や講座を設け、継続して指導や支援する機会を充実するなどして、教職員の指導力向上を図ります。	学校教育課
②	知的発達の促進	遊びを中心とした生活の中で、自ら学び、自ら考える力の基礎が育まれるよう、指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。	こども課
③	豊かなこころと健やかなからだの育成	スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*、心の教室相談員を配置し、豊かなこころと健やかなからだの育成を図ります。 学校給食を核とした食育*の推進と望ましい食習慣の確立を図ります。	学校教育課
		道徳的な判断力や道徳性の芽生えが培われるよう、指導体制の工夫改善に努めます。 給食や栽培活動体験を核とした食育*の推進と望ましい食習慣の確立を図ります。	こども課
④	学校評議員制度*の推進	学校評議員制度*の活用により、地域、家庭及び学校の連携、協力を図ります。	学校教育課
⑤	公立施設における開かれた園づくりの推進	評議員制度や自己、外部評価等を活用し、幼稚園等施設の運営改善を図ります。	こども課
⑥	職員研修の充実	教育者や保育者には、「教育」「養護」に係る資質及び専門性が求められることから、職員研修の充実を図り、能力の向上に努めます。	こども課
⑦	公立施設における社会体験及び自然体験の拡充	地域の自然や施設及び人材を活用した幼児教育を推進します。	こども課
⑧	小中一貫教育の推進と幼小連携の充実	幼、保、小、中の一貫性に配慮し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。	こども課 学校教育課
⑨	家庭教育学級の開催	小・中学校、幼稚園等施設や社会教育施設で家庭教育に関する教室や講座を実施します。	生涯学習スポーツ課
⑩	公民館における家庭教育事業の開催	各家庭の地域における交流や、家族内の交流を促進するために体験活動や親としての学びを中心とした家庭教育事業を開催します。	生涯学習スポーツ課
⑪	家庭教育インストラクターの育成	家庭教育インストラクターの資質向上を目的とした研修会を実施するとともに、各インストラクターが家庭教育学級や保護者会等で助言、指導を行うことにより家庭教育の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課

### (3) 子どもの居場所と次世代の人づくりの推進 (新・放課後子ども総合プラン)

#### 【現状及び課題等】

核家族化の進行や地域とのつながりが希薄となり、かつて、地域社会や家庭において自然に備わっていた、子育てに関する学びを得る機会が乏しい社会になっています。

また、若年の妊娠や心身症等の思春期保健に関する問題は、幼少期からの発達過程と深く関連しており、未来を担う子どもたちを次世代の親として健全に育てていくことが必要と考えています。

命の誕生の大切さを伝えるため、幼児期からの性教育を実施するとともに、小・中学生と乳幼児とのふれあい体験学習や世代間の交流を進めています。

#### 【施策の方向】

将来親となる若い世代を対象とした学びの機会やそれらに関連する取組が必要です。親と子どもの関係性の向上を図るため、地域の協力をいただきながら、子どもの居場所をつくり、様々な体験や人との交流の機会を確保していく必要があります。放課後の子どもの居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室では様々な体験の活動を取り入れ、地域と連携を図りながら推進します。

そのほか、性教育の実施や世代間におけるふれあい体験学習等を通じて家族のこと、将来のことを考える機会を持つよう幅広く働きかけ、命の誕生の大切さと各世代が相互に尊重し合う関係づくりを推進します。

#### 【新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的】

共働き家庭等の「小1の壁」\*を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	性教育の実施	幼児期から性への相談を行います。	健康づくり課 学校教育課
②	小・中学生と乳幼児とのふれあい体験学習	小・中学生と乳幼児とのふれあい体験学習を行います。	健康づくり課
③	おとしよりとのふれあい事業	公立保育所(園)7か所で保護者や地域の理解を得ながら地域老人クラブ等との交流を実施し、高齢者に対する尊敬やおもいやりのこころを育てます。	こども課
④	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	各小学校学区に児童クラブを設置します。昼間保護者のいない児童に対し、放課後安全に過ごす場所を確保し、放課後児童支援員が育成支援します。	こども課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
⑤	放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の余裕スペースなどを活用して、子どもたちの安全、安心な活動拠点(居場所)を設け、子どもたちと地域の方がともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行います。	こども課

## 【新・放課後子ども総合プランの事業】

### ①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

＜市全体：令和2～6年度の提供体制＞

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
提供体制見込み	施設	3	3	4	4	4

市内7学区において実施している放課後子ども教室のうち、同一小学校内の余裕教室等で実施している放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において、一体型の実施を検討していきます。

### ②放課後子ども教室の目標事業量

＜市全体：令和2～6年度の提供体制＞

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
提供体制見込み	施設	7	7	8	8	8

すべての児童の安全、安心な放課後等の居場所の確保を図るため、実施できる環境にある市内小学校区を調査、把握し、条件の整った小学校区より順次整備していきます。

## (4) 家庭・地域における子育て支援の推進

### 【現状及び課題等】

平成20年～24年における本市の合計特殊出生率\*は1.49であり、全国平均をやや上回っていますが、子育て家庭を取り巻く環境は、少子化、核家族化、高齢化、情報化などの社会環境の移り変わりにより大きく変化しています。少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）をはじめ、国の「子ども・子育てビジョン」により、子どもの育ちと子育て支援の総合的な推進が行われています。

### 【施策の方向】

「子ども・子育てビジョン」の“子どもが主人公（チルドレン・ファースト）”という基本的な考えのもと、これまでの少子化対策から子ども・子育て支援へと視点を移し、地域社会全体での子育てを支えます。また、“生活と仕事と子育ての調和”を目指しながら、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、笑顔があふれる社会のために、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	子育てガイドブックの配布	子育てガイドブックを活用し子育てに関する情報を提供します。	こども課
②	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、子育てを支援します。	こども課
再掲	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	各小学校学区に児童クラブを設置します。昼間保護者のいない児童に対し、放課後安全に過ごす場所を確保し、放課後児童支援員が育成支援します。	こども課
③	病児保育事業	児童が病気等により、保育所（園）やこども園などでの集団保育が困難な場合に、病院等の専用スペースや施設内の病児スペースで保育を行います。また、病児保育を行う事業者に対して補助金を交付します。	こども課
④	一時預かり事業（一時保育事業）	保護者の都合（就労形態、傷病、入院等）により、施設に入所していない児童が、一時的に保育を必要とする場合、保育所（園）やこども園などで保育を行います。	こども課 市民交流センター企画課
⑤	幼稚園、こども園における一時預かり事業（預かり保育事業）	保護者からの保育時間延長のニーズに対応するため預かり保育を実施します。	こども課
⑥	電話や面談による相談事業の周知	関係部署の相談機関を体系化して周知を図り、相談体制を充実します。	こども課 市民安全課 生涯学習スポーツ課 学校教育課

## (5)子どものための保育サービスの推進

### 【現状及び課題等】

保育施設における待機児童は低年齢児に多くなる傾向にあるため、認可施設の整備、見直しや保育定員の確保を図る必要があります。近年は、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、保育ニーズは年々高まっていることから、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえることが求められています。

また、令和元年10月から国による幼児教育・保育の無償化\*が開始され、制度が大きく変わったため、潜在的な保育ニーズまでを考慮した保育サービスの量的、質的充実を図るための体制づくりが早急に必要となります。

### 【施策の方向】

利用者の実態と意向を踏まえた、保育の量的、質的充実を図り、子ども・子育て支援事業となるサービス等の提供体制の確保に努めるとともに、待機児童対策に取り組みます。中でも、低年齢児の保育ニーズに対応するため、提供体制については、通常保育、幼稚園での預かり保育と小規模保育の推進により確保に努めます。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	通常保育事業	保育を必要とする児童を保育します。 また、提供体制の確保に努めます。	こども課
②	低年齢児保育事業	低年齢児(0～2歳児)保育数の増加に対応できる提供体制の確保に努めます。	こども課
③	延長保育事業	保護者の働き方の変化に対応するため11時間の保育時間を超えて保育を行います。	こども課
④	地域型保育事業	市の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象となった施設により、保育サービスを提供します。	こども課

## (6)障がい児福祉サービスの充実と社会参加への支援

### 【現状及び課題等】

支援が必要な子どもの受け入れに際しては、専門的な対応が必要となる場合があります。発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応として、子どもの成長段階にあった支援を体系的に実施できるように、児童福祉法（昭和22年法律第164号）や教育基本法（平成18年法律第120号）の改正などが行われ、必要なサービスを提供するための相談支援も体系化されています。また、教育・保育施設や学校などでともに学ぶ体制づくりも進められており、地域でともに育ち、ともに暮らせるように、生活の場での支援と連携させ、切れ目のない対応をしていくことが求められています。今後も、一人ひとりにあった配慮や支援を様々な立場で共有し継続する必要があります。

市においては、既に児童発達支援事業として「たけのこ園」を運営するとともに、こども園や放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ促進、障がい児とその家族と市民の交流イベントの開催などの事業を行っています。そのほか、啓発事業の展開も定期的実施していますが、今後は児童発達支援を進めていくため、支援体制を拡充していく必要があります。

### 【施策の方向】

今後も、障がいについての認識・理解を促すとともに、関係機関との連携を一層推進しながら、通所支援、相談支援を行い、保育所（園）や幼稚園、児童クラブ等での障がい児に対する保育、教育の充実を目指します。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	乳幼児健康診査事業、乳幼児すこやか発達支援事業	発達の遅れがあると思われる子どもを対象に、遊びを通しての精神発達の促進、保護者の支援を行います。 また、障がい児等の保護者に対し必要な知識を得るための学習の場を提供します。	健康づくり課
②	障がい児福祉サービス事業	日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練等を行います。	社会福祉課
③	療育手帳交付事業	知的障がいのある児童等に交付される手帳です。療育手帳の交付を受けるため、18歳未満の方は県中児童相談所の判定が必要となります。	社会福祉課
④	ノーマライゼーション*に関する啓発活動の充実	障がいに関する学習会を開催し、障がいに対する理解を深めます。 また、障がい者週間に合わせ、広報にて周知啓発します。	社会福祉課
⑤	認可保育所における障がい児の受け入れの実施	保育所(園)、こども園への障がい児の受け入れ体制を整備します。	こども課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
⑥	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの実施	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ体制を整備します。	こども課
⑦	障がい児等とその家族への地域活動参加への支援	障がい児等とその家族と市民との交流イベントを支援します。	社会福祉課

### 3. 安心してのびのびと産み育てられる環境をつくる

#### (1) 子育てしやすい環境づくりの推進

##### 【現状及び課題等】

出生児への訪問や乳幼児健康診査等は、多くの保護者と関わる重要な機会です。子どもの発育や発達により保護者の抱える悩みも変わるため、随時相談を行う体制を整えることで、子育てに対する不安軽減につながれると考えます。

安心して子どもを産み育てることができ、子育てしやすい環境をつくるため、妊娠から出産、さらには、子どもの成長段階に合わせたきめ細かな地域医療体制の充実が求められます。

引き続き、産婦人科や小児科の拡充とともに、各種の相談体制、地域の支援体制も強化し、心理的、経済的に安心して出産と子育てが行えるよう多面的な支援と協力が必要です。

##### 【施策の方向】

子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりに向け、こども医療費の無料化、地域医療体制の整備、妊産婦の健康支援などを拡充するとともに、まちづくりや地域のつながり等による子育てしやすい環境づくりについて啓発します。

また、子育てに関する情報については、ホームページや子育て支援アプリの「すかがわ『てくてく』」による発信を中心に、わかりやすく、身近に感じることができるよう、また、情報を取得しやすくなるよう工夫します。

##### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	地域医療体制の確保	講座の研究の一環として、市内公的医療機関に小児科医、産婦人科医の派遣を受け、安心して子どもを産み育てる環境維持の一助とします。	健康づくり課
②	こども医療費助成事業	子どもの健康を守るとともに、社会を支える働く世代の経済的負担を軽減し安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、こども医療費無料化を実施します。	こども課
③	母子保健事業	妊産婦・乳幼児家庭訪問、妊婦・乳幼児健康診査、健康教育、健康相談を実施し育児不安の軽減を図ります。	健康づくり課
④	子育てしやすいまちづくりについての啓発	子育て支援アプリ、市ホームページ、広報紙、パンフレット等で子育て支援に関する情報を発信し、広報、啓発活動を行います。	こども課
⑤	幼児期の教育・保育環境の整備(こども園含む)	就学前児童人口や保育ニーズ量を見極めながら、老朽化している施設の改修や新たな施設の整備、既存施設の効率的な活用を図ります。	こども課
⑥	放課後児童クラブの整備	就学後児童人口の推移や児童クラブ利用ニーズ量を見極めながら、既存施設の効率的な活用や整備に努めます。	こども課

## (2) 子育て世代包括支援の推進

### 【現状及び課題等】

子育て家庭の不安を少なくし、前向きに子育てに取り組めるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行うことが重要です。出生児への訪問や乳幼児健康診査等は多くの保護者と関わる機会となっており、子どもの発育、発達により保護者の抱える悩みも変わるため、随時相談を行う体制を整えることで子育てに対する不安軽減につながれると考えます。

### 【施策の方向】

子育て世代包括支援センター等での相談や母子保健健康相談事業などの様々な相談機会を連携させて、子育て家庭を包括的に支援できる体制を拡充します。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センター「てくてく」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を実施します。	こども課 健康づくり課
②	子育て支援センター事業	子育て支援のための拠点を整備し、育児相談、情報提供、子育てサークル活動などの支援をします。	こども課 市民交流センター企画課
③	母子保健健康相談事業	保健師、栄養士などが専門的な健康、栄養、障がい等に関する相談に応じます。	健康づくり課
④	健康づくり推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業	4か月までの乳児のいるすべての家庭を健康づくり推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うことで、母親の地域での孤立化を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保に努めます。	健康づくり課
⑤	すくすく赤ちゃん応援事業	0・1歳児のいる家庭に、登録した市内の店舗で育児に必要な用具や用品を購入できる応援券を支給します。	こども課
再掲	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、子育てを支援します。	こども課
⑥	産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業	妊娠期から出産後6か月以内の乳児のいる家庭で、親の体調不良等で家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣します。	こども課
⑦	家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」	専門の研修を受けたボランティアが、未就学児のいる家庭に、週1回2時間程度無料で訪問し、育児不安に対する傾聴や、保護者と一緒に家事や育児を行う支援をします。	こども課
再掲	電話や面談による相談事業の周知	関係部署の相談機関を体系化して周知を図り、相談体制を充実します。	こども課 市民安全課 生涯学習スポーツ課 学校教育課

### (3)生活環境の整備

#### 【現状及び課題等】

国の「子ども・子育てビジョン」において、“子どもが住まいやまちの中で安全・安心して暮らせるように”という主要施策があげられているとおり、子どもと子育ての支援に当たっては、直接行う保育サービスの整備だけではなく、子育てがしやすい住居や地域の環境づくりも必要となります。

そのほか、子どもを取り巻く環境として最近みられる傾向として、子どもの活動の場がインターネットを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの、大人の目につきにくい場所に移っていることが挙げられます。

#### 【施策の方向】

ユニバーサルデザイン\*の理念を踏まえ、親子が、安心して遊ぶことができるよう、子どもたちにとって楽しい思い出となるよう、日常的な遊びや体験ができる憩いの場や活動の機会の提供を図ります。

そのほか、スマートフォンやSNSの正しい利用の仕方を啓発するなど、適正利用に向けた取組の強化を図ります。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	安心して利用できる屋内遊び場の提供	屋内遊び場を整備運営し、親子が安心して遊べる場所を提供します。	市民交流センター企画課
②	子どもにやさしい施設整備	新たに施設整備や改修を行う際に、ベビーベッドや、子どもでも利用しやすい便器、手洗い器等の整備に努めます。	こども課
③	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	少年センターの活動の一環として、有害環境及び危険箇所の発見、除去に努めます。	生涯学習スポーツ課

#### (4)仕事と家庭生活の両立支援

##### 【現状及び課題等】

女性の社会進出に伴い、男性を含めた働き方の見直しなど、子育て家庭に求められる「ワーク・ライフ・バランス\*」の形は常に変化しています。育児を家庭内で協力し合う世帯も増えており、子育て世帯が仕事にやりがいや充実感を持ちながら、家庭生活、子育てを両立できるように地域全体で取り組んでいくことが求められます。

##### 【施策の方向】

国が提唱する「働き方改革」の実現には、子育て負担のシェアや仕事に係るキャリアへの不安の解消が必要です。子育ての負担が女性に偏る傾向を変え、特に男性が進んで育児に参加できる環境づくりが必要です。

##### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	父親の育児参加の推進	父親の育児参加を進めるため父親へ父子健康手帳を配付します。 HAPPYマタニティクラスへのパートナーの参加を促し、健全な父性を育成します。	健康づくり課
②	就労支援の情報提供と普及啓発	仕事と子育ての両立のための関係法や支援制度、求人情報等の広報や啓発、情報提供に努めます。	商工課

#### (5)ひとり親家庭の自立支援

##### 【現状及び課題等】

ひとり親家庭は増加傾向であり、子育てと就業との両立が難しく、育児負担が大きいなどの課題を抱えている世帯もみられ、自立に向けた支援が求められます。

##### 【施策の方向】

ひとり親家庭の経済的支援と自立促進のため、各種支援施策を推進します。

##### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために手当を支給します。	こども課
②	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の利用促進	ひとり親家庭の父又は母を対象とした県の貸付制度です。	こども課
③	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。	こども課

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 教育・保育提供区域の設定

市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の立地状況、幼児期の教育と小・中学校教育との連携及び接続などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域を市内4区域に区分し、この4区域を基本として教育・保育サービスの量の見込みに基づいた提供体制を確保します。

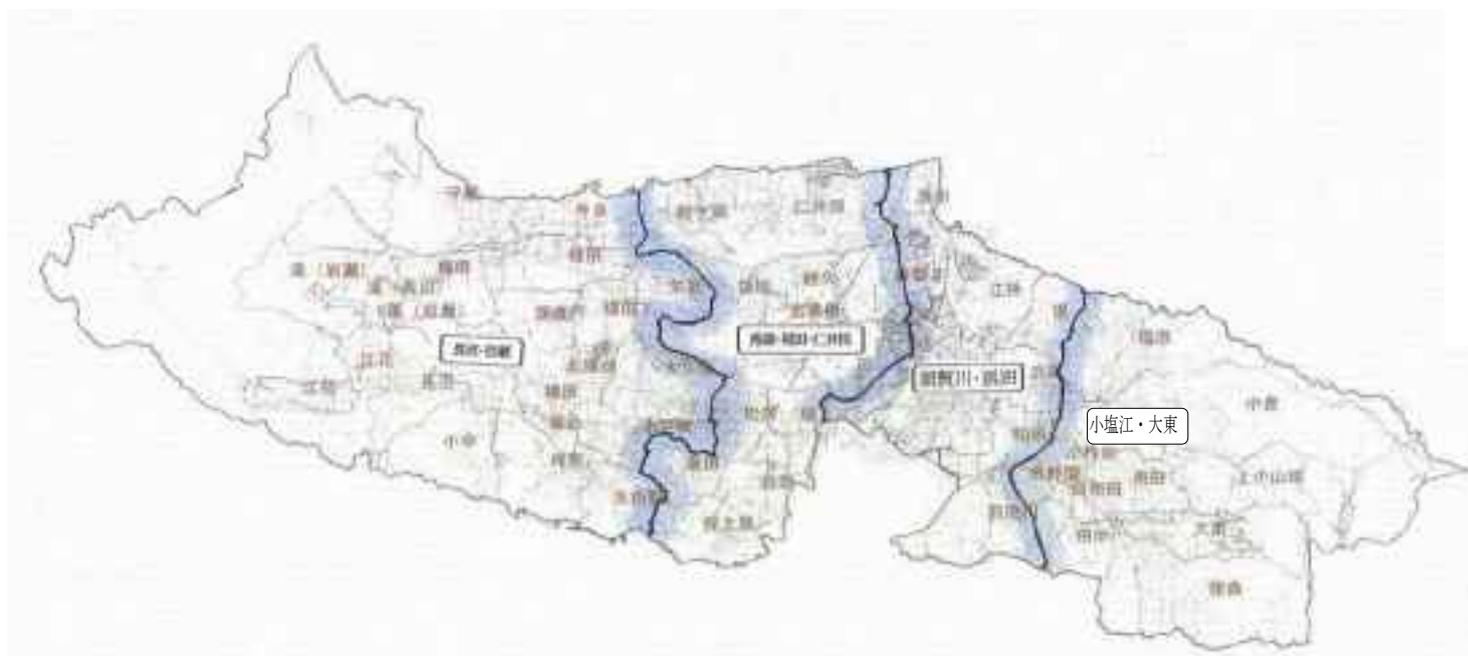
### 4区域の区分

第1区域：須賀川・浜田

第2区域：西袋・稲田・仁井田

第3区域：小塩江・大東

第4区域：長沼・岩瀬



## 2. サービス区分の概要

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。さらに教育・保育給付は、(1)施設型給付(2)地域型保育給付と(3)児童手当、(4)子育てのための施設等利用給付に分かれます。

### 子ども・子育て支援法に定められるサービス

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
①施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園のうち市の確認を受ける施設に対する給付  ②地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のうち市の認可・確認を受ける施設に対する給付  ③児童手当  ④子育てのための施設等利用給付	・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業に対する給付（これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施しています。）
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・新制度へ移行しない私立幼稚園 ・新制度に移行しない認可外保育事業等	

### (1)施設型給付

施設型給付は認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指し、市が確認を行った「特定教育・保育施設」に対し給付されます。

#### 施設区分

施設区分	内容	児童年齢	認定区分	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	1号	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	2号 3号	・共働き世帯など、家庭での保育が困難な保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	1号 2号 3号	・保護者の就労状況に関わりなくすべての子どもが教育・保育を一緒に受けます。 ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能です。 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

## (2)地域型保育給付

市の認可を受ける認可外保育施設等が、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付のサービスは0～2歳の3号認定者の保育サービスを提供する以下の4サービスが該当します。

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	0～2歳	個別のケアが必要な場合（障がい・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビシッター）。
事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

## (3)児童手当

児童の育成を経済的な面から支援することにより、児童のいる家庭の生活の安定と児童自身の健全な成長を目的として実施されます。

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育している方に支給される手当です。

## (4)子育てのための施設等利用給付

令和元年10月より、3～5歳の教育・保育施設等の利用者と非課税世帯の0～2歳児の教育・保育施設利用者を対象に、幼児教育・保育の無償化\*が実施されています。

また、3歳～5歳児を対象とした給食費の無償化も独自に実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育てしやすい環境のさらなる充実を図っています。

## (5)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市が地域の実情に応じて実施する以下の14の事業です。

	事業名	内容
①	利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用等について、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
②	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	公共施設や保育所（園）などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。

	事業名	内容
③	妊婦一般健康診査事業	妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診に係る費用の一部を、公費で負担します。
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」が挙げられます。
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	「ショートステイ」は保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。
⑧	一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができる事業です。 幼稚園における在園児を対象にした一時預かり事業については、上記の理由のほかに、就労等による継続した預かり保育も含まれます。
⑨	延長保育事業（時間外保育事業）	通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
⑩	病児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が日中仕事などで家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後等に預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得に応じて、給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
⑬	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑭	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置又は運営を促進するための事業です。

### 3. 教育・保育ニーズ量の見込み及び提供体制

教育・保育ニーズ量の見込みに対しては、引き続き、既存の保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園で必要な入所枠を確保していきます。

児童数は、1号認定について減少幅が大きくなっていますが、2号、3号認定については、しばらく高いニーズ量で推移していくものの、徐々に減少していくと考えられます。

原因の一つとして、子育て世帯内の女性の就業が予想を上回るペースで増えたことによりニーズ量は増えたもの、少子化がさらに進行していくことが挙げられます。

このため、近年、利用者の受け入れに関しては、保育士不足等により、すべての保育ニーズ量を満たすことは難しい状況が続いていますが、受け入れの実績や国が示す手順に基づく調査等も行いながら、現状を踏まえた内容で見込み等を設定しました。

令和元年から実施された国の幼児教育・保育の無償化\*は、各家庭における子育て環境に大きな影響を与えられると思われませんが、今後の施設整備に当たっては、ニーズ量の推移を見極めながら、既存施設の活用による認定こども園への移行や増改築、また認可外保育施設の認可化の推進などを検討し、そのほか利用定員の弾力的運用により、入所枠を確保していきます。

## (1) 1号認定及び2号認定について

### 市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

全体	年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期					
				R2	R3	R4	R5	R6	
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	3～5歳	1号	教育標準時間認定	516	503	487	484	477
	②	3～5歳	2号	保育認定で教育希望が強い方	339	331	320	318	313
	③	3～5歳	2号	保育認定	1,004	980	949	943	928
	④	計(①+②+③)			1,859	1,814	1,756	1,745	1,718
提供体制 (確保方策)	⑤	3～5歳	1号	教育標準時間認定	591	591	591	591	591
					12施設	12施設	12施設	12施設	12施設
	⑥	3～5歳	2号	保育認定	945	971	971	971	971
					20施設	20施設	20施設	20施設	20施設
	⑦	計(⑤+⑥)			1,536	1,562	1,562	1,562	1,562
	⑧	施設型給付に移行しない施設			427	427	427	427	427
					11施設	11施設	11施設	11施設	11施設
⑨	計(⑦+⑧)			1,963	1,989	1,989	1,989	1,989	
比較(提供体制⑨-見込み④)					104	175	233	244	271

※表内は令和をR、平成をHと省略している。(以下同様)

※単位は特に記述のない箇所はすべて「人」とする。(以下同様)

### 【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが1,859人に対して提供体制が1,963人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化や認可外保育施設の認可化の推進、また施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

### ※広域入所による調整

他市町村からの入所者については、提供体制に含めないこととされていることから、実提供体制数から広域入所者数を除いた数を市全体の提供体制としています。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
各地区の1号認定の提供体制の合計	660	660	660	660	660
1号認定の広域入所者数	3	3	3	3	3
市全体の1号認定の提供体制	657	657	657	657	657
各地区の2号認定の提供体制の合計	884	910	910	910	910
2号認定の広域入所者数	5	5	5	5	5
市全体の2号認定の提供体制	879	905	905	905	905

区域別：令和2～6年度のニーズ量・提供体制

■須賀川・浜田地区

須賀川・浜田地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	3～5歳	1号	教育標準時間認定	290	282	273	271	267
	②	3～5歳	2号	保育認定で教育希望が強い方	190	186	180	178	176
	③	3～5歳	2号	保育認定	563	550	532	529	520
	④	計(①+②+③)			1,043	1,018	985	978	963
提供体制 (確保方策)	⑤	3～5歳	1号	教育標準時間認定	145	145	145	145	145
					3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	⑥	3～5歳	2号	保育認定	547	573	573	573	573
					11施設	11施設	11施設	11施設	11施設
	⑦	計(⑤+⑥)			692	718	718	718	718
	⑧	施設型給付に移行しない施設			372	372	372	372	372
8施設					8施設	8施設	8施設	8施設	
⑨	計(⑦+⑧)			1,064	1,090	1,090	1,090	1,090	
比較(提供体制⑨-見込み④)					21	72	105	112	127

【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが1,043人に対して提供体制が1,064人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化や認可外保育施設の認可化の推進、また施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

■西袋・稲田・仁井田地区

西袋・稲田・仁井田地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育ニーズ量の見込み	①	3～5歳	1号	教育標準時間認定	139	136	132	131	129
	②	3～5歳	2号	保育認定で教育希望が強い方	91	89	86	86	84
	③	3～5歳	2号	保育認定	271	264	256	254	250
	④	計(①+②+③)			501	489	474	471	463
提供体制(確保方策)	⑤	3～5歳	1号	教育標準時間認定	237	237	237	237	237
					4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	⑥	3～5歳	2号	保育認定	247	247	247	247	247
					4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	⑦	計(⑤+⑥)			484	484	484	484	484
	⑧	施設型給付に移行しない施設			55	55	55	55	55
3施設					3施設	3施設	3施設	3施設	
⑨	計(⑦+⑧)			539	539	539	539	539	
比較(提供体制⑨-見込み④)					38	50	65	68	76

【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが501人に対して提供体制が539人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化や認可外保育施設の認可化の推進、また施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

■小塩江・大東地区

小塩江・大東地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	3～5歳	1号	教育標準時間認定	35	34	33	33	33
	②	3～5歳	2号	保育認定で教育希望が強い方	23	23	22	22	21
	③	3～5歳	2号	保育認定	68	67	65	64	64
	④	計(①+②+③)			126	124	120	119	118
提供体制 (確保方策)	⑤	3～5歳	1号	教育標準時間認定	64	64	64	64	64
					2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
	⑥	3～5歳	2号	保育認定	81	81	81	81	81
					1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	⑦	計(⑤+⑥)			145	145	145	145	145
	⑧	施設型給付に移行しない施設			0	0	0	0	0
0施設					0施設	0施設	0施設	0施設	
⑨	計(⑦+⑧)			145	145	145	145	145	
比較(提供体制⑨-見込み④)					19	21	25	26	27

【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが126人に対して提供体制が145人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化、施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

■長沼・岩瀬地区

長沼・岩瀬地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	3～5歳	1号	教育標準時間認定	52	51	49	49	48
	②	3～5歳	2号	保育認定で教育希望が強い方	35	33	32	32	32
	③	3～5歳	2号	保育認定	102	99	96	96	94
	④	計(①+②+③)			189	183	177	177	174
提供体制 (確保方策)	⑤	3～5歳	1号	教育標準時間認定	145	145	145	145	145
					3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	⑥	3～5歳	2号	保育認定	70	70	70	70	70
					4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	⑦	計(⑤+⑥)			215	215	215	215	215
	⑧	施設型給付に移行しない施設			0	0	0	0	0
0施設					0施設	0施設	0施設	0施設	
⑨	計(⑦+⑧)			215	215	215	215	215	
比較(提供体制⑨-見込み④)					26	32	38	38	41

【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが189人に対して提供体制が215人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化、施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

## (2) 3号認定について

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

全体	年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期					
				R2	R3	R4	R5	R6	
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	0歳	3号	保育認定	199	192	187	183	177
	②	1・2歳	3号	保育認定	760	754	723	702	684
	③	計(①+②)			959	946	910	885	861
提供体制 (確保方策)	④	0歳	3号	保育認定	174	181	181	181	181
					28施設	28施設	28施設	28施設	28施設
	⑤	1・2歳	3号	保育認定	627	639	639	639	639
					28施設	28施設	28施設	28施設	28施設
	⑥	計(④+⑤)			801	820	820	820	820
	⑦	施設型給付に移行しない施設の計			147	147	147	147	147
10施設					10施設	10施設	10施設	10施設	
⑧	計(⑥+⑦)			948	967	967	967	967	
比較(提供体制⑧-見込み③)					-11	21	57	82	106

### 【確保策の内容】

計画初年度は、ニーズ量の見込みが959人に対して提供体制が948人であり、不足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化や認可外保育施設の認可化の推進、また施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

### ※広域入所による調整

他市町村からの入所者については、提供体制に含めないこととされていることから、提供体制数から広域入所者数を除いた量を市全体の提供体制としています。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
各地区の3号認定の提供体制の合計	804	823	823	823	823
3号認定の広域入所者数	3	3	3	3	3
市全体の3号認定の提供体制	801	820	820	820	820

区域別：令和2～6年度のニーズ量・提供体制

■須賀川・浜田地区

須賀川・浜田地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	0歳	3号	保育認定	111	108	105	103	99
	②	1・2歳	3号	保育認定	426	423	405	394	383
	③	計(①+②)			537	531	510	497	482
提供体制 (確保方策)	④	0歳	3号	保育認定	105	112	112	112	112
					16施設	16施設	16施設	16施設	16施設
	⑤	1・2歳	3号	保育認定	364	376	376	376	376
					16施設	16施設	16施設	16施設	16施設
	⑥	計(④+⑤)			469	488	488	488	488
	⑦	施設型給付に移行しない施設の計			115	115	115	115	115
					7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
⑧	計(⑥+⑦)			584	603	603	603	603	
比較(提供体制⑧-見込み③)					47	72	93	106	121

【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが537人に対して提供体制が584人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化や認可外保育施設の認可化の推進、また施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

■西袋・稲田・仁井田地区

西袋・稲田・仁井田地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	0歳	3号	保育認定	54	52	50	49	48
	②	1・2歳	3号	保育認定	205	203	195	189	185
	③	計(①+②)			259	255	245	238	233
提供体制 (確保方策)	④	0歳	3号	保育認定	44	44	44	44	44
					7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
	⑤	1・2歳	3号	保育認定	152	152	152	152	152
					7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
	⑥	計(④+⑤)			196	196	196	196	196
	⑦	施設型給付に移行しない施設の計			32	32	32	32	32
					3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
⑧	計(⑥+⑦)			228	228	228	228	228	
比較(提供体制⑧-見込み③)					-31	-27	-17	-10	-5

【確保策の内容】

計画期間中、ニーズ量の見込みが提供体制を上回り、不足した状態が続きます。

ニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化や認可外保育施設の認可化の推進、また施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

■小塩江・大東地区

小塩江・大東地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	0歳	3号	保育認定	14	13	13	12	12
	②	1・2歳	3号	保育認定	52	52	50	48	47
	③	計(①+②)			66	65	63	60	59
提供体制 (確保方策)	④	0歳	3号	保育認定	6	6	6	6	6
					1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	⑤	1・2歳	3号	保育認定	30	30	30	30	30
					1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	⑥	計(④+⑤)			36	36	36	36	36
	⑦	施設型給付に移行しない施設の計			0	0	0	0	0
					0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
⑧	計(⑥+⑦)			36	36	36	36	36	
比較(提供体制⑧-見込み③)					-30	-29	-27	-24	-23

【確保策の内容】

計画期間中、ニーズ量の見込みが提供体制を上回り、不足した状態が続きます。

ニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化、施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

■長沼・岩瀬地区

長沼・岩瀬地区		年齢区分	認定区分	事業区分	実施時期				
					R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育 ニーズ量の 見込み	①	0歳	3号	保育認定	20	19	19	19	18
	②	1・2歳	3号	保育認定	77	76	73	71	69
	③	計(①+②)			97	95	92	90	87
提供体制 (確保方策)	④	0歳	3号	保育認定	19	19	19	19	19
					4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	⑤	1・2歳	3号	保育認定	81	81	81	81	81
					4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	⑥	計(④+⑤)			100	100	100	100	100
	⑦	施設型給付に移行しない施設の計			0	0	0	0	0
					0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
⑧	計(⑥+⑦)			100	100	100	100	100	
比較(提供体制⑧-見込み③)					3	5	8	10	13

【確保策の内容】

計画初年度で、ニーズ量の見込みが97人に対して提供体制が100人であり、充足した状態にあります。

今後もニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園化、施設の利用定員の見直しや定員の弾力的運用等を組み合わせ、必要な提供体制の確保に努めます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制

### (1)利用者支援事業

子育て家庭などが、地域の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行います。

市全体:平成27～31年度の利用状況(県報告)

H31は1月末時点の値

(か所)	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	0	0	0	1	1
実績	0	0	0	1	1

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	か所	1	1	1	1	1
提供体制(確保方策)	か所	1	1	1	1	1
比較(提供体制-見込み)	か所	0	0	0	0	0

### 【確保策の内容】

核家族化の進行や就労形態の多様化により、保護者が希望するサービスは今後ますます多岐にわたることが予想されます。

地域の保育資源等の情報を総合的に収集・提供を行うサービスが求められていることから、子育て世代包括支援センター(すかがわ子育て応援「てくてく」)で実施している利用者支援事業(基本型・特定型、母子保健型)の充実を図ります。

### (2)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和することを目的として、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相談する場や交流する場を提供しています。

市全体:平成27～31年度の利用状況(県報告)

H31は1月末時点の値

(人日)	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	33,408	32,568	31,656	30,816	30,048
実績	25,200	29,400	9,768	15,405	7,419

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人日	48,000	47,000	45,000	44,000	43,000
提供体制(確保方策)	人日	48,000	47,000	45,000	44,000	43,000
	か所	8	8	8	8	8
比較(提供体制-見込み)	人日	0	0	0	0	0

【確保策の内容】

ニーズ量に応じた提供体制を確保し、対象者すべてに事業を実施します。

地域で子育てを支援し育児不安などが解消できるよう、各センターでの事業や相談内容等の具体事例の情報交換・共有を行うなど連携を図り、事業内容の充実に向けた統括的な体制づくりを進め、子育て支援機能の向上を図ります。

(3)妊婦一般健康診査事業

妊婦本人の健康状態や赤ちゃんの育ち具合を確認するために、定期的に妊婦健康診査を実施し、妊娠の経過を確認するとともに異常の早期発見、早期治療につなげます。

市全体:平成27～31年度の利用状況(県報告)

H31は1月末時点の値

(人回)	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	9,450	9,165	8,910	8,700	8,475
実績	7,696	6,961	7,370	7,149	5,454

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人回	8,432	8,128	7,920	7,744	7,488
提供体制(確保方策)	人回	8,432	8,128	7,920	7,744	7,488
比較(提供体制-見込み)	人回	0	0	0	0	0

【確保策の内容】

ニーズ量に応じた提供体制を確保し、対象者すべてに事業を実施します。

妊婦一般健康診査事業は、正常な妊娠の経過を確認し、ハイリスクな妊娠の早期発見、妊娠中の合併症などの予防、胎児異常の有無を確認し、母子ともに健全な状態で妊娠、分娩を行えることを目的としており、今後も継続して実施し、安心して妊娠・出産できる提供体制を確保します。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を健康づくり推進員等が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うことで、母親の地域での孤立化を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

市全体:平成27～31年度の利用状況(県報告)

H31は1月末時点の値

(人回)	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	565	548	532	521	507
実績	520	466	521	580	447

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人回	527	508	495	484	468
提供体制(確保方策)	人回	527	508	495	484	468
比較(提供体制-見込み)	人回	0	0	0	0	0

#### 【確保策の内容】

ニーズ量に応じた提供体制を確保し、引き続き、訪問率100%を目標に事業を実施します。

また、出産後、保護者と子どもと市が直接面談できる機会であるという事業の特性を生かし、児童への虐待の早期発見に努めるほか、家族以外に相談できる体制を整えることで、育児の負担感を軽減し、不安に悩む家庭に対する支援の充実を図ります。

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師・助産師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援します。

市全体:平成27～31年度の利用状況(県報告)

H31は1月末時点の値

(人回)	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	137	133	130	126	123
実績	168	237	290	194	153

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人回	240	239	239	238	238
提供体制(確保方策)	人回	240	239	239	238	238
比較(提供体制-見込み)	人回	0	0	0	0	0

### 【確保策の内容】

ニーズ量に応じた提供体制を確保し、引き続き、支援が必要なケースすべてに事業を実施します。

関係機関と連携しながら、産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業及び乳児家庭全戸訪問事業の実施等により情報を収集し、支援が必要と判断される家庭に対して安定した児童の養育が可能となるよう支援します。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

### 【確保策の内容】

第1期計画の初年度以降、ニーズも把握できず利用実績もありませんでしたが、緊急時の対応について、児童相談所との連携なども含め、実施方法を検討します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介するなど、相互援助活動に関する連絡調整を行います。

### 市全体：平成27～31年度の設置状況（県報告）

H31は1月末時点の値

（か所）	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

### 市全体：令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	か所	1	1	1	1	1
提供体制（確保方策）	か所	1	1	1	1	1
	人	300	300	300	300	300
比較（提供体制-見込み）	か所	0	0	0	0	0

### 【確保策の内容】

ファミリー・サポート・センター事業の利用については、子どもの急な預かりに加え、保育施設や放課後児童クラブからの送迎などの利用が考えられます。子育てを地域社会全体で支える環境整備のため、継続して登録会員の増員を図ります。

## (8) 一時預かり事業

保護者の急な疾病や用事などにより、家庭において保育をすることが一時的に困難となった場合に実施しています。認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点等で一時的に保育を行います。

一時預かり事業のうち、幼稚園の預かり保育事業は市内すべての公立幼稚園と認定こども園で実施しています。

### 教育標準時間を利用する園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育事業）の合計

#### 市全体：平成27～31年度の利用状況（県報告）

H31は1月末時点の値

（人日）	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	39,440	38,180	36,569	47,876	46,664
実績	36,370	51,839	42,598	39,003	27,655

#### 市全体：令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人日	43,363	42,331	40,981	40,730	40,088
提供体制（確保方策）	人日	43,363	42,331	40,981	40,730	40,088
	か所	12	12	12	12	12
比較（提供体制-見込み）	人日	0	0	0	0	0

### 【確保策の内容】

教育標準時間を利用する園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育事業）は、保護者の就労形態や利用状況を踏まえたニーズ量の推移を見極めながら、ニーズ量に応じた提供体制の確保に努めます。

### その他の一時預かり事業（一時保育事業）の合計

#### 市全体：平成27～31年度の利用状況（県報告）

H31は1月末時点の値

（人日）	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	4,317	4,180	4,003	2,068	2,016
実績	3,424	2,241	2,677	1,640	809

#### 市全体：令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人日	2,086	2,046	1,975	1,939	1,895
提供体制（確保方策） （一時保育）	人日	2,086	2,046	1,975	1,939	1,895
	か所	10	10	10	10	10
比較（提供体制-見込み）	人日	0	0	0	0	0

### 【確保策の内容】

その他の一時預かり事業は、ニーズ量の推移を見極めながら、認定こども園、保育所（園）、こどもセンター（t e t t e）等での一時預かり事業（一時保育事業）を提供します。

買い物等の短時間利用や保護者の通院等による突発的な利用等、様々なケースが想定され、ニーズ量に応じた提供体制の確保に努めます。

### (9)延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対応するため、実施しています。

市全体：平成27～31年度の利用状況（県報告）

H31は1月末時点の値

（人日）	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	551	534	511	493	481
実績	551	534	829	829	664

市全体：令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人日	733	718	693	682	668
提供体制（確保方策）	人日	733	718	693	682	668
	か所	28	28	28	28	28
比較（提供体制-見込み）	人日	0	0	0	0	0

### 【確保策の内容】

保護者の就労形態や利用状況を踏まえたニーズ量の推移を見極めながら、ニーズ量に応じた提供体制の確保に努めます。

### (10)病児保育事業

病気又は病気の回復期にあるため集団保育できない児童を、保育所（園）などや医療機関に併設された専用の部屋で一時的に保育します。

市全体：平成27～31年度の利用状況（県報告）

H31は1月末時点の値

（人日）	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	304	294	282	272	265
実績	0	0	0	0	0

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	人日	300	300	300	300	300
提供体制(確保方策)	人日	300	300	300	300	300
	か所	1	1	1	1	1
比較(提供体制-見込み)	人日	0	0	0	0	0

【確保策の内容】

低年齢児から保育サービスを利用する保護者の増加や近くに祖父母等の支援者がいない子育て世帯も増えていることなどから、利用状況とニーズ量の推移を見極めながら、提供体制の確保に努めます

(11)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間いない家庭の小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室などを利用して、放課後などに適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。

市全体:平成27～31年度の利用状況(県報告)

H31は1月末時点の値

申込み児童数	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量 (低学年)	972	959	944	917	883
見込み量 (高学年)	653	631	623	616	609
利用者 (低学年)	907	928	958	1,001	1,043
利用者 (高学年)	105	178	231	282	295

市全体:令和2～6年度のニーズ量・提供体制

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み(低学年)	人	1,068	1,081	1,111	1,092	1,065
ニーズ量の見込み(高学年)	人	880	842	817	805	814
ニーズ量の見込み(合計)	人	1,948	1,923	1,928	1,897	1,879
提供体制(確保方策)	人	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105
	か所	18	18	18	18	18
比較(提供体制-見込み)	人	157	182	177	208	226

## 【確保策の内容】

人口が集中する地区における低学年児童の過密状態の解消と高学年児童への提供体制の確保が課題となっています。

市内の児童数の減少は続くと見込まれますが、ニーズ量の推移を見極めながら、児童クラブ館の整備、定員拡大や定員の弾力的な運用を検討します。

また、年度中に利用人数に変動があることや、登録していても利用しない、長期休暇中は利用者が増加するなどの課題を様々な角度から検討し、現状と利用希望を踏まえた提供体制の確保に努めます。

なお、運営方法については、民間児童クラブの参入についての検討、放課後子ども教室との連携をはじめ、体験、運動、遊びのプログラムなど多様な放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

## 【確保策の内容】

幼児教育・保育の無償化実施に合わせ、給食費（副食材料費）について助成しています。日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等についてもニーズ量を調査しながら実施を検討します。

## (13)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワークの強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携を図る取組を実施する事業です。

## 【確保策の内容】

要保護児童等の支援に資する事業として、要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組みます。

## (14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 【確保策の内容】

事業内容を検討しながら実施を検討します。

## 5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

国においては、子どもや子育てをめぐる様々な状況における課題を解決することを目的に、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、制度の方向性の一つとして、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供（認定こども園化）を推進していく方向性が示されています。

本市においても、就労形態の多様化等から保護者の就労の有無に関わらない施設利用や0歳児から就学前までの一貫した教育・保育、子育て支援への期待が高まっていくものと考えられることから、ニーズ量の推移を見極めつつ、幼保一体化のメリットと課題を整理しながら施策を推進します。

認定こども園は、市街地に私立の7施設（令和元年度現在）がありますが、今後も私立幼稚園などからの移行を推進するとともに、周辺部にある公立幼稚園、保育所（園）についても、人口動態や施設の老朽化による統合等も含め、施設等の適正管理の下にこども園化の推進を検討します。

### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

### (3) 地域での教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、市が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

また、地域型保育事業における3歳児以降の受け入れ態勢の確保の観点から、教育・保育施設と地域型保育施設との連携が重要となるため、こども課と施設側との協議を密にして推進します。

#### (4) 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い、共通点について理解を深める必要があります。定期的、継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのある子どもや配慮が必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

### 6. 産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項

産後及び育児休業後に保護者が希望する時期から、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が可能となるよう、子育て支援センターや利用者支援事業により保育・教育施設の利用状況等の情報提供に努め、相談等に対応します。

### 7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応として、子どもの成長段階にあった支援を体系的に実施できるように、障がいの内容に関する理解とそれらへの適切な対応の仕方を学ぶ研修の機会の確保が必要です。

このため本計画は「須賀川市障がい児福祉計画」と整合性を図りながら進めていくとともに、県が行う施策を含めた子どもに関わる各施策と連携を図り専門的な知識及び技術が必要となる事項に対応するための体制の確保に努めます。

### 8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを共有しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や市内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

## 9. 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランの市町村計画として、すべての就学児が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。(詳細は43頁「第4章2.(3)子どもの居場所と次世代の人づくりの推進(新・放課後子ども総合プラン)」を参照)

## 10. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防や発生時の的確な対応を行うため、関係課及び関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を整備します。

また、児童福祉法の改正を踏まえ、支援を必要とする家庭や妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

## 11. 幼児期の教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

## 12. 幼児教育・保育の無償化\*の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化\*の円滑な実施を図ります。そのほか、市独自に3歳～5歳児を対象とした給食費の無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育てしやすい環境のさらなる充実を図ります。

## 第6章 子どもの貧困対策計画

### 1. 子どもの貧困対策計画策定の背景・趣旨

少子高齢化が進行し、人口減少社会を迎えた我が国にとって、将来を担う子どもたちは一番の宝です。その子どもたちが自分の個性や可能性を伸ばし、未来を切り開いていける社会をつくることが求められています。しかし、現実には子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の経済状況に左右されてしまう場合が少なくありません。

このため、いわゆる貧困の連鎖により子どもたちの将来が閉ざされることがないよう、平成26年1月に貧困法が施行されました。また、同年8月には子どもの貧困に関する指標及びその改善に向けた重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。その後、令和元年6月に貧困法が改正され、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、同年11月には、子育てや貧困を家庭のみの責任にせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとして、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

須賀川市においても、子どもたち一人ひとりがかけがえのない存在です。本市の豊かな自然の中で、地域の伝統や文化、人々とのふれあいを通して、子どもたちが将来を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは市民共通の願いです。

このため、国や県と協力・連携し、市をはじめ地域社会や企業も含めた社会全体で子どもの貧困対策に取り組む体制づくりを進めることにより、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたって、前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現すべく、子どもの貧困対策計画を策定します。

## 2. 子どもの貧困の現状

### (1) 子どもの貧困の現状を把握するための方法

策定に当たっては、子どもと子育て家庭で課題を抱える状況や実態を多面的に把握し、今後の子ども・子育て支援施策の参考とするため、

- ・子どもと子育て家庭の生活実態調査(以下「市民アンケート調査」という。)
- ・本市の子ども・子育て支援施策の事業データ等の整理を実施しました。

#### 市民アンケート調査概要

調査対象	市内公立小学校5年生(722人)とその保護者、市内公立中学校2年生(733人)とその保護者
調査方法	学校配布・回収
調査期間	令和元年7月9日から7月17日まで
有効回答数	子ども本人1,304人(89.6%)、保護者1,298人

### (2) 調査結果集計における「生活困難度」の分類について

市民アンケート調査では、子どもの世帯の「生活困難度」について、以下の①②③の3つの要素の回答状況に基づいて分類しました。

①低所得	世帯の可処分所得 <sup>*1</sup> (収入による可処分所得+児童手当等の支給額等)、世帯人数と組み合わせた分類表で、分類Ⅰ又はⅡに該当する場合 ただし、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法等の違いがあるため、厚生労働省発表の子どもの貧困率 <sup>*</sup> と比較できるものではありません。
②家計の逼迫	電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃、食料・衣類の購入の7項目について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
③子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物など15項目 <sup>*2</sup> のうち、経済的な理由でしていない、金銭的な理由でないなど欠如する項目が3つ以上ある場合

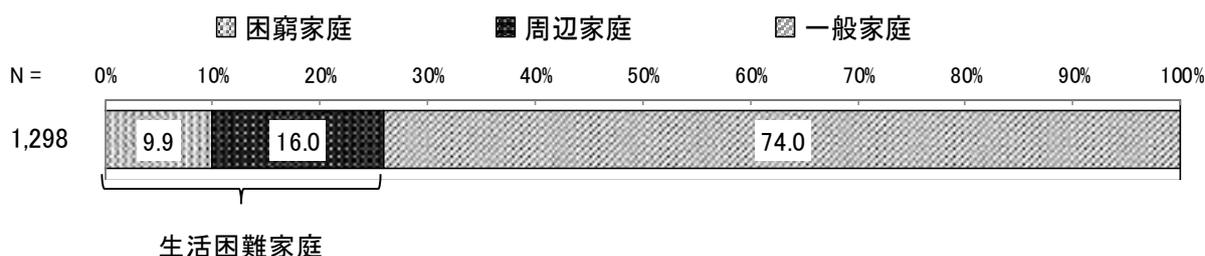


①②③の3つの要素の回答状況から区分し、以下のように分類しました。  
また、困窮家庭と周辺家庭を併せて「生活困難家庭」としています。

生活困難家庭	困窮家庭+周辺家庭
困窮家庭	2つ以上の要素に該当
周辺家庭	いずれか1つの要素に該当
一般家庭	いずれの要素にも該当しない等

有効回答を得た1,298世帯のうち、「困窮家庭」は129世帯(9.9%)、「周辺家庭」は208世帯(16.0%)で、両世帯を併せた[生活困難家庭]は337世帯(25.9%)となっており、約10世帯に1世帯が困窮家庭、6世帯に1世帯が周辺家庭、4世帯に1世帯が生活困難家庭という結果になっています。

困難度別[%]



※1 「①所得」の要素の補足説明

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査では、「等価可処分所得」を算出し、等価可処分所得の中央値の半分の額を貧困線として定めています（貧困線は、世帯の可処分所得額としては、2人世帯の場合は173万円に相当します）。

市民アンケート調査の集計に当たっては、世帯の可処分所得額について世帯員人数別に、分類Ⅰ・Ⅱまでを回答した世帯を低所得世帯としました。

[調査票での世帯員人数別可処分所得の水準]

世帯員人数	可処分所得の水準						(参考) 国の貧困線の基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円

※2 「③子どもの体験や所有物」の要素の15項目

①海水浴に行く	⑨学習塾に通わせたり、通信教育を受ける（または家庭教師に来てもらう）
②博物館・科学館・美術館などに行く	⑩お誕生日のお祝いをする
③キャンプやバーベキューに行く	⑪1年に1回くらい家族旅行に行く
④スポーツ観戦や劇場に行く	⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
⑤遊園地やテーマパークに行く	⑬子どもの年齢にあった本
⑥毎月お小遣いを渡す	⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	⑮子どもが自宅で宿題をすることができる場所
⑧習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる	

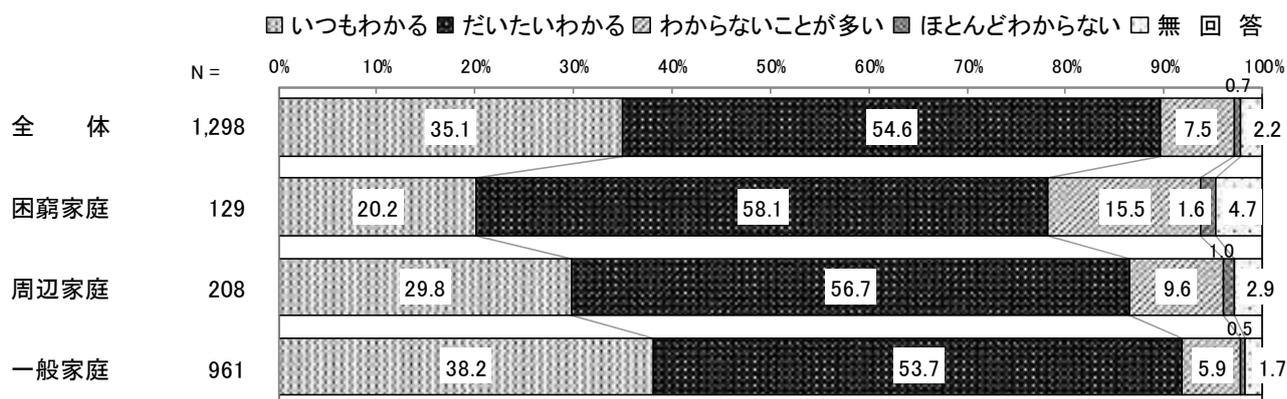
### (3)教育の状況

#### ①授業の理解

授業の理解状況は、一般家庭では「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した人が合わせて6.4%にとどまる一方、周辺家庭で10.6%、困窮家庭で17.1%と生活困難度が高いほど授業の理解度が低くなっています。

#### 子ども あなたは、学校の授業がわかりますか。

問17 学校の授業がわかるか[%]



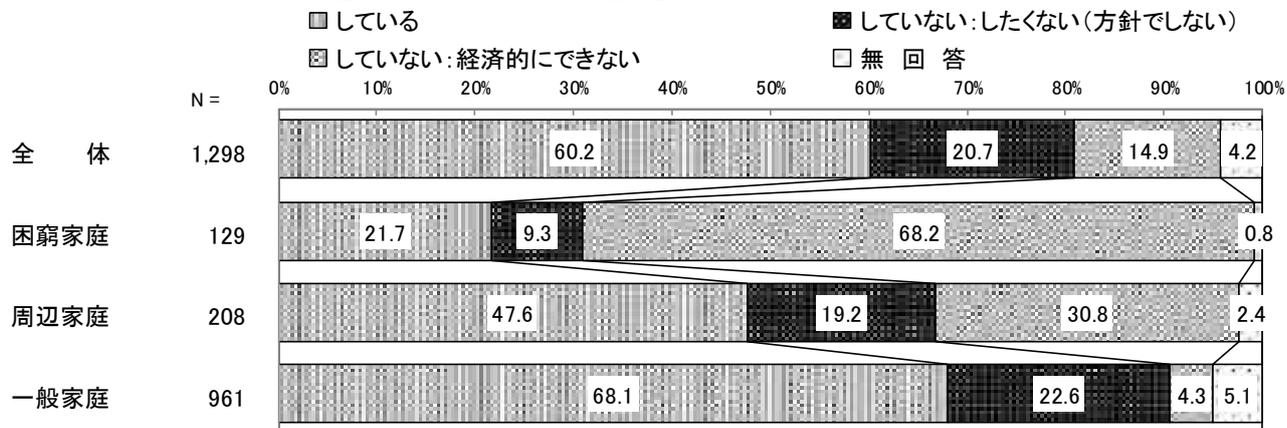
#### ②習い事（音楽、スポーツ、習字等）

習い事の有無については、生活困難度が高いほど「習い事をしている」と回答した人の割合は減少しています。

また、「習い事をしていない」とした場合の理由のうち「経済的にできない」と回答した人の割合は、生活困難度が高い場合には高くなっており、習い事の有無については、経済的な事情が影響しています。

#### 保護者 あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか

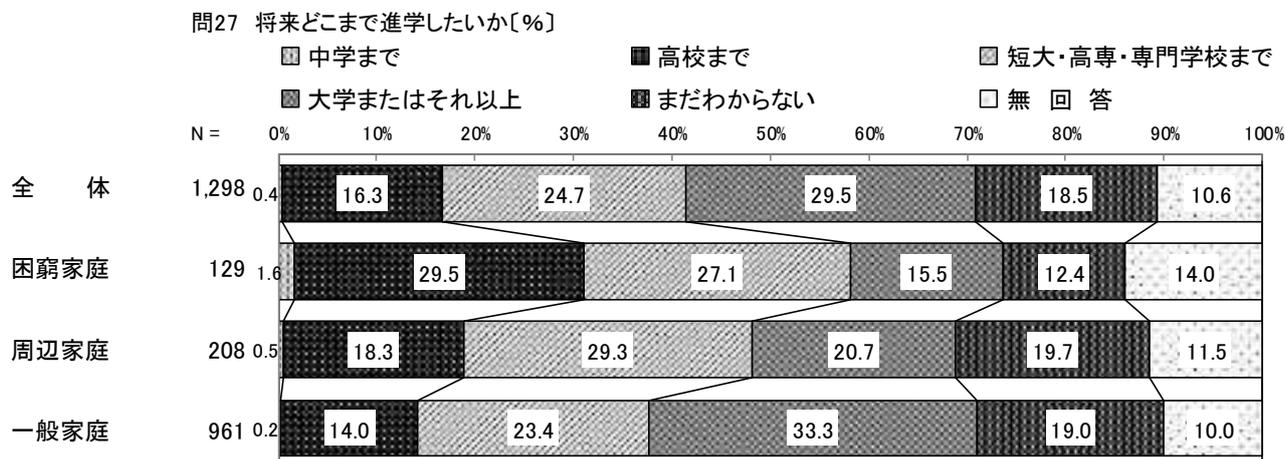
問11 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる[%]



### ③進学の希望

子ども本人の進学の希望について、生活困難度が高いほど「大学またはそれ以上」と回答した人の割合は減少しますが、困窮家庭においても15.5%の人が大学またはそれ以上の進学を希望しています。

子ども あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。

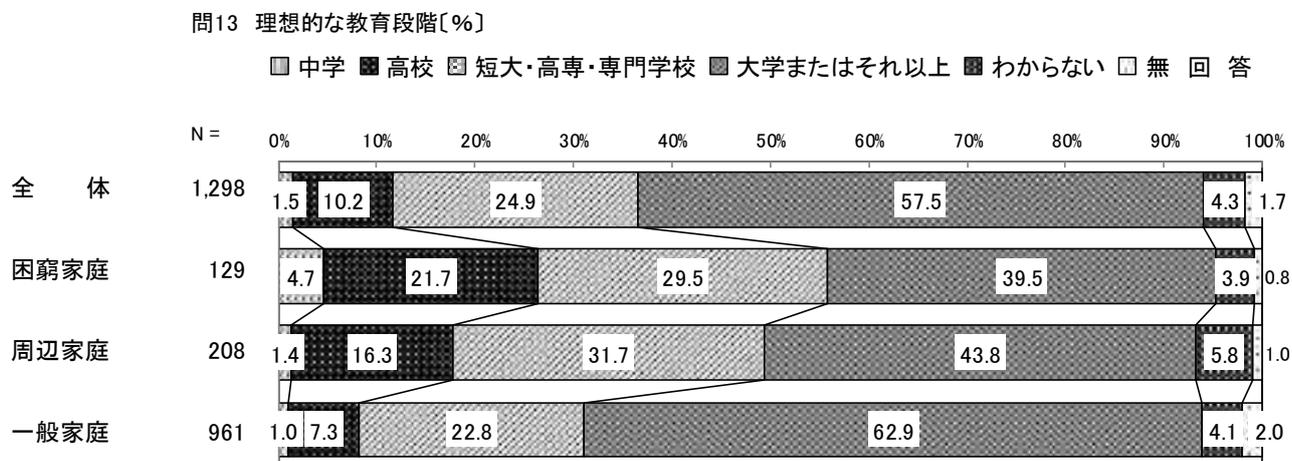


保護者が理想とする教育段階は、生活困難度が高いほど「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が減少しますが、困窮家庭においても約4割の家庭で「大学またはそれ以上」の教育段階を望んでいます。

一方、現実的な教育段階では、生活困難度が高いほど「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が極端に減少し、困窮家庭においては僅か4.7%となっています。

理想と現実で違いがある理由は、困窮家庭と周辺家庭で「経済的な余裕がないから」が73.9%、50.9%とそれぞれ多くなっています。

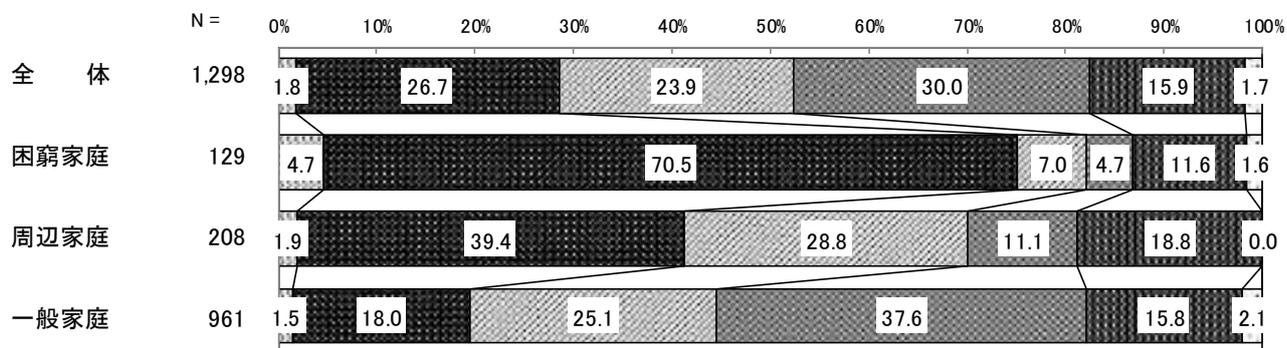
#### 保護者① 理想的な教育段階



## 保護者② 現実的な教育段階

問13 現実的な教育段階[%]

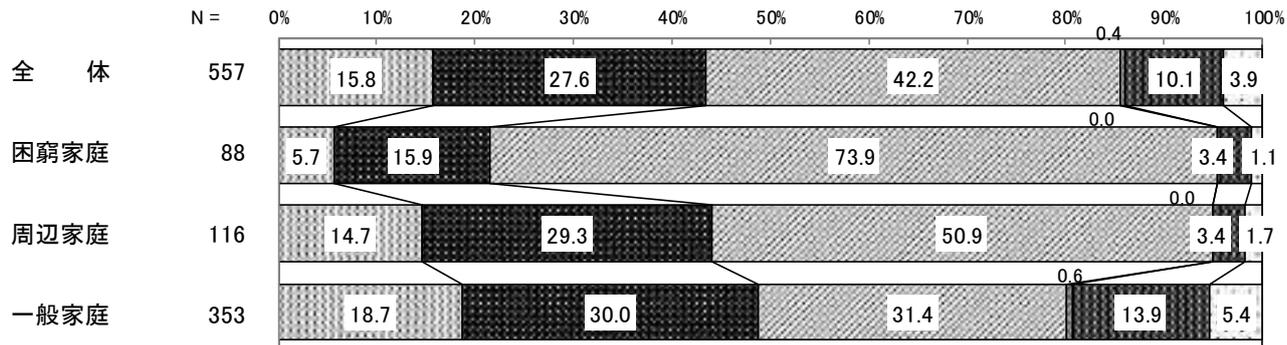
□ 中学 ■ 高校 ▨ 短大・高専・専門学校 ▩ 大学またはそれ以上 ■ わからない □ 無回答



## 保護者 ①と②で違いがある場合の理由

問14 理想と現実の教育段階に違いがある理由[%]

▨ 子どもが希望しているから ■ 子どもの学力を考慮したから ▨ 経済的な余裕がないから  
 ▩ 家族の理解が得られないから ■ その他 □ 無回答



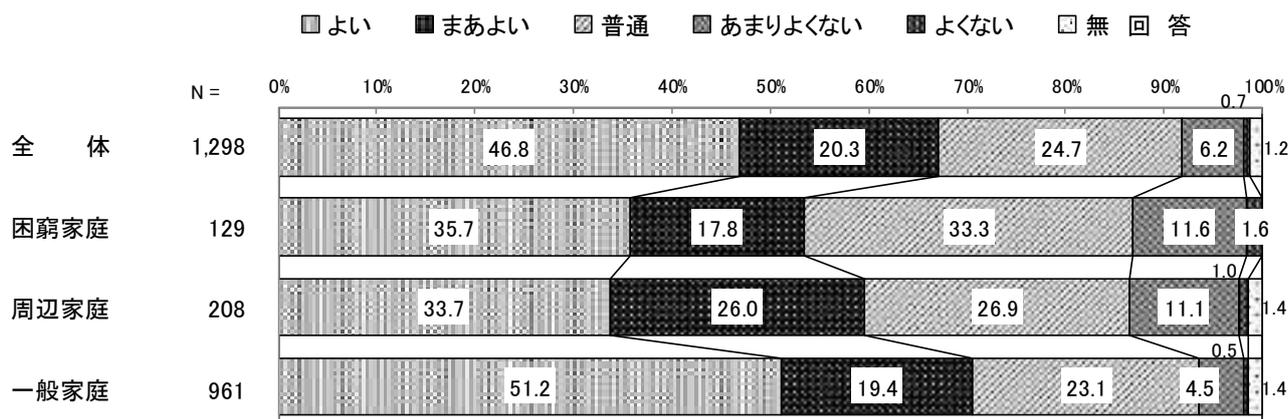
## (4)生活の状況

### ①保護者の健康状態

一般家庭では、「よくない」「あまりよくない」と回答した人が合わせて5.0%であるのに対し、周辺家庭では12.1%、困窮家庭では13.2%と生活困難度が高いほど体調不良である様子が見られます。

#### 保護者 あなたの健康状態について、最も近いもの

問5 あなたの健康状態[%]

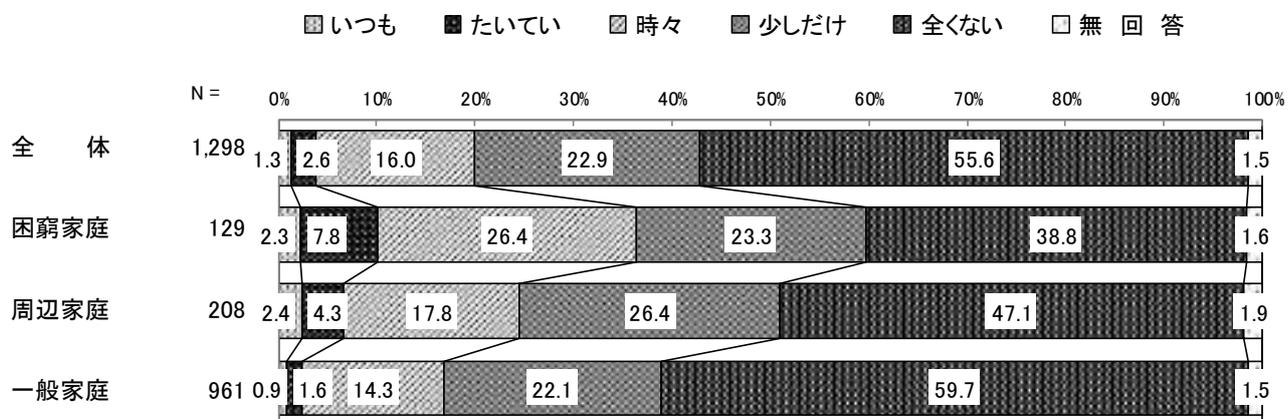


### ②保護者の精神状況

そわそわと落ち着かなく感じたかどうかについて、一般家庭では「いつも」「たいてい」「時々」と回答した人が合わせて16.8%であるのに対し、周辺家庭では24.5%、困窮家庭では36.5%となっており、生活困難度が高いほど精神的に不安定な様子が見られます。

#### 保護者 ここ1か月の間にどのくらいの頻度で感じたか

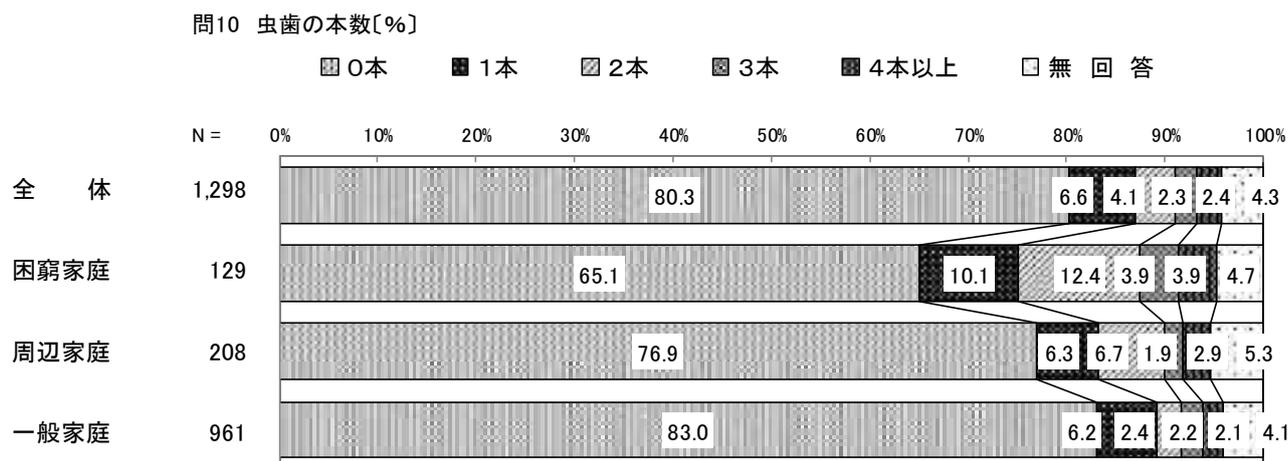
問8 そわそわ、落ち着かなく感じたか[%]



### ③むし歯の本数

子どものむし歯の本数について、一般家庭では「0本」と回答した人が83.0%であるのに対し、周辺家庭では76.9%、困窮家庭では65.1%と生活困難度が高い世帯ほどむし歯のある子どもが多い状況にあります。本市においては、18歳までの医療費をこども医療費として無償化していることから、困窮度が高い世帯ほど子どもの健康状態に関心が低い様子が見られます。

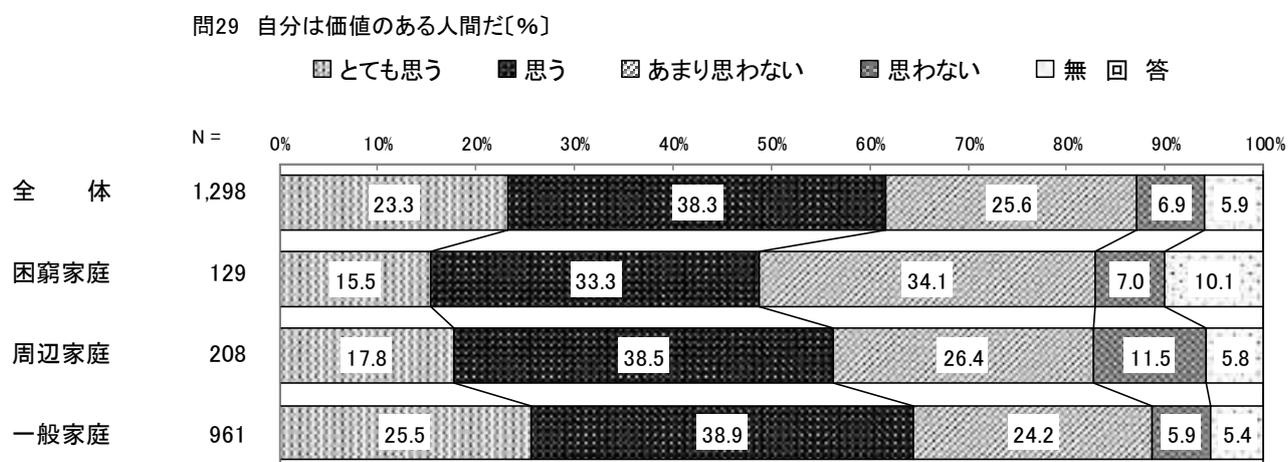
#### 子ども むし歯の有無・保有状態



### ④子どもの自己肯定感

自分は価値のある人間であると思うかどうかについて、一般家庭では、「あまり思わない」「思わない」と回答した人が合わせて30.1%であるのに対し、周辺家庭では37.9%、困窮家庭では41.1%と生活困窮度が高い世帯の子どもほど自己肯定感が低くなっています。

#### 子ども あなたの思いや気持ちについて(自分は価値のある人間だと思う)

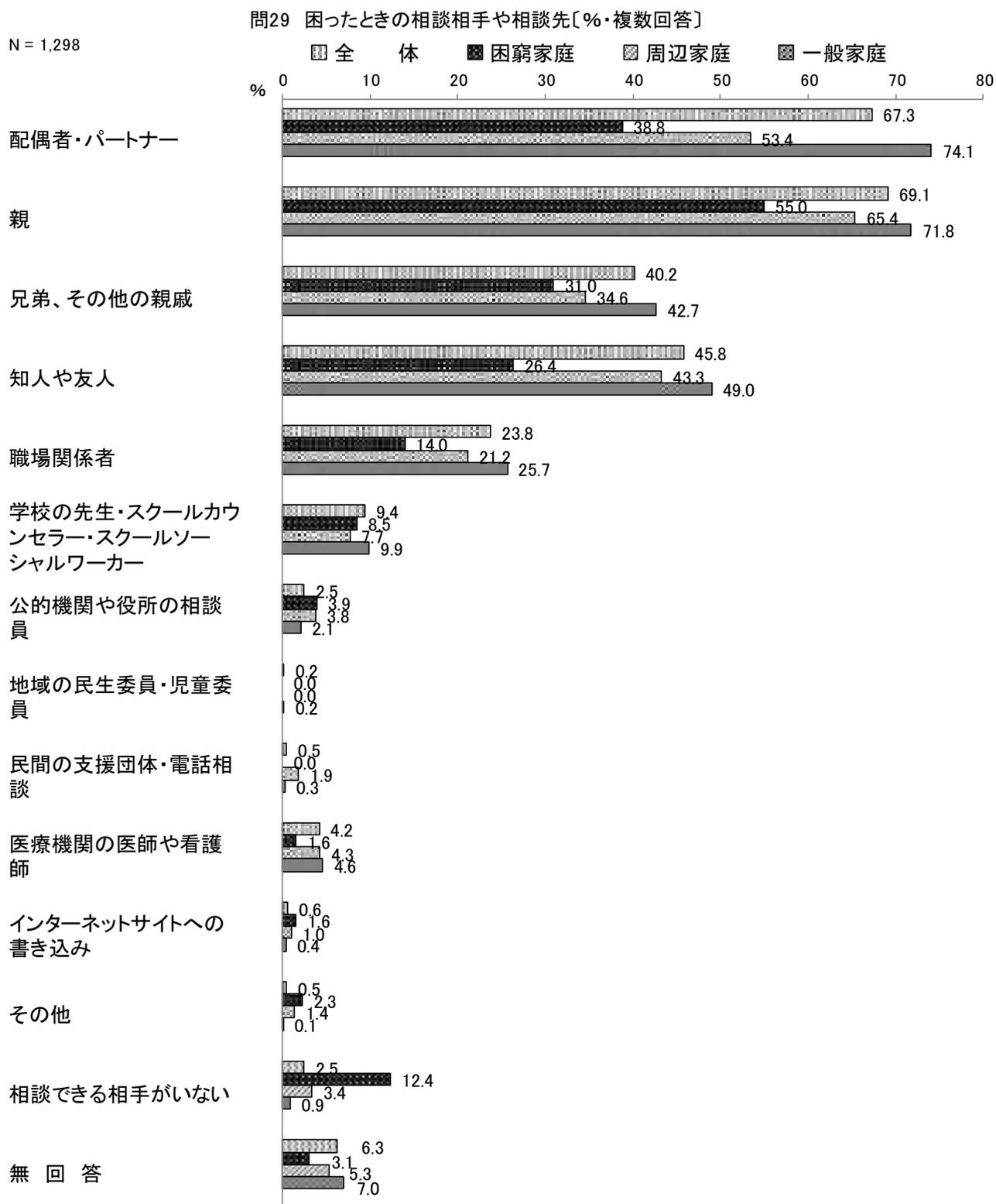


## ⑤ 困ったこと等の相談先

困窮家庭と周辺家庭で「配偶者・パートナー」、「親」、「兄弟、その他の親戚」、「知人や友人」、「職場関係者」がそれぞれ一般家庭と比べて低くなっています。

困窮家庭で「相談できる相手がない」が12.4%と周辺家庭、一般家庭と比べて多くなっています。

### 保護者 あなたが本当に困った時や悩みがある時の相談相手・相談先



## (5) 就労の状況

### ① 父親の就労状況

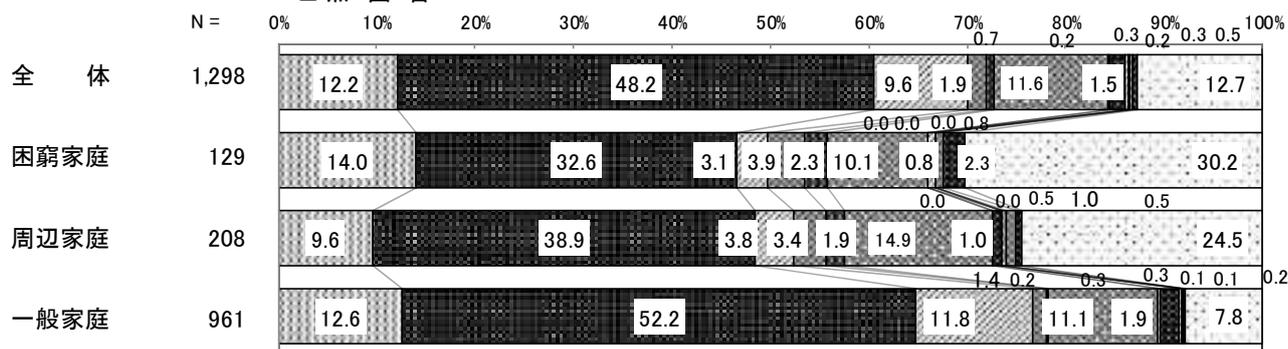
一般家庭では、「民間企業の正社員」「公務員などの正職員」と回答した人が合わせて64.0%と過半数を超える一方、周辺家庭では42.7%、困窮家庭では35.7%と生活困難度が高い世帯の父親ほど、非正規社員として就労しています。

なお、周辺家庭の24.5%、困窮家庭の30.2%が無回答となっているのは、生活困難度が高い世帯ほど、ひとり親の割合が高くなっているためと考えられます。

#### 保護者 父親の職業

問18 父親の職業[%]

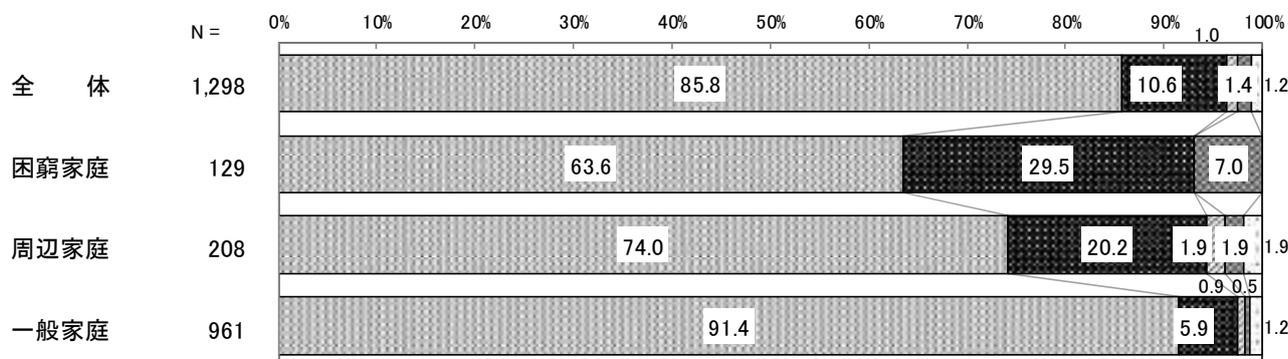
- 会社役員
- 公務員などの正職員
- パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
- 自由業
- その他の働き方をしている
- 学生
- その他の無職
- 無回答
- 民間企業の正社員
- 契約社員・派遣社員・嘱託社員
- 自営業(家族従業者を含む)
- 団体職員
- 専業主夫
- 引退(退職)
- わからない



#### 保護者 現在の婚姻状況

問3 婚姻状況[%]

- 結婚している(事実婚を含む)
- 離婚(別居中を含む)
- 死別
- 未婚・非婚
- 無回答



## ②母親の就労状況

一般家庭では、「民間企業の正社員」「公務員などの正職員」と回答した人が合わせて34.6%と3割を超える一方、周辺家庭では29.3%、困窮家庭では21.8%と生活困難度が高い世帯の母親ほど、非正規社員として就労しています。

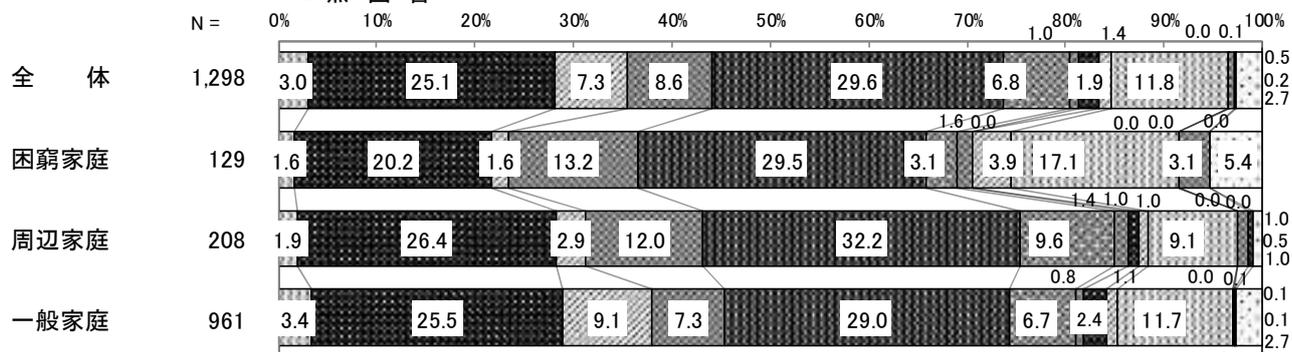
非正規社員のうち、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」については、生活困難度による有意な差はみられない一方、「契約社員・派遣社員・嘱託社員」については、一般家庭が7.3%であるのに対し、周辺家庭では12.0%、困窮家庭では13.2%となっています。

なお、困窮家庭の17.1%の人が「専業主婦」と回答しており、高い割合を占めています。

### 保護者 母親の職業

問15 母親の職業[%]

- 会社役員
- 公務員などの正職員
- パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
- 自由業
- その他の働き方をしている
- 学生
- その他の無職
- 無回答
- 民間企業の正社員
- 契約社員・派遣社員・嘱託社員
- 自営業(家族従業者を含む)
- 団体職員
- 専業主婦
- 引退(退職)
- わからない



## (6) 経済の状況

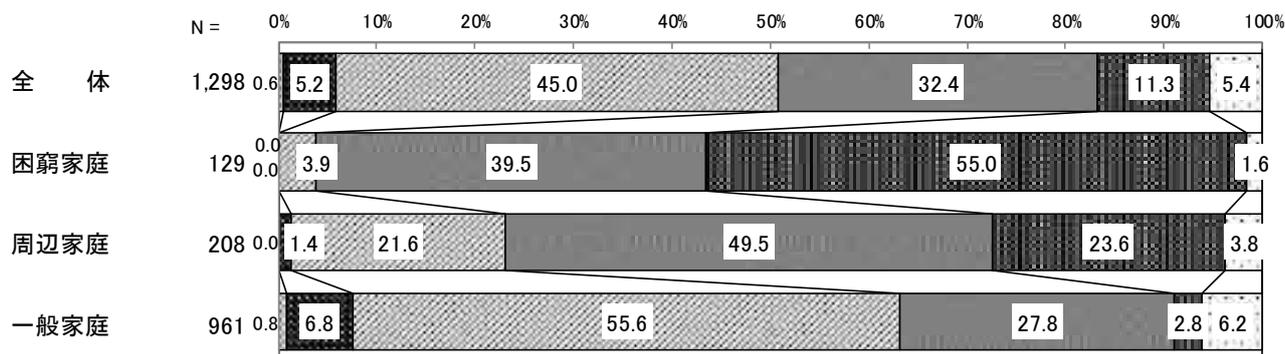
### ① 暮らしの状況

現在の暮らしの状況をどう感じているかについて、一般家庭では、「やや苦しい」「大変苦しい」と回答した人が合わせて30.6%であるのに対し、周辺家庭では73.1%、困窮家庭では94.5%となっています。

#### 保護者 現在の暮らしの状況をどう感じているか

問23 現在の暮らしの状況[%]

■ 大変ゆとりがある ■ ややゆとりがある ■ 普通 ■ やや苦しい ■ 大変苦しい □ 無回答



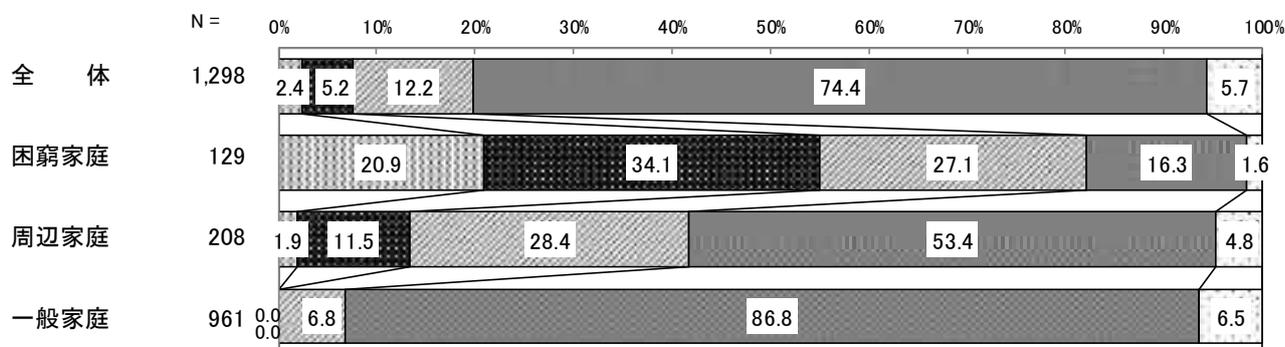
### ② 衣類の購入状況

過去1年間に、必要な衣類が買えないことがあったかとの問いについて、一般家庭では「全くなかった」と回答した人が86.8%であるのに対し、周辺家庭では53.4%、困窮家庭では16.3%となっています。

#### 保護者 過去1年間に衣類が買えないことがあったか

問26 過去1年間に必要な衣類が買えないこと[%]

■ よくあった ■ 時々あった ■ まれにあった ■ 全くなかった □ 無回答

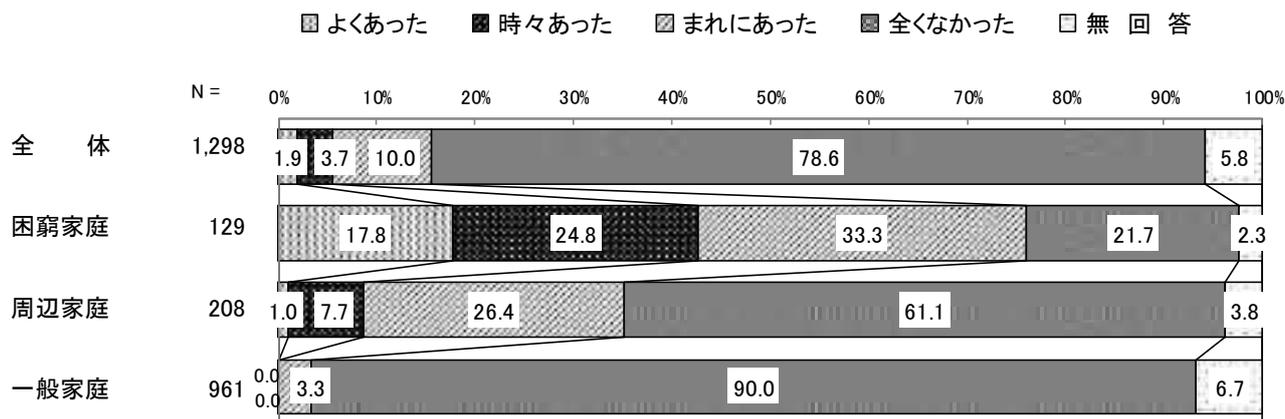


### ③食料の購入状況

過去1年間に、必要な食糧が買えないことがあったかとの問いについて、一般家庭では「全くなかった」と回答した人が90.0%であるのに対し、周辺家庭では61.1%、困窮家庭では21.7%となっています。

#### 保護者 過去1年間に食料が買えないことがあったか

問25 過去1年間に必要な食料が買えないこと[%]

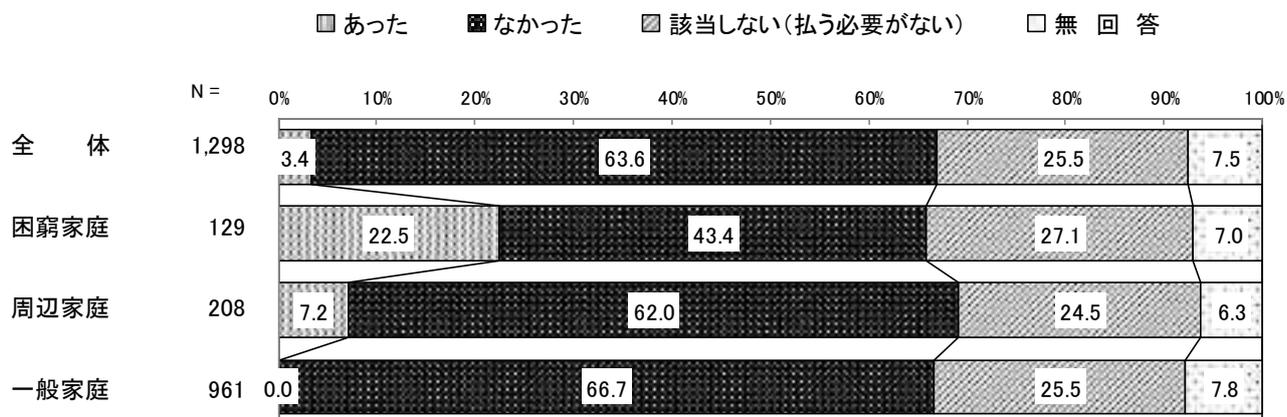


### ④家賃の支払い状況

過去1年間に家賃が支払えないことがあったかとの問いについて、一般家庭では「あった」と回答した人が0%なのに対し、周辺家庭では7.2%、困窮家庭では22.5%となっています。

#### 保護者 過去1年間に家賃が支払えないことがあったか

問27 支払えないこと:家賃[%]

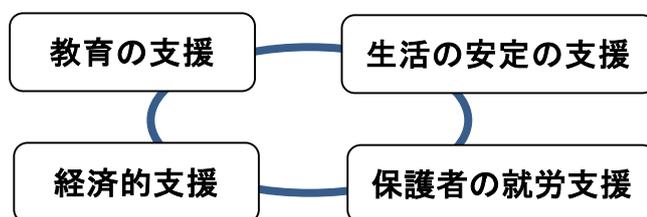


### 3. 本市の子どもの貧困対策

#### 基本目標

本市の子どもの貧困対策は、子ども・子育て支援事業計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、子どもたちがその成長段階に応じて切れ目なく必要な支援を受けられることができるよう、大綱の基本方針に基づき、市民アンケート調査からみえてくる貧困の現状と課題を教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援の4つの視点に整理し、それを踏まえた施策を実施します。

4つの視点は互いに相関し合う関係にあるため、各施策・事業の実施に当たっては、互いに連携しながら、子どもの貧困対策としての効果を高められるよう実施します。



## 4. 子どもの貧困対策の具体的な施策

### (1) 教育の支援

#### 【現状及び課題等】

生活困難家庭で生活している子どもたちには、家庭での学習環境が整っていない傾向があり、家庭学習の習慣が身につけにくく、学校の授業の理解度が低い傾向がみられます。一方、学習に意欲的に取り組んでいる場合であっても、家庭の経済状況への不安や、保護者の子どもに対する関心の低さにより、学習への支援が得られず、学力や学びへの意欲が低下する可能性があります。また、家庭の経済状況を理由に将来の展望に期待が持てず、希望する進学を諦めてしまう可能性もあります。

#### 【施策の方向】

子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく自分の将来を切り開いていけるよう、学校において学齢期に合わせた基礎学力の定着と学習への意欲付けを図るとともに、学習環境の整った家庭環境の実現を図り、就学継続と希望する進学の実現を支援します。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	保育所保育料給付事業	小規模保育施設、認可外保育所、事業所内保育所に通う児童の保育料を無償化するため、保育料等を給付します。	こども課
再掲	確かな学力の向上	授業改善を重視した研修会や講座を設け、継続して指導や支援する機会を充実するなどして、教職員の指導力向上を図ります。	学校教育課
再掲	知的発達の促進	遊びを中心とした生活の中で、自ら学び、自ら考える力の基礎が育まれるよう、指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。	こども課
再掲	豊かなこころと健やかなからだの育成	スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*、心の教室相談員を配置し、豊かなこころと健やかなからだの育成を図ります。 学校給食を核とした食育*の推進と望ましい食習慣の確立を図ります。	学校教育課
		道徳的な判断力や道徳性の芽生えが培われるよう、指導体制の工夫改善に努めます。 給食や栽培活動体験を核とした食育*の推進と望ましい食習慣の確立を図ります。	こども課
再掲	家庭教育学級の開催	小・中学校、幼稚園等施設や社会教育施設で家庭教育に関する教室や講座を実施します。	生涯学習スポーツ課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
②	学校適応指導事業	指導員及び担当指導主事が、本人の希望を尊重しながら、学校及び保護者と連携し、学習の遅れを取り戻す支援・指導を行います。 また、学習活動だけでなく、小集団でのレクリエーションやスポーツ活動、体験活動を通して、社会性や自立意識の醸成、集団生活への適応意欲の回復を図ります。	学校教育課
③	生活困窮世帯子どもの学習・生活支援委託事業	生活保護世帯及び生活困窮者自立相談支援事業を利用している世帯の小学生から高校生までの児童、生徒及びその保護者に対し以下のような支援を行います。 ・ 高校受験のための進学支援や学習の習慣づけ、学び直しの機会の提供 ・ 保護者に対しての子どもの養育相談、進路相談、進学に必要な奨学金等の情報提供 ・ 高校と連携を図り成績状況を把握するなど、卒業に向けた支援の実施 ・ 高校未入学者、高校中退者への進学、就職相談支援 ・ 生活習慣、家庭内の生活環境の改善に向けた支援の実施	社会福祉課
④	学力向上推進事業	4月に、学力調査を実施し、9月までに結果をフィードバックします。 校長会議、各種研修会において学力調査の結果を踏まえて効果的な学力向上対策について協議します。 学校指導訪問、指導主事の派遣、教科教育研修講座の実施により、個々の教員の指導力向上を図ります。	学校教育課
⑤	心の教室相談員支援事業	悩みを話せる環境を準備し、子どもの心に寄り添った相談や支援を行います。 学級担任と連携し、不適応や問題行動等の未然防止、早期解決に努めます。	学校教育課
⑥	いじめ不登校対策事業	全小・中学校において、児童生徒と学級集団の状態を把握するためのQ-U心理検査を実施し、児童生徒と学級集団の変容を把握し、学級集団育成の方針を修正しながら取組を実施します。	学校教育課
再掲	放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の余裕スペースなどを活用して、子どもたちの安全、安心な活動拠点(居場所)を設け、子どもたちと地域の方がともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行います。	こども課
⑦	奨学資金給与事業	能力があるにも関わらず、就学が困難と認められる大学在学者に対して、奨学金を給付します。	教育総務課
⑧	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業	学用品、通学用品、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費、修学旅行費、新入学学用品費を支給します。	学校教育課
⑨	中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業	学用品、通学用品、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費、修学旅行費、新入学学用品費を支給します。	学校教育課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
再掲	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の利用促進	ひとり親家庭の父又は母を対象とした県の貸付制度です。	こども課

## (2)生活の安定の支援

### 【現状及び課題等】

生活困難家庭では、保護者や子どもが経済状況以外にも家庭内に様々な問題を抱えている傾向があります。保護者自身が精神的に不安定な場合、子どもたちにとって、規則正しい生活リズムなどの基本的な生活習慣を身につける妨げになるばかりか、衛生面の問題や成長期に必要な食事を摂ることができないなど、健やかな成長や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。気軽に相談できる場所、相手がいる、つながりがあることは、子どもたちにも保護者にも重要です。

また、子どもに対する保護者の関心が低い、子どもが保護者に甘えることができないなど、親子間の基本的な信頼感が希薄な場合も多くみられます。こうした親子関係のもとでは、子どもたちの自己肯定感は芽生えにくく、将来への希望を持つことも、自分自身の可能性を信じることも困難になってしまいます。

### 【施策の方向】

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、良好な親子関係と、身体的にも精神的にも安心できる家庭環境が欠かせません。子どもにとって望ましい養育環境が維持できるよう、保護者に対して妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、子育て家庭と寄り添うことで不安が和らげられるような相談支援体制の拡充を図ります。

また、子どもたちが安心して学び、成長できる環境を確保するため、引き続き子どもの居場所づくりに取り組みます。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
再掲	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センター「てくてく」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を実施します。	こども課 健康づくり課
再掲	子育て支援センター事業	子育て支援のための拠点を整備し、育児相談、情報提供、子育てサークル活動などの支援をします。	こども課 市民交流センター企画課
再掲	健康づくり推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業	4か月までの乳児のいるすべての家庭を健康づくり推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うことで、母親の地域での孤立化を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保に努めます。	健康づくり課
再掲	すくすく赤ちゃん応援事業	0・1歳児のいる家庭に、登録した市内の店舗で育児に必要な用具や用品を購入できる応援券を支給します。	こども課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
再掲	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、子育てを支援します	こども課
再掲	産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業	妊娠期から出産後6か月以内の乳児のいる家庭で、親の体調不良等で家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣します。	こども課
再掲	家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」	専門の研修を受けたボランティアが、未就学児のいる家庭に、週1回2時間程度無料で訪問し、育児不安に対する傾聴や、保護者と一緒に家事や育児を行う支援をします。	こども課
再掲	地域での食育*の推進	料理講習会を開催し、バランスのとれた食事と食を通じた親子のふれあいを深めます。	健康づくり課
再掲	子育てガイドブックの配布	子育てガイドブックを活用し子育てに関する情報を提供します。	こども課
再掲	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	各小学校学区に児童クラブを設置します。昼間保護者のいない児童に対し、放課後安全に過ごす場所を確保し、放課後児童支援員が育成支援します。	こども課
再掲	病児保育事業	児童が病気等により、保育所(園)やこども園などでの集団保育が困難な場合に、病院等の専用スペースや施設内の病児スペースで保育を行います。また、病児保育を行う事業者に対して補助金を交付します。	こども課
再掲	一時預かり事業(一時保育事業)	保護者の都合(就労形態、傷病、入院等)により、施設に入所していない児童が、一時的に保育を必要とする場合、保育所(園)やこども園などで保育を行います。	こども課
再掲	幼稚園、こども園における一時預かり事業(預かり保育事業)	保護者からの保育時間延長のニーズに対応するため預かり保育を実施します。	こども課
再掲	通常保育事業	保育を必要とする児童を保育します。また、提供体制の確保に努めます。	こども課
再掲	低年齢児保育事業	低年齢児(0～2歳児)保育数の増加に対応できる提供体制の確保に努めます。	こども課
再掲	延長保育事業	保護者の働き方の変化に対応するため11時間の保育時間を超えて保育を行います。	こども課
再掲	地域型保育事業	市の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象となった施設により、保育サービスを提供します。	こども課
再掲	こども医療費助成事業	子どもの健康を守るとともに、社会を支える働く世代の経済的負担を軽減し安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、こども医療費無料化を実施します。	こども課
再掲	母子保健健康相談事業	保健師、栄養士などが専門的な健康、栄養、障がい等に関する相談に応じます。	健康づくり課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
①	母子保健健康教育事業	保健師、看護師、管理栄養士、臨床心理士、言語聴覚士が、対面及び電話により以下の相談を実施します。 妊娠・出産・育児・離乳食・発育・発達・健康に関する相談、母子健康手帳の交付、及び心理相談、言語相談	健康づくり課
再掲	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止策及び要保護児童対策の一層の推進を図ります。	こども課
再掲	家庭児童相談室・児童虐待防止相談室の活用	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置します。また、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応等を一段と進めるための専門窓口として児童虐待防止相談室を設置します。	こども課
②	生活困窮者自立支援事業	生活相談支援窓口を設置し、生活困窮者の抱えている課題に対応するため、ニーズに応じた支援プランを作成し支援調整会議を開催するなど、関係機関と連携しながら包括的に支援を行います。	社会福祉課
③	生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者の家計を管理する能力を高めることで生活を再生させるため、専門的な助言・指導による家計管理や滞納の解消、各種給付制度の利用、債務整理に向けた支援を実施します。	社会福祉課
再掲	生活困窮世帯子どもの学習・生活支援委託事業	生活保護世帯及び生活困窮者自立相談支援事業を利用している世帯の小学生から高校生までの児童、生徒及びその保護者に対し以下のような支援を行います。 ・ 高校受験のための進学支援や学習の習慣づけ、学び直しの機会の提供 ・ 保護者に対しての子どもの養育相談、進路相談、進学に必要な奨学金等の情報提供 ・ 高校と連携を図り成績状況を把握するなど、卒業に向けた支援の実施 ・ 高校未入学者、高校中退者への進学、就職相談支援 ・ 生活習慣、家庭内の生活環境の改善に向けた支援の実施	社会福祉課
④	母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のない女子であって現に児童を保護している保護者に対し、子どもと一緒に生活できる児童福祉施設での安定した生活の場を提供し、自立促進のために必要な指導や相談支援を行います。	こども課
⑤	多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	令和2年度新規 複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするとともに、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な体制を構築します。	社会福祉課

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
⑥	子ども家庭総合支援拠点の設置	令和4年度予定 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握を行います。子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う子ども家庭総合支援拠点については、現在の家庭児童相談室・児童虐待防止相談室を基点として、設置を検討します。	こども課

### (3)保護者の就労支援

#### 【現状及び課題等】

生活困窮家庭では、非正規社員として就労する保護者の割合が高く、また、ひとり親である割合も高いと考えられ、収入も低くなりがちです。また、健康面の問題や就労意欲の低さなどの理由から、収入が安定していない場合も多くみられます。このため、保護者に経済的にも精神的にも余裕がなくなり、養育環境が悪化している様子がうかがえます。

#### 【施策の方向】

子どもたちが抱く家庭の経済状況への不安を軽減し、安心して生活できるようにするためには、保護者が安定的に就労している状況が望ましいといえます。子どもたちの安心を確保するため、就労が困難な状況にある保護者の就労や、就労中であっても、より安定した収入が期待できる仕事への就労が見込まれる保護者への技能習得や資格取得を支援します。

#### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
再掲	生活困窮者自立支援事業	生活相談支援窓口を設置し、生活困窮者の抱えている課題に対応するため、ニーズに応じた支援プランを作成し支援調整会議を開催するなど、関係機関と連携しながら包括的に支援を行います。	社会福祉課
①	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の母又は父が適職に就くために必要な技能や資格を取得するための教育訓練講座を受講した場合に、受講終了後にその費用の6割相当額を助成します。	こども課
②	高等職業訓練促進給付等事業	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合に、費用の一部を助成します。	こども課
③	生活保護受給者就労支援事業	就労に関して阻害要因が少ない生活保護受給者に対し就労支援を行います。	社会福祉課
再掲	就労支援の情報提供と普及啓発	仕事と子育ての両立のための関係法や支援制度、求人情報等の広報や啓発、情報提供に努めます。	商工課

## (4) 経済的支援

### 【現状及び課題等】

生活困窮家庭では、暮らしの状況について苦しいと感じているのみならず、家族旅行や季節のイベントに対する支出はもとより、衣食住に係る基礎的な生活費でさえも支出困難な場合があることがうかがえます。

子どもたちが将来への夢と希望を諦めることなく、また、保護者も子どもたちに諦めさせることなく生活を送るためには、親の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を経済的に安定させるための取組が重要となります。

### 【施策の方向】

子どもも保護者も経済的・精神的にゆとりを持って生活できる基盤を支えるため、必要な各種手当の給付など直接的な支援を確実にを行います。

### 【事業】

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
再掲	保育所保育料給付事業	小規模保育施設、認可外保育所、事業所内保育所に通う児童の保育料を無償化するため、保育料等を給付します。	こども課
再掲	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業	学用品、通学用品、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費、修学旅行費、新入学学用品費を支給します。	学校教育課
再掲	中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業	学用品、通学用品、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費、修学旅行費、新入学学用品費を支給します。	学校教育課
再掲	こども医療費助成事業	子どもの健康を守るとともに、社会を支える働く世代の経済的負担を軽減し安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、こども医療費無料化を実施します。	こども課
再掲	生活困窮者自立支援事業	生活相談支援窓口を設置し、生活困窮者の抱えている課題に対応するため、ニーズに応じた支援プランを作成し支援調整会議を開催するなど、関係機関と連携しながら包括的に支援を行います。	社会福祉課
再掲	すくすく赤ちゃん応援事業	0・1歳児のいる家庭に、登録した市内の店舗で育児に必要な用具や用品を購入できる応援券を支給します。	こども課
①	生活保護事業	生活に困窮する世帯からの相談を受け、申請に基づき関係機関等へ調査を行い、生活保護を適正に適用します。また、生活保護を適用した世帯に対しては、家庭訪問等により生活上の課題を把握し、その解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
②	児童手当給付事業	中学校終了前の児童を養育している者に対し、児童手当を給付します。	こども課
再掲	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために手当を支給します。	こども課

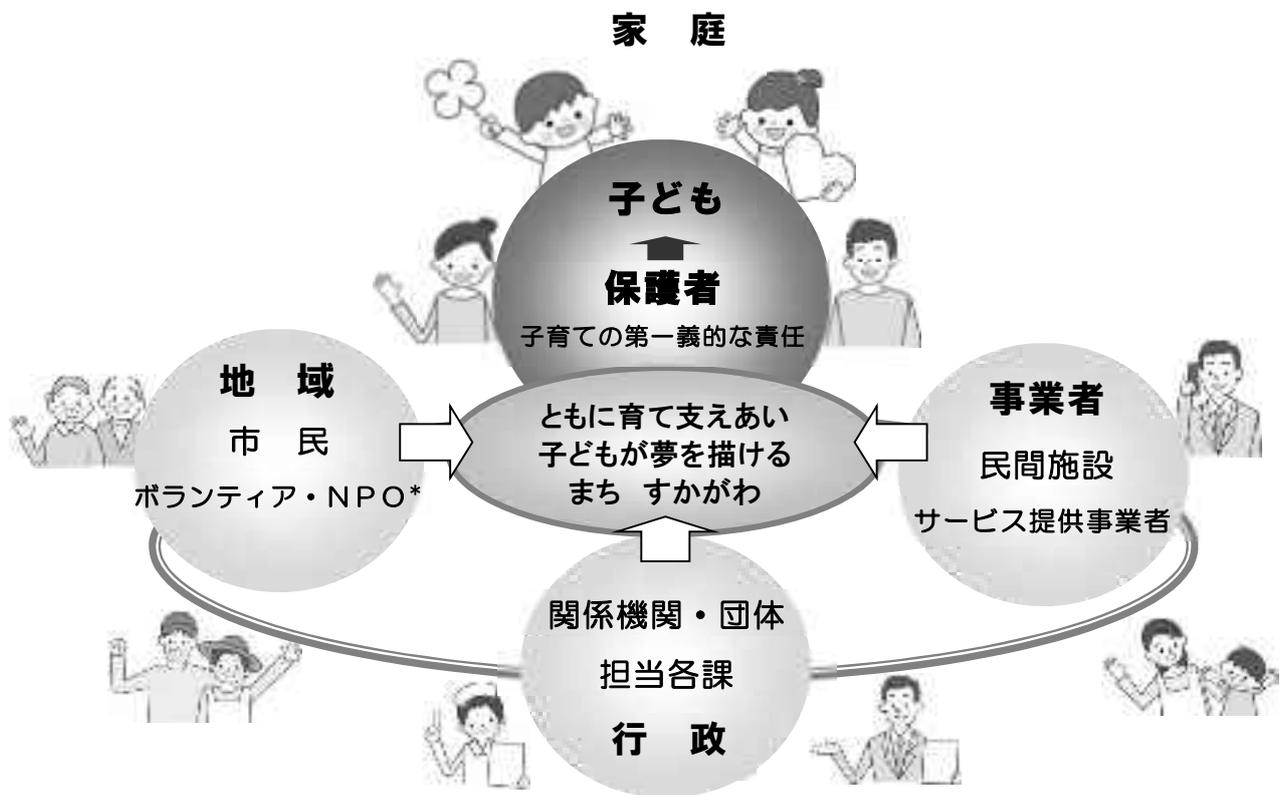
番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
再掲	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の利用促進	ひとり親家庭の父又は母を対象とした県の貸付制度です。	こども課
再掲	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。	こども課

# 第7章 計画の進行管理

## 1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、須賀川市子ども・子育て会議へ進捗状況等を報告し、ご意見をいただきながら進めます。

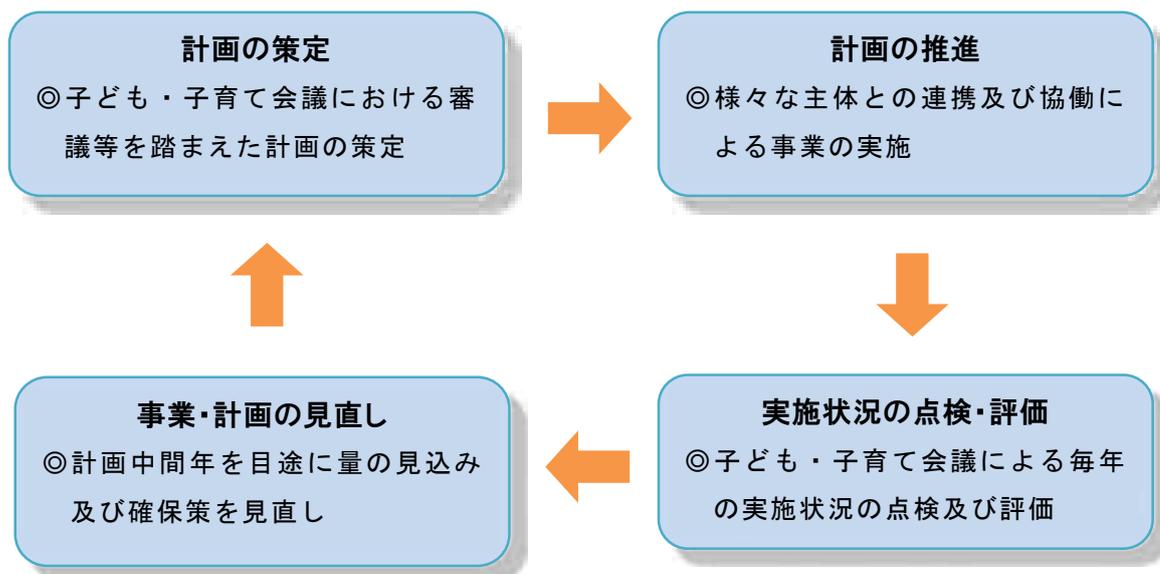
また、市内のこども園、保育所（園）、幼稚園など子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、市民が、連携・協働して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報及び啓発に努めます。



## 2. 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検、評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、定期的に点検を行い、施策の改善と着実な推進につなげていきます。



## 3. 関係機関等との連携

庁内の関係課との連携に限らず、県及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組むとともに、地域や教育・保育施設事業者との協働により事業を推進します。

# 資料編

## 1. 計画の策定体制及び経過

### (1) 子ども・子育て会議の開催状況等

開催年月日	検討内容
平成31年2月22日（金）	平成30年度第2回須賀川市子ども・子育て会議 【協議内容】 ① 第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について
平成31年3月7日（木） ～18日（月）	子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
令和元年7月9日（火） ～17日（水）	子どもと子育て家庭の生活実態調査実施
令和元年7月25日（木）	令和元年度第1回須賀川市子ども・子育て会議 【協議内容】 ① 諮問 ② 平成30年度須賀川市子ども・子育て支援事業計画に係る事業の実施状況について ③ 第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画策定について ④ ニーズ調査結果について ⑤ 子どもの貧困実態調査実施について
令和元年9月27日（金）	令和元年度第2回須賀川市子ども・子育て会議 【協議内容】 ① 子どもの貧困実態調査結果（概要）について ② 第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2年1月27日（月）	令和元年度第3回須賀川市子ども・子育て会議 【協議内容】 ① 第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2年3月25日（水）	答申

## (2)須賀川市子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、須賀川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 民生児童委員
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

**第6条** 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (3) 須賀川市子ども・子育て会議委員名簿

区分	役職	氏名	備考
公募による市民	子ども教室コーディネーター	ほんだ さおり 本田 さおり	
公募による市民	非営利活動団体 Kokoyori	くまだ ひろみ 熊田 ひろみ	
子どもの保護者		ねもと ひろし 根本 洋	
子どもの保護者		いしい まりこ 石井 麻里子	
子どもの保護者		たるい たくや 樽井 拓哉	
学識経験者	須賀川市家庭相談員	あまの あつこ 天野 温子	
学識経験者	須賀川市社会福祉協議会会長	みぞい まさお 溝井 正男 (会長)	
子ども・子育て支援関係事業者	認定こども園くるみの木 園長	はしもと れいこ 橋本 礼子	
子ども・子育て支援関係事業者	天泉こども園 園長	すぎはら かん 杉原 完	
子ども・子育て支援関係事業者	虹色保育園 園長	ありまつ ゆうこ 有松 有子	
子ども・子育て支援関係事業者	岩瀬地区小学校長会長 (須賀川第三小学校校長)	すだ もとお 須田 元大	
子ども・子育て支援関係事業者	須賀川支援学校長	はしもと じゅんいち 橋本 淳一	
民生児童委員	須賀川市民生児童委員協議会長	ときた あきひろ 時田 昭彦 (副会長)	前委員 はたおか くにひさ 畑岡 邦久
関係団体から推薦を受けた者	須賀川市PTA連合会長	うえた さとし 植田 訓	

計14名

## 2. 用語の説明

### (1) 子ども・子育て支援新制度に関する用語

番号	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人に限られる（株式会社の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のことをいう。
3	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）
4	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
5	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（子ども・子育て支援法第11条）
6	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）
7	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
8	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（子ども・子育て支援法第11条）
9	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。（子ども・子育て支援法第29・43条）
10	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）

番号	用語	定義
11	家庭的保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
12	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
13	事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
14	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第7条)</p> <p><b>【認定区分】</b></p> <p>1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども</p> <p>2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)</p> <p>3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)</p>
15	確認制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
16	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(子ども・子育て支援法第59条)
17	幼児教育・保育の無償化	令和元年5月、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決・成立し、10月から幼児教育・保育の無償化が開始。認可保育所等や幼稚園のほか、認可外保育施設等についても、要件を満たす方については無償化の対象となる。
18	施設等利用給付	<p>令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに対象となる施設・サービスの利用について、無償化となるために受ける必要がある認定。以下の施設・サービスを利用する方が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園(私学助成園)を利用する方(新1号認定)</li> <li>・認可外保育施設(ベビーシッター含む)を利用する方(新2号又は新3号認定)</li> <li>・一時預かり事業、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する方(新2号又は新3号認定)</li> </ul>

## (2) その他の用語

### ア行

#### 【NPO】

NPOは、non profit organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野において自主的・自発的な社会活動を行っています。

### カ行

#### 【学校評議員制度】

公立学校の運営に保護者や地域住民等の意向を幅広く取り入れるための制度です。学校評議員は、その学校の職員以外で教育に関する理解と識見のある者のうちから人選し、学校長の推薦により、教育委員会など学校の設置者が委嘱します。

#### 【合計特殊出生率】

対象とする年次について、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して得られる出生力の指標のこと。この数値が2.08（人口置換水準）を割った状態が続くと、いずれ人口が減少するといわれています。この人口置換水準は、死亡状況や出生性比により変化し、戦後の昭和25年は2.43でした。

#### 【コーホート（センサス）変化率法】

「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、「コーホート法」とは、そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。今回の人口推計では、住民基本台帳データの平成27年から平成31年の1年ごとに、人口を男女別・年齢別（1歳ごと）に区分し、5年平均のセンサス変化率により推計しています。

### サ行

#### 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

この実現は、働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、目指すべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。

#### 【小1の壁】

子どもの小学校入学を期に、特に共働きやひとり親の世帯において、仕事が終わる時間まで子どもを預けられる施設が見つからなくなるなど、育児と仕事の両立が難しくなる状況のこと。

#### 【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行うこと。

### 【スクールカウンセラー】

不登校や問題行動等に対応するため、小・中学校に配置され、児童・生徒や保護者、教員の悩みや話を聞き、アドバイスをしたり考えたりすることを中心に行います。

### 【スクールソーシャルワーカー】

不登校や問題行動等に対応するため、小・中学校に配置され、問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しのようなことを中心に行います。

## ナ行

### 【ノーマライゼーション】

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々と健常者とが、お互いに特別に差別されることなく、等しく生きることが社会の本来のあるべき姿であるという考え方です。また、そのような社会の実現に向けた活動や施策も含まれます。

## ハ行

### 【パブリックコメント】

パブリックコメント手続制度は、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見、ご要望などを募集し、寄せられたご意見、ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられたご意見、ご要望等に対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続きをいいます。

### 【標本調査】

ある集団の中から標本として一部の調査対象を抽出して調査し、そこから母集団の性質を統計学的に推計する調査。

### 【貧困率】

世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べたときに真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合。絶対的貧困率と相対的貧困率がある。絶対的貧困率は、十分な所得がないため最低限の生活必需品を購入できない人の割合。相対的貧困率は、国民の所得分布の中央値の半分に満たない世帯の割合。

## ヤ行

### 【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

第2期 須賀川市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行：須賀川市 教育委員会事務局 こども課

住所：〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

TEL：0248-88-8124（直通）

FAX：0248-94-4561